

平成30年第3回粕屋町議会定例会会議録（目次）

第1号 8月31日（金）

・開 会	4
・会議録署名議員の指名	5
・会期の決定	5
・諸般の報告	5
・行政報告（法令に基づく報告）	6
・議案等の上程（第42号～第59号）（諮問第1号～諮問第3号）	7
・議案等に対する質疑	13
・議案等の委員会付託	13

第2号 9月13日（木）

・町長所信表明	17
---------	----

第3号 9月14日（金）

・一般質問	23
鞭馬直澄議員	23
1. 町政を担う基本姿勢について	23
2. 町立保育所の存続建て替えについて	28
3. 防災・防犯について	30
案浦兼敏議員	36
1. 農業の振興について	37
2. 駕与丁公園の整備について	45
福永善之議員	53
1. 内部統制に関して	53
本田芳枝議員	65
1. これからの粕屋町政のあり方について	66
2. 巡回バスの事業化について	75

第4号 9月18日（火）

・一般質問	82
中野敏郎議員	82
1. 自然災害への対応について	83

2. 今後の行政運営について	99
太田健策議員	103
1. 粕屋町学校給食共同調理場整備事業について	103
2. 行政区について	111
川口 晃議員	114
1. 公文書管理の問題	114
2. 新町長のこれらに関する所信はどうか	118
3. JR福北ゆたか線に関する問題	123
4. 子ども・青少年の支援問題	127
久我純治議員	131
1. 落橋した水鳥橋の再建について	131
2. 前町長の退職について	135

第5号 9月19日（水）

・議案等の撤回（諮問第2号）	146
・一般質問	147
田川正治議員	147
1. 町長選挙の公約と所信表明に関して新町長の見解を問う	148
井上正宏議員	166
1. 池田泰博前副町長の挨拶について	166
2. 市制に向けての準備について	175

第6号 9月21日（金）

・発議の上程	183
・発議に対する質疑	184
・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	186
議案第42号 専決処分の承認を求めることについて	186
議案第43号 粕屋町手数料条例の一部を改正する条例について	187
議案第44号 粕屋町自治功労者推奨条例の一部を改正する条例について	190
議案第45号 粕屋町農業委員会委員の任命同意について	191
議案第46号 粕屋町印鑑条例の一部を改正する条例について	192
議案第47号 粕屋町住民基本台帳カード利用条例を廃止する条例について	192
議案第48号 平成30年度粕屋町一般会計補正予算について	197
議案第49号 平成30年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について	198

議案第50号	平成30年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について……	198
議案第51号	平成30年度粕屋町介護険特別会計補正予算について……………	198
議案第52号	平成30年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 について……………	198
議案第53号	平成29年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について……………	202
議案第54号	平成29年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	208
議案第55号	平成29年度福粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の 認定について……………	208
議案第56号	平成29年度粕屋町介護険特別会計入歳出決算の認定について……	208
議案第57号	平成29年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計入歳出 決算の認定について……………	208
議案第58号	平成29年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出 決算の認定について……………	214
議案第59号	平成29年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分 及び収入支出決算の認定について……………	214
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	216
諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	216
発議第2号	粕屋町議会ホームページのリニューアル検討特別委員会設置に 関する決議（案）……………	217
・粕屋町議会ホームページのリニューアル検討特別委員会の委員の選出に ついて（追加）……………		219
・粕屋町議会ホームページのリニューアル検討特別委員会の委員長及び 副委員長の選任について（追加）……………		220
・委員会の閉会中の所管事務調査……………		220
・閉　　会……………		221

平成30年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

平成30年8月31日（金）

平成30年第3回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

平成30年8月31日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 諸般の報告
- 第4. 行政報告（法令に基づく報告）
- 第5. 議案等の上程
- 第6. 議案等に対する質疑
- 第7. 議案等の委員会付託

2. 出席議員（16名）

1番 末 若 憲 治	9番 川 口 晃
2番 井 上 正 宏	10番 田 川 正 治
3番 案 浦 兼 敏	11番 福 永 善 之
4番 鞭 馬 直 澄	12番 小 池 弘 基
5番 安 藤 和 寿	13番 久 我 純 治
6番 中 野 敏 郎	14番 本 田 芳 枝
7番 木 村 優 子	15番 八 尋 源 治
8番 太 田 健 策	16番 山 脇 秀 隆

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古 賀 博 文 ミキシング 高 榎 元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（18名）

副 町 長 吉 武 信 一 教 育 長 西 村 久 朝
総 務 課 長 堺 哲 弘 経 営 政 策 課 長 今 泉 真 次

税務課長	中原 一雄	収納課長	白井 賢太郎
協働のまちづくり課長	中小原 浩臣	学校教育課長	山野 勝寛
社会教育課長	新宅 信久	給食センター所長	神近 秀敏
都市計画課長	田代 久嗣	地域振興課長	八尋 哲男
道路環境整備課長	安松 茂久	上下水道課長	松本 義隆
総合窓口課長	渋田 香奈子	介護福祉課長	山本 浩
健康づくり課長	古賀 みづほ	子ども未来課主幹	稲永 美穂

◎議会事務局長（古賀博文君）

開会に先立ちまして、7月に発災しました「平成30年7月豪雨」、通称「西日本豪雨」により、犠牲になられました方々に対しまして、黙祷を捧げたいと存じます。

皆さま、御起立願います。黙祷。

（黙祷）

◎議会事務局長（古賀博文君）

お直りください。

ご着席願います。

（開会 午前9時30分）

◎議長（山脇秀隆君）

改めましておはようございます。

先に、平成30年7月豪雨災害につきまして、黙祷を捧げさせていただきました。粕屋町議会といたしましても、この災害で亡くなられた方及び被災されました皆さまに、お悔やみとお見舞いを申し上げます。議員からの義援金につきましては、日赤を通じて寄附させていただく予定であります。

今定例会は、今月10日付けで、因辰美町長が辞職いたしましたので、町長不在の中での9月議会開会となります。新町長につきましては、9月9日選挙、10日就任となりますので、9月13日に本会議を開催し、所信表明を行っていただく予定にしております。その関係上、議会運営委員会では、協議の結果、今定例会での一般質問につきましては、議会後半に変更をしております。質問につきましては、訴えてきた公約や、今後の施政方針など、粕屋町の将来の展望を聞いていただき、可能な範囲で答弁いただけたらと考えております。

ここで開会に先立ちまして辞職された因辰美前町長より、挨拶文を預かっておりますので、代読させていただきます。

「皆さんこんにちは。因辰美でございます。平成30年8月10日を持ちまして、粕屋町町長の職を辞職いたしました。長い間、本当にありがとうございました。この度は一身上の都合で、粕屋町長の職を全うできず辞職することは、病気が原因とはいえ、誠に申し訳なく、議会を初め町職員ほか各方面に大変に御迷惑をおかけいたしました、痛恨の極みであります。これまで3年足らずの間、支えていただいた町執行部、並びに町議会議員の皆さまを初め、関係各位に心より感謝申し上げます。本来であれば、この場に来て御挨拶すべきですが、何分身体のほうが思うようにならないのが現状であり、これ以上皆さまに、御迷惑をおかけしたくなく、文面での御挨拶となったこととお詫び申し上げます。御理解を賜ります。辞職後はリハビリ

りに専念し、1日も早く皆さまに元気な姿をお見せできるように、養生訓練していく所存です。今後は一町民として応援して参ります。お体には十分注意されますように、また皆さまの今後の御活躍を御祈念申し上げ、辞職の挨拶といたします。

平成30年8月 因辰美 」代読であります。

◎議長（山脇秀隆君）

本日、執行部の子ども未来課長席は現在空席でありますので、代理として稲永美穂子ども未来課主幹が出席しておりますので、御報告しておきます。

ただいまの出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、平成30年第3回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（山脇秀隆君）

日程第1、「会議録署名議員の指名」をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において、3番、案浦兼敏議員及び、5番、安藤和寿議員を指名いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月21日までの22日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山脇秀隆君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月21日までの22日間と決定いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

日程第3、「諸般の報告」をいたします。

広域行政である各組合の平成29年度決算の状況を報告いたします。お手元に内容を配布しておりますので、御参照いただければと思えます。

まず、平成29年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合歳入歳出決算は、組合員全員の賛成で認定されましたので御報告いたします。

歳入総額21億9,519万6,650円。歳出総額19億8,549万7,872円、歳入歳出差引総額2億969万8,778円が実質収支であります。この2億969万8,778円は、平成30年度に同額が各町の負担金割合に応じて減額されます。

続きまして、平成29年度粕屋南部消防組合歳入歳出決算は、組合員全員の賛成で

認定されました。

歳入総額23億5,705万4,708円。歳出総額23億3,427万5,165円。歳入歳出差引総額2,277万9,543円であります。粕屋中南部休日診療所事業特別会計決算は、組合員全員の賛成で認定されました。歳入総額5,233万9,518円。歳出総額3,695万2,102円。歳入歳出差引総額1,538万7,416円であります。監査報告書にあるように患者数によって経費も左右されがちであります。基金6,535万2,000円の繰り入れにより対処できることから、各町の負担金は発生しないということでもあります。

続きまして、平成29年度北筑昇華苑組合歳入歳出決算は、組合員全員の賛成で認定がなされましたので報告いたします。

歳入総額3億1,499万2,028円。歳出総額2億5,788万6,072円。歳入歳出差引総額5,710万5,956円であります。分担金の基礎となる火葬体数は、各市町とも増加傾向にあり、施設整備の拡充が求められることから、次年度におきまして、駐車場整備が行われる予定であります。

以上が一部事務組合の決算であります。それ以外につきましては、資料にて御確認くださいますようお願いいたします。

最後に、国鉄志免炭鉱ぼた山開発推進協議会では、平成29年度歳入104万1,608円。歳出63万2,158円。歳入差引総額40万9,450円であります。

歳出の主なものは、草刈りに要した47万4,600円であります。平成29年度末ぼた山災害防止対策積立金は1億107万3,230円あります。登山道修繕工事費100万円を計上しておりましたが、費用をかけないで整備を行うことに方針がなされたため、85万5,392円が執行残となりました。言い忘れてましたが、これも賛成多数で認定されました。

以上、広域行政の諸般の報告を終わります。

◎議長（山脇秀隆君）

続きまして、日程第4、「行政報告」を一括して求めます。

町長職務代理者、吉武副町長。

（町長職務代理者・副町長 吉武信一君 登壇）

◎副町長（吉武信一君）

おはようございます。

本日、平成30年第3回粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、残暑厳しい折、また、何かと御多忙の中、全員の御出席を賜り、心から感謝とお礼を申し上げます。

なお、会期日程中途に町長選挙が執行されます。それまで町長不在で、議員の皆さまには大変御迷惑をおかけしますが、職員一同、遺漏のないよう、職務に努めて

まいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、法令に基づく報告をいたします。

報告第4号は、「平成29年度粕屋町健全化判断比率について」でございます。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項の規定によりまして、監査委員の意見を付して議会に報告するものでございます。報告第5号は、「平成29年度粕屋町公営企業の経営の健全化について」でございます。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条第1項の規定によりまして、監査委員の意見を付して議会に報告するものでございます。

以上で、法令に基づく報告を終わります。

(町長職務代理者・副町長 吉武信一君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

日程第5、「議案等の上程」を行います。

お手元に配付しておりますように、今期定例会に町から提出されました議案等は21件であります。

提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者、吉武副町長。

(町長職務代理者・副町長 吉武信一君 登壇)

◎副町長（吉武信一君）

それでは、議案の上程を行います。

平成30年第3回粕屋町議会定例会に町から提案いたします案件といたしましては、専決処分の承認が1件、条例の改正が3件、条例の廃止が1件、農業委員会委員の任命同意が1件、平成30年度補正予算が5件、平成29年度決算認定が7件、人権擁護委員の推薦に伴う諮問が3件、以上、21件でございます。

それでは、議案第42号から順に御説明を申し上げます。

議案第42号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

平成30年9月9日に執行予定の粕屋町町長選挙の経費について、平成30年度一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により、8月2日に専決処分いたしました。

つきましては、同条第3項の規定により、今議会においてこれを報告し、承認を求めるものでございます。今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,385万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を139億5,592万3,000円とするものでございます。

議案第43号は、粕屋町手数料条例の一部を改正する条例についてでございます。本年12月10日から、粕屋町において 証明書コンビニ交付サービスを開始し、全国

のコンビニでマイナンバーカードを利用して、戸籍謄抄本、印鑑登録証明書、住民票の写し、戸籍の附票及び所得課税証明書が取得できるようになります。

それに伴い、粕屋町役場正面玄関に設置しています自動交付機については、平成35年12月に廃止の予定としており、証明書コンビニ交付サービスへの移行を進めるため、これらに関する手数料の設定及び改正を行うものでございます。

議案第44号は、粕屋町自治功労者推奨条例の一部を改正する条例についてでございます。

本町行政上、特に功労顕著な者である自治功労者としての推奨する範囲について、より適正なものとなるよう見直しを図るため、条例を一部改正するものでございます。

続きまして議案第45号は、粕屋町農業委員会委員の任命同意についてでございます。

粕屋町農業委員会委員について、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、黒瀬富芳氏、粕屋町農業委員会委員に任命するために、議会の同意を求めるものであります。

住所は粕屋町大字大隈1114番地、生年月日は昭和26年1月31日であります。経歴につきましては、議案の次ページに記載しておりますので、御覧ください。御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案第46号は、粕屋町印鑑条例の一部を改正する条例についてでございます。

本年12月10日から、粕屋町において証明書コンビニ交付サービスを開始することに伴い、印鑑登録者は、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニから印鑑証明書が取得できるようになりますので、これに関する規定を追加するとともに、所要の整備を行うものでございます。

続きまして、議案第47号は、粕屋町住民基本台帳カード利用条例を廃止する条例についてでございます。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、住民基本台帳カードについての規定が削除されましたので、カードの利用目的等について定めた本条例を廃止するものでございます。

議案第48号は、平成30年度粕屋町一般会計補正予算についてでございます。

今回は、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億5,336万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、143億928万7,000円とするものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、繰越金を1億7,373万1,000円。町債を4,293万7,000円。国庫支出金を4,176万3,000円。県支出金を3,474万2,000円。地方

交付税を3,152万3,000円増額するものでございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、農業振興事業費を1億515万円。障害者自立支援給付事業費を9,576万5,000円。国民健康保険事務費を6,593万2,000円増額するものでございます。

議案第49号は、平成30年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ154万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を40億5,460万円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、一般会計からの繰入金6,593万1,000円を増額、収支均衡を図るため、歳入欠陥補填収入を7,874万7,000円減額し、平成29年度の剰余金を繰越金として、1,407万3,000円増額するものでございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、平成29年度交付金の精算に伴う返還金として、諸支出金を7,891万2,000円増額し、前年度繰上充用金を8,000万円減額するものでございます。

議案第50号は、平成30年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,494万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億2,099万5,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料を200万円減額し、繰越金を2,694万4,000円増額するものでございます。

一方、歳出といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金を2,494万4,000円増額するものでございます。

議案第51号は、平成30年度粕屋町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

今回は、保険事業勘定におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,073万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億9,855万7,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、国庫支出金を153万2,000円。前年度繰越金を8,006万2,000円増額し、保険料を53万円、繰入金を48万6,000円減額するものでございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、諸支出金を8,006万1,000円、地域支援事業費を45万円増額するものでございます。

次に介護サービス勘定におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ63万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、2,061万4,000円とするもの

でございます。

歳入は、前年度繰越金を63万3,000円増額し、歳出は、諸支出金を63万3,000円増額するものでございます。

続きまして議案第52号は、平成30年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入・歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69万9,000円を追加し、歳入・歳出予算の総額を170万9,000円とするものでございます。

歳入では、前年度繰越金を69万9,000円増額し、70万9,000円とするものでございます。

一方、歳出では、一般会計繰出金を69万9,000円増額し、107万9,000円とするものでございます。

議案第53号は、平成29年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

一般会計の決算額は、歳入総額148億1,274万7,541円。歳出総額143億3,122万1,035円となり、歳入歳出差引額は、4億8,152万6,506円となります。この額には、次年度への繰越明許費繰越額財源779万5,000円が含まれておりますので、それを差し引きしますと、実質収支額は、4億7,373万1,506円となり、次年度への繰り越しとなりました。

また、一般会計の町債残高は前年度より1億3,320万9,000円増加し、106億2,212万6,000円となり、基金残高は、前年度より3億4,229万円増加し、36億2,486万9,000円となります。

議案第54号は、平成29年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成29年度歳入歳出決算は、歳入総額42億6,388万7,781円。歳出総額42億4,981万3,723円で、歳入歳出差し引き1,407万4,058円を、次年度へ繰り越しとする黒字決算となりました。

まず、歳入では、前年度に比べ、国庫支出金が1億4,393万8,775円。共同事業交付金が8,529万8,117円の増額となっております。また、国民健康保険税が2,987万6,073円、県支出金が6,375万8,579円、前期高齢者交付金が3,618万5,612円の減額となっております。歳入総額では、前年度と比べ1,070万7,457円の増額となっております。

一方、歳出につきましては、前年度と比較して、保険給付費が7,554万8,692円と、総務費が714万9,534円の増額となっており、共同事業拠出金が5,528万7,612円、諸支出金が1,742万4,189円、後期高齢者支援金等が439万2,185円の減額

になっております。平成29年度決算状況は、1,407万4,000円の黒字となりましたが、歳入に繰越金1,026万8,000円が含まれているため、単年度の収支では、380万5,000円の黒字であります。

続きまして、議案第55号は、平成29年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成29年度歳入歳出決算は、歳入総額5億289万225円。歳出総額4億7,594万4,713円で、歳入歳出差し引き2,694万5,512円が次年度への繰り越しとなりました。後期高齢者医療制度は、75歳以上の方を対象とした医療保険であり、福岡県後期高齢者医療広域連合が実施主体となって運営をしております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料の3億7,147万3,782円で、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の4億5,673万6,265円でございます。

議案第56号は、平成29年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成29年度の決算は、保険事業勘定におきまして、歳入総額22億8,173万8,028円、歳出総額22億167万4,784円、歳入歳出差引額8,006万3,244円が次年度への繰り越しとなりました。

歳入の主なものといたしましては、第1号被保険者保険料が5億939万3,211円、国・県・支払基金からの負担金及び交付金が13億4,460万5,681円、一般会計からの繰入金金が3億3,854万6,792円、繰越金が6,847万563円でございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、全体の88%を占める保険給付費が19億4,578万3,517円、総務費が7,655万1,019円、地域支援事業費が1億1,048万8,966円でございます。

次に介護サービス勘定におきまして、歳入総額1,362万7,965円、歳出総額1,299万3,170円、歳入歳出差引額63万4,795円が次年度への繰り越しとなりました。

歳入は、ケアプラン作成によるサービス収入が1,204万5,442円、繰越金が158万2,523円でございます。

歳出は、総務費が1,141万4,420円、サービス事業費が157万8,750円でございます。

議案第57号は、平成29年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成29年度の決算は、歳入総額169万4,698円、歳出総額98万5,136円で、歳入歳出差引額70万9,562円が次年度への繰り越しとなりました。

歳入の主なものは、貸付金の償還と繰越金でございます。貸付金の償還につきま

しては、現年度分の償還率が59.8%、過年度分の償還率が1.6%となっております。

一方、歳出の主なものは、一般会計繰出金でございます。

議案第58号は、平成29年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成29年度粕屋町水道事業会計決算に伴う剰余金を、剰余金処分計算書案のとおり、自己資本金へ1億円、建設改良積立金へ2億5,000万円処分するものでございます。

あわせて、平成29年度粕屋町水道事業会計決算は、配水管改良工事等を8箇所、粕屋浄水場中央監視設備外改良工事などを行いました。

収益的収支につきましては、消費税を除きまして、事業収益10億7,265万1,756円、事業費用8億1,840万658円、差し引き2億5,425万1,098円の純利益を計上いたしました。

次に、資本的収支につきましては、消費税を含みまして、収入総額9,632万9,993円、支出総額3億2,464万9,694円、差し引き不足額2億2,831万9,701円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填をいたしております。

議案第59号は、平成29年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成29年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を、剰余金処分計算書案のとおり、自己資本金へ1億円、減債積立金へ1億5,000万円処分するものでございます。あわせて、平成29年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計決算についてですが、収益的収支につきましては、消費税を除きまして、事業収益14億2,185万51円、事業費用12億7,049万9,391円、差し引き1億5,135万660円の純利益を計上いたしました。

次に、資本的収支につきましては、消費税を含みまして、収入総額6億7,051万2,800円、支出総額9億9,438万3,886円、差し引き不足額3億2,387万1,086円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填をいたしました。

次に諮問第1号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

平成24年10月1日から人権擁護委員をしていただいております池田敏明氏の任期が、本年12月31日をもって満了となりますことに伴い、同氏を再度、人権擁護委員の候補者に推薦するため、議会の意見を求めるものでございます。

池田氏は、経歴書にありますように、福岡市職員として32年間奉職され、退職後は学校法人理事長や粕屋町農業委員として御活躍されるなど、広く社会の実情に通

じ、人格・識見ともに優れた方であります。

なお、委員の推薦につきましては、任期満了の3か月前までに行うことになっております。推薦につきましては、何とぞよろしくお願い申し上げます。

諮問第2号も、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

平成28年1月1日から人権擁護委員をしていただいております山野芳朗氏の任期が、本年12月31日をもって満了となりますことに伴い、同氏を再度、人権擁護委員の候補者に推薦するため、議会の意見を求めるものでございます。

山野氏は、経歴書にありますように、小学校や日本人学校で教べんをとられ、退職後は粕屋町の人権教育担当、教育相談員に携わられ、広く社会の実情に通じ、人格・識見ともに優れた方であります。

推薦につきましては、何とぞよろしくお願い申し上げます。

諮問第3号も、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

平成28年1月1日から人権擁護委員をしていただいております安松広子氏の任期が、本年12月31日をもって満了となりますことに伴い、同氏を再度、人権擁護委員の候補者に推薦するため、議会の意見を求めるものでございます。

安松氏は、経歴書にありますように、福岡市の中学校で長年教べんをとられ、広く社会の実情に通じ、人格・識見共に優れた方であります。

推薦につきましては、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。何とぞ、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

(町長職務代理者・副町長 吉武信一君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

日程第6、「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

日程第7、「議案等の委員会付託」についてお諮りいたします。

本日上程されました、42号議案から47号議案、諮問第1号から諮問第3号につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。これ

にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（山脇秀隆君）

ご異議なしと認めます。

次に、48号議案から52号議案の「平成30年度補正予算について」は、議員全員で構成する予算特別委員会を、53号議案から59号議案の「平成29年度決算認定について」は、議員全員で構成する決算特別委員会を、地方自治法第109条及び、粕屋町議会委員会条例第5条の規定により設置し、それぞれの特別委員会に付託して、審査することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（山脇秀隆君）

ご異議なしと認めます。よって、本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会及び決算特別委員会の正副委員長は、いずれも委員長に太田健策議員、副委員長に本田芳枝議員であります。

お諮りいたします。

本会議中誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（山脇秀隆君）

ご異議なしと認めます。よって誤読などによる字句数字等の整理訂正は、議長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午前10時15分)

平成30年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（町長所信表明）

平成30年9月13日（金）

平成30年第3回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

平成30年9月13日（木）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 町長所信表明

2. 出席議員（16名）

1番 末 若 憲 治	9番 川 口 晃
2番 井 上 正 宏	10番 田 川 正 治
3番 案 浦 兼 敏	11番 福 永 善 之
4番 鞭 馬 直 澄	12番 小 池 弘 基
5番 安 藤 和 寿	13番 久 我 純 治
6番 中 野 敏 郎	14番 本 田 芳 枝
7番 木 村 優 子	15番 八 尋 源 治
8番 太 田 健 策	16番 山 脇 秀 隆

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古 賀 博 文 ミキシング 高 榎 元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（17名）

町 長	箱 田 彰	副 町 長	吉 武 信 一
教 育 長	西 村 久 朝	総 務 課 長	堺 哲 弘
経営政策課長	今 泉 真 次	税 務 課 長	中 原 一 雄
収 納 課 長	臼 井 賢 太 郎	協働のまちづくり課長	中 小 原 浩 臣
学校教育課長	山 野 勝 寛	社会教育課長	新 宅 信 久
給食センター所長	神 近 秀 敏	都市計画課長	田 代 久 嗣
地域振興課長	八 尋 哲 男	道路環境整備課長	安 松 茂 久
上下水道課長	松 本 義 隆	総合窓口課長	渋 田 香 奈 子
介護福祉課長	山 本 浩	健康づくり課長	古 賀 み づ ほ

(開会 午前9時30分)

◎議長（山脇秀隆君）

改めましておはようございます。

先日、北海道胆振東部地震が発生しまして、41名の死亡者が確認されたと発表されました。本会議初日には西日本豪雨災害で亡くなられた方に黙祷をささげたばかりですが、台風21号による観測史上最大の暴風雨に近畿圏で多くの被害を出し、その後、北海道での今回の地震であります。このように、自然災害が立て続けに日本列島を襲い甚大な被害を出したことは、今まで例を見ないことだろうと思います。いまだ多くの被災された方が避難生活を送られております。災害はいつでもどこでも起こりうることを改めて思い知らされました。粕屋町におきましても、防災対策の一層の強化を考えなければなりません。改めまして、被害を受けた方々のお見舞いと亡くなられた方の御冥福をお祈り申し上げます。

本日は西日本新聞社が取材に来られておりますので、写真撮影を許可しております。

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（山脇秀隆君）

因辰美前町長の辞職に伴う粕屋町長選挙が、9月9日に執行され、箱田彰氏が見事当選を果たされ、9月10日より町長に就任されております。

箱田彰新町長から町長就任にあたり、所信表明がございました。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

平成30年第3回粕屋町議会定例会の開催中にもかかわらず、町政運営に関する私の所信を申し上げる機会をいただきまして、本当にありがとうございます。

私は、9月9日に執り行われました粕屋町長選挙において、町民の皆さまの温かい御支援と多くの御支持をいただき、第8代、粕屋町長に就任させていただきました。この上ない光栄でありますとともに、愛する粕屋町の未来を担う職責の重さに、身が引き締まる思いでございます。粕屋町を取り巻く課題は山積みしておりますが、これまでの副町長職を含む約37年間の行政経験を活かし、誠実で丁寧、そしてスピード感を持って、住みたい住み続けたいと思ってもらえるまちづくりに全力で取り組んでまいります。

それでは、私は立候補するにあたり、4つの公約を掲げました。以下、その一端

を述べさせていただきます。

1つ目は、子育てしやすいまちづくりでございます。町内の待機児童を解消するため、必要となる保育の受け皿拡大に取り組みます。また、老朽化が進む町立保育所は、まずは改修、整備を行う必要があると考えております。建て替え等の問題につきましても、財政的な課題を含め、調査・検討してまいりたいと思っております。副町長在任中に、子育て支援の拠点としてかすやこども館の建設に取り組みましたが、出生率が高く、子育て世代が多い本町において、子育て環境のさらなる充実と整備を行い、子育てしやすいまちづくりを目指したいと思っております。

2つ目は、住みやすいまちづくりです。地域の実情において、多様な主体が参画し、地域で支え合う住民目線、住民主体の介護予防生活支援事業の充実を行います。現在、当町にございますふれあいバスを初めとした地域公共交通は、子どもや車を運転しない高齢者の方にとって生活に本当に必要な移動手段でございます。行政、地域住民、交通事業者が協力して、町に最適な全体像を描き、地域公共交通も、道路や上下水道と同じ暮らしを支える社会基盤施設の一つとして再構築を図りたいと思っております。公共施設の段差の解消など、バリアフリー化を推進し、バス停などにベンチを設置するなど、高齢者や障がい者、そして妊婦や乳児連れの方々にも快適で住みやすいまちづくりを目指します。

3つ目は、誇れるまちづくりでございます。我が国においては、本格的な人口減少時代を迎え、国を挙げ人口減少・少子高齢化対策に取り組んでいる一方、本町はことしの人口動態調査においても、町村の部で人口増加数が1位になるなど、2025年の国勢調査においては、市制の要件であります、人口5万人を超えると思われれます。将来の市制施行を見据え、教育・子育て、そして福祉行政の充実、農業政策や商工業の振興など、自立した都市基盤の整備に取り組みます。新たに住民となられた方々や、これから粕屋で生まれ育つ子どもたちが、これからも粕屋町に住み続けたいと思えるような、シビックプライドの醸成。これは郷土愛の精神と地域への参加の意欲でございますが、そのシビックプライドの醸成に取り組み、町のランドマークであります駕与丁公園、この整備。そして町民花火大会の再開など、誇れるまちづくりを目指したいと思っております。

4つ目は、安心して生活できるまちづくりです。近年は、異常気象とも言えるような猛暑や豪雨により、土砂災害、河川の氾濫、落雷など、これまでの常識を覆す災害が身近に発生しております。県内でも大雨特別警報が発令され、西日本を中心に甚大な災害を引き起こした平成30年7月豪雨は、記憶に新しいところでございます。本町においても、重要河川の監視体制の充実や、ため池などの内水面の整備は必要でございます。また、行政と地域と一緒に連携して協働することが、真に災害

に強いまちづくりを実践し、継続していくためには必要です。地域で助け合う自主防災組織の連携による、地域防災ネットワークの構築推進や、町民挙げての防災の日を制定することで、防災意識の啓発に取り組み、安心して生活できるまちづくりを目指したいと思っております。

結びになりますが、私は、粕屋の未来に向けて、国や県、福岡都市圏を構成する市町としっかりと連携し、町民の皆さま、議員の皆さま、そして職員と対話を通じた信頼関係を築き、絆を結ぶことによって、これまで以上に地域の力を結集し、ともにまちづくりを進めてまいりたいと思います。どうか何とぞ、御指導御鞭撻を賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上、所信の一端を述べさせていただき、所信表明とさせていただきます。ありがとうございました。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長におかれましては、町民に寄り添い、粕屋町に住んでよかった住み続けたいと思えるまちづくりを期待したいと思っております。強いリーダーシップを発揮して進んでいていただきたいと重ねて思います。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

(散会 午前9時41分)

平成30年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成30年9月14日（金）

平成30年第3回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

平成30年9月14日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

1番	議席番号	4番	鞭馬直澄	議員
2番	議席番号	3番	案浦兼敏	議員
3番	議席番号	11番	福永善之	議員
4番	議席番号	14番	本田芳枝	議員

2. 出席議員（16名）

1番	末若憲治	9番	川口晃
2番	井上正宏	10番	田川正治
3番	案浦兼敏	11番	福永善之
4番	鞭馬直澄	12番	小池弘基
5番	安藤和寿	13番	久我純治
6番	中野敏郎	14番	本田芳枝
7番	木村優子	15番	八尋源治
8番	太田健策	16番	山脇秀隆

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文 ミキシング 高榎元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（18名）

町長	箱田彰	副町長	吉武信一
教育長	西村久朝	総務課長	堺哲弘
経営政策課長	今泉真次	税務課長	中原一雄
収納課長	臼井賢太郎	協働のまちづくり課長	中小原浩臣
学校教育課長	山野勝寛	会教育課長	新宅信久

給食センター所長	神 近 秀 敏	都市計画課長	田 代 久 嗣
地域振興課長	八 尋 哲 男	道路環境整備課長	安 松 茂 久
上下水道課長	松 本 義 隆	総合窓口課長	渋 田 香 奈 子
介護福祉課長	山 本 浩	健康づくり課長	古 賀 み づ ほ
子ども未来課主幹	稲 永 美 穂		

(開会 午前9時30分)

◎議長(山脇秀隆君)

改めておはようございます。

今回は変則的な日程になりましたが、本日から一般質問が始まります。これに先立って昨日、箱田町長より所信表明がなされ、今後のまちづくりの四つの方針が打ち出されました。粕屋町が愛され誇れるまちづくりを目指し、市制に向けた独自の政策で、都市基盤を整備して、安心安全なまちを実感できる町政を行っていくことを表明されました。一般質問ではこれらに関連した質問が多く出るとおられます。傍聴者も多く見えられ、町民の皆さんの期待するところは、いかに今後の町政をとっていくのか。町長の答弁だろうと思います。分かりやすい一問一答になることを期待いたします。

欠席届が出されておりますというよりも、執行部の子ども未来課長席は現在空席ですので、代理として稲永美穂子ども未来課主幹が出席されておりますので、御報告いたしておきます。

ただ今の出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長(山脇秀隆君)

ただ今から一般質問を行います。

発言に関しましては質問者は、会議規則を遵守し、さらに文書通告の趣旨にのっとり、簡単明瞭に。答弁者の発言に関しましては、質問にそれることなく的確にしかも簡潔にされますことを議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して意思表示されますよう、あわせてお願いいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

議席番号4番、鞭馬直澄議員。

(4番 鞭馬直澄君 登壇)

◎4番(鞭馬直澄君)

おはようございます。議席番号4番、鞭馬直澄です。昨日の町長所信表明では、町政を担う強い決意を表明されました。本日は基本的な考えについてお尋ねをいたします。

まず最初に、四つの公約を確実に実行するにはですね、心身ともに健康であり続けるということが大事だと思います。非常に残念ながら前任の町長、副町長におかれましては、任期途中で健康を害されて退席をされました。このようなことが二度と

あつてはならないと、町民の皆さんは強く思っておられることと思います。

まず最初に、町長は健康上の問題はないと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

私自身、3年前に副町長を退任して以来、健康には自分自身から注意をしており
ました。その間、定期的な健康診断も行いましたし、食生活の自制とといいますか、
コントロールとといいますか。それには注意をしまいいりました。加えて、軽いスポ
ーツ等も時間があれば、こなしてきました。私自身全く問題ないと認識しておりま
す。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

町長職ということは非常に激務だと思いますね。これをしっかりとこなしていっ
て、これから先健康管理、あるいはそれを維持するためにですね、気をつけていこ
うと思ってることがありましたらお願いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

ありがとうございます。確かに御指摘のとおり、この職につきましては非常に粕
屋町民の重責を担うという、非常に責任ある職ですので、私自身、より一層の注意
を払い、自分自身の体調管理には怠ることなく、より一層体調管理を行ってまいり
たいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

次にですね、町政は町民の皆さんの意見を聴く、町民の皆さんと数多く接するこ
とでですね、町民の皆さんの望みや思い、あるいは意見を聞くことがまず第一歩だ
と、大事なことだと思います。これについて町長はどういうふうにお考えられてお
りますか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

住民の皆さんの御意見を聴くというのは、もうこの地方自治の原則だと私自身は思っております。従いまして、色んな機会をとらえて、住民の皆さんの御意見を聞くし、私ども行政からの御説明もするという場を考えたいと思っております。

まず、大きな場所としましては、町民フォーラム、あるいはそのフリーセッションと申しますか、自由討議ができるようなシンポジウム的な催しものも考えております。また、小さいといいますか、地域的なものに限定したものでは、行政区に出向きましての出前トーク。あるいは、皆さんの御意見を聞くような小さな集會もですね、積極的に開催を呼びかけたいと思っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

地域に出られていくと今おっしゃいましたけど、やっぱり私たちも含めて、現場で何が起きてるのか、どういうことになってるのかという現場の変化をですね、捉えていくにはやはり町長自ら数多く現場に行って報告があるでしょうけども、現場に出向いて現実をとらまえるということがその物事の解決方法の第一歩だと思います。そういう面ですね、今具体的にシンポジウムとか区に出向いてとか区長会とかいう話もありましたけども、その中でですねやはり現場に出向くということについて、どういうふう to どういう行動を今後中心にとられていかれるおつもりでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

私自身できうる限り、自分のこの目で見、この耳で聞くという姿勢は変わらず持っておきたいと思えます。やはり、住民の方々の声を温度差がないように、自分自身が確認するという意味では、今申し上げましたそれぞれの機会を、私自身可能な限り出席をしまいたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

次にですね、どこでもそうでしょうけども、組織内あるいはここで言えば役場の内の業務についてはですね、組織でしっかりとベクトルを合わせて取り組むことが非常に力を発揮、おのおのの力を結集して組織の組織力で仕事を進めるということ

で力倍増だというふうに思っております。この1年半近く、役場の仕事を皆さんの仕事状況を見させていただきました。非常に高い能力を持たれた職員の皆さんがたくさんおられます。この職員の皆さんとですね、今後どういうふうに接していくつもりでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

私自身、非常に楽しみな機会だと思っております。職員さんのモチベーションを上げて、この組織力を高めるという意味では、職員さんとの交流、座談会、あるいは課を横断したような若い職員あるいは中堅の職員、そして管理職等の集まりを設けまして、私自身がその中に入ってですね、色んな討議を行う。あるいはフリーな討議でもいいと思います。それぞれの職員がどう今考えてるのか、粕屋町をどうとらえて将来の粕屋町像を考えてるのかを、私自身十分な話をしたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

よく分かります。職員の皆さんとですね、やはりその議論をするということがたくさんの方の気づきやアイデア、それから問題解決方法とかヒントがたくさんあって、町長御自身でね、色々考えることも大事でしょうけども、やはり職員の皆さんと末端の職員の方も含めて、いろいろと風通しいい組織のあり方、運営の仕方をぜひ考えていっていただきたいと思います。

町長御自身だけでなくですね、やっぱり職員の皆さま、どうも現場行かれるということが非常に少ないような気が見受けられます。もっと積極的にですね、職員の皆さまも現場へ出られて、町民の皆さまと直接接して。先ほど申し上げましたがどういう考えられてんのか、どういう環境なのか変化はどうかということをとらえていくことが大事だと思います。そういう面で町長と職員の皆さんも積極的に現場出られるというなことについてはどうお考えられます。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

職員といいますか公務員はですね、庁舎内で机の上には見えません。全体像が見えません。やはり、外に出る。そして、住民の方々とコミュニケーションを図る。これが、まず公務員たる第一歩だと思っております。積極的に外に飛び出せ公

務員。こういう言葉がありますが、これをモットーに、私自身、私自身もそうです。職員も、全てこういう姿勢でこれからの行政に取り組むつもりでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

それではですね、次に粕屋町を取り巻く近隣の市町村との連携を強化することで、いろんな意味、多岐にわたっての助け合いができ、効率の良い町政運営ができると思っております。国は財源不足を補うために消費税を8%から10%に上げるというようなことも検討されております。粕屋町でも近年はですね、一般財源の歳入等については、ほぼ横ばいの状況ということになっております。

限りある資本、人モノ資金、なお一層有効に活用していくことが今の粕屋町に必要なことだと思っております。公共施設などを今までのように全て、町内で整備していくということではなくて、こういう面におきましてはですね、近隣の市町村との協力し合う時期にもう既に来てるというふうに思っております。このことについて町長はどういうふうにお考えを持っておられますか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、さまざまな形態で広域連携が図られてます。福岡都市圏はもちろんですけども、糟屋郡内そして糟屋中部、それぞれの範囲でって言いますかグループで、それぞれの補完すべき事業あたりの連携が図られてます。これはですね、今まさに議員が御指摘のとおり、みんなが同じような地方自治体全てが同じような施策では、もうお金もたないんですね。これはやはりそれぞれの補完すべき事業、そして一緒にやればコスト的にもカットできる、よく言うスケールメリット。これによって、その事業が成功することもあると思います。その辺はですね、これからの新たな連携っていう形で模索をし、検討してまいりたいとも思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

もう少し具体的なことをお尋ねいたします。我が町にある図書館あるいはかすやドーム、公共施設。たくさんの町外の人が利用されておるということでですね、もう粕屋町だけでそういうインフラを整備していくと、新しく設けるといようなことについてはですね、先ほど申し上げましたようにやはり、近隣の市町村でここはこういうのがあるよ。じゃあ、ここの部分は、もうそこへお願いしようかというふ

うなことが非常にこれから大事なことで必要になってくると思うんですね。やはり限られた財源をいかに効率よく使うかということはもう、一つの町だけではもう税収はそんなに大幅に増収と見込まれない中ではですね、非常に大事なことだと思っております。インフラ整備等もですね、ぜひそういう目で積極的にやっていただきたいというふうに思います。

次にですね、町立保育所の存続、建て替えについて幾つかお尋ねをいたします。老朽化している中央保育所、仲原保育所の建て替えをすることがやっぱり緊急の課題となっております。特に仲原保育所においてはですね、玄関の外中、非常に大変な雨漏り状況となっております。また、あそこにあります給食センター調理室もですね、上から雨漏りするというような状況となっております。耐震強度についても非常に老朽化しておりますので、心配な事がたくさんあります。

そこでですね、この二つの保育所の緊急課題について、早急な建て替えをされるのかっていうことについてどうお考えをお持ちでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今御指摘の町立保育所二つにつきましては、非常に老朽化が進んでるというのは私自身認識しておりますし、可能な限りその建て替えについては早く行う必要があるというふうに思っております。しかしながら、その民営化町営化につきましては、以前から御議論がありますし、その民営化についての反対のご議論。そして一方その町立の建て替えにつきましては財政的な負担があるというふうなことも認識をしています。今後の対応につきましては、財政的な問題をですね、研究をしながら早急な建て替えを検討してまいりたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

もう御存じだと思いますけども、昨年の9月定例会におきましてですね、町民の皆さんから請願書が出され、我々議会はそれを採択しております。内容についてはですね、町立のまま存続して、建て替えを急いで欲しいと。それから、子どもたちがたくさん増えている西の方の柚須だとかあたりには民間のですね、保育所を建てて欲しいと。それについてはもう既に進んでおりますから、いいことなんですよけども。

やはりこの、町民の皆さんの9,005人という署名がありましたけども、こういうですね、非常に重い町民の皆さんの御要望についてどういうふうに考えられていく

おつもりでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

町立保育所の保護者の皆さんを中心に、民営化に対する多くの反対署名が集まり、民営化反対の請願が議会で採択されておることは理解をしておりますし、この事実につきましては、私自身十分重く受けとめております。先ほど申し上げましたように、保育所の老朽化が非常に進んでいる現状がございますので、先ほどの答弁と同じようになりますけども、早急なその建て替えの対策、そしてその方向性をですね、早く打ち出したいと思っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

よく分かりました。私はですね、やはり幼児保育というのは非常に大事なことだと思っております。今後、粕屋町の20年後を担ってくれる、幼い子どもたちの幼児保育というのは非常に大事なことでありまして、そういう意味ではですね、全て民営化とか民間の保育所が悪いとかいうことは全くございませんで、粕屋町にとってはですね、ものすごい貢献をさせていただいている。今後もそういうことが続いていくと。幸いに粕屋町はそういう子どもたちが少しずつやっぱり増えてきてると。これはもう日本の中では非常に特徴ある我が町の特徴だと思います。そういう現状において、環境においてですね、町立保育所を残していくと。あるいはということの中では町立保育所が粕屋町の幼児保育の関係の中でどういう役割を持ってんのかということについてですね、町長分かりましたらお答えをお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今の答弁の前にですね、まあ当然市町村が保育所における保育の必要性、これはもう児童福祉法で決まっております。保育所において、児童の保育をしなければならない。これは決まっておるんですが、ただ、公立の保育所に特別な役割が課されているわけではございません。しかしながら、町の保育方針、これをダイレクトに反映できるその役割は、やはり町立保育所にはあろうと思います。また、子育ての拠点づくりにもこの町立保育所の価値はあろうと思っております。ただ、保育を必要とする子どもたちや、公立私立にかかわらず等しく保育環境を提供していくこ

とが、市町村の役目でございます。これを十分に考えながら、今後の保育行政を考えていきたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

保育行政全般の中でですね、やはり中心となってくるのは今まで半世紀以上長い間保育をやってる町立の保育所の役割と貢献というのものは、ものすごく大きいと思うんです。今後につきましても全体の中でやはり町がですね、しっかりと現場を見て捕まえて、環境の変化に先立ってやはりそういう保育の方針を打ち出していくと。先取りしてやるっちゃうことはこれからやっぴりますます大事なことになると思うんです。そういう面で粕屋町の保育センターという位置づけということになろうかと思っておりますので、その辺についてはですね、その2園の建て替え、あるいは西保育所もそろそろまた時期が来ると思いますが。その辺についても全体的にですね、しっかり見直しをして町立保育所の意義目的役割というものをですね、しっかりとらまえて行政に執行していただきたいというふうにこれは私自身もそう思いますし、粕屋町のさっきの請願を出された9,005人の方、あるいはそこを中心としてですね、たくさんの方がやっぱりそういう思いが強いと思っておりますので、是非そういうことで前向きに進んでいただきたいというふうに思います。

それからですね、3番目としまして防災それから防犯対策について幾つかお尋ねいたします。まず、防災についてでございますが御承知のとおりですね、今の日本は強烈な台風あるいは強烈な台風による浸水家屋の倒壊、あるいは集中豪雨による河川の氾濫土砂崩れ、強い地震による山の崩壊などに大変な被災を繰り返し繰り返し受けております。近年、毎年のようにですね、そういうことが起きております。従いまして、粕屋町はそんな危険は今のところ少ないよという楽観的に思う方が多いと思います。しかし、現実の災害が起きていることを鑑みますと、いつどこでですね、何が起きるか分からないと。活断層も粕屋町の下を直接通ってるものはないようですけれども、新聞報道だとか色んなものを見ますと、発見されてないだけでどこにあるか分かんないんですよっていう話ですよ。それが端的なものがやはり熊本地震で。まさかこんなとこにっちゃうことが断層があったと。起きた後に田畑に地割れがしたりとかですね、そういうことで、えっっていうようなことがあります。ということはその自然災害をですね、防止すると。自然現象を防止することとはなかなかこれはもうできないことだと思います。やはり私たちとしては万が一起きたときに備えてですね、しっかりと防災あるいは減災対策を、町民皆さん意識を高く持ってやっていくことが私は非常に大事だと思っております。

防災に対する町長の今後の取組姿勢についてお尋ねをいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まず、災害対策の基本的な考えを述べさせていただきます。災害対策基本法、これがこの国にある法律なんですけども、当然市町村は、住民の生命財産身体、これを災害から保護する。この目的のために、関係機関と協力して防災計画を定め、そしてその実施をする責務がございます。一方住民はその備蓄その他みずから災害に対する、備えるための手段を講ずる。そして自発的な防災活動への参加、教訓の伝承、それらを行うことによって、防災に寄与するように努めなければならないと定めております。

まさにこの法律がそのとおりだと思うんですね。確かに市町村が、災害対策をする必要がございます。それは今申し上げましたように、ハザードマップ、あるいはその危険、町内の危険箇所、住民の方にお知らせして、災害に備えてくださいという啓発が非常に大事ということはもちろんですけども。一方住民と一体となった、これはよく自助共助公助とありますけども、この一体となった防災対策を推進する必要はございます。地震についてのことについて具体的な方策でございますけども、おっしゃるとおり、地震については防ぐことができません。いつどこで起こるかというのは全く今の科学的な研究では100%ではございません。地震が発生したときには、一人一人の住民の方々が慌てず落ちついて行動できるか、これが被害の大きさを左右することになると思います。被害を最小限に抑えるためには、町が行いますその耐震などのハード面の整備、これはもう本当もちろんでございますが、町内の危険箇所の把握、そして啓発を行うこと。

そしてこれは1番大事だと思うんですけども、住民の皆さん一人一人が地震についての関心を持つ。いざというときのために落ちついて行動できるような日ごろからの心構え、これが非常に大事であるだろうと思っております。具体的には、住宅内の家具の倒壊による事故の防止。あるいは、家庭内に置きます災害備蓄品の準備。いざというときの身の守り方。そして今、粕屋町にある自主防災組織。それらの参加によって防災の避難訓練を行い、災害時に備える。こういったことが防災対策に直結するだろうと思っております。今、申し上げました自主防災組織につきましては、もうほとんどの行政区では、組織をされておりますけども、この防災組織を粕屋町全体でネットワークで結んで、有機的に粕屋町全体が訓練を行うようなそういったこともですね、今後企画してまいりたいと思っております。

いずれにしましても、粕屋町が災害に対して強い町になるためには、もう住民に

対しての啓発、これに尽きるだろうと思っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

区に自主防災組織ができております。ただ今のところですね、その活動についてはまだまだ足りないというふうに思っています。私の区でも毎年のようにやっておられますけども、やはり参加される区民のみなさんていうのは、非常に少のうございましてね。これもし万が一ことが起きたときには、もうどうしたらいいやろうっていうなことで大変な混乱を想定されます。

やはりあの町長仰る様にね、個人個人が自分の命は自分で守るんだと。これやっぱり基本だと思いますのでね。町政としましてもそういうところの意識持っていただくと、町民の皆さんにですね。いざというときに救急車来てくれませんのでね、消防車も来ませんのでね、まずは自分で守ると。さっきおっしゃいました自助公助、共助公助ですが、自分の命は自分で守ってその次は近隣と協力してやる。そこまでをですね、しっかりと皆さん認識してどうするちゅうことを、具体的に自分はどういう時にどうするっていうようなことをですね、具体的に皆さんが思っておられると。こういう意識を持つということは非常に大事だと思っております。

色んな防災的なことを非常に興味がありまして、東京行ったりして勉強したり、そういう会合出たりとかしてますけど。やはり仰ってるのはそこなんです。色んなその計画があってもそれが一人一人までですね、いかにその伝わってるか、身の危険を感じているか。あまり危険をあおってもいけませんけども、やはり昔から備えあれば憂いなしということがありますので、むしろ備えをしっかりと安心感を持って行くと、持つと。普段の生活をされるところでやっぱり1番だろうと思えますね。

そういうことでやっぱり私たちの地震もそういうこと考えなきゃいけないと思いますし、計画そのものがですね、常に環境の変化によって見直しを図っていかなくちゃなんないという、こういうことだと思います。町民の意識をしっかりと持っていただくちゅうことについてはですね、まだまだ行政のやる仕事っていうのはたくさんあることだろうと思います。その辺についての今後の取組なんかありましたらお聞かせください。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

御指摘のとおりと思っております。人間の感情としては正常性バイアス。何も大したことないだろう、何も起こらないだろう、自分自身に何もないだろうという、そういう自分の感情を抑えるための本能的な部分がございますが。やはりこれをです、災害はそれが邪魔するということがあるんですね。もし地震等の災害が起これば、いや、あなたの身の危険に迫りますよという脅しではないんですけども、そういったその切迫感といいますか、危機感をやはり啓発するのは非常に大事だろうと思います。

そのためには今、若干形骸化していると思われまます避難訓練あるいは防災活動についてはですね、根本的にやり方を検討して、町を挙げての粕屋町は本当に災害に強いまちと自覚できるような、そういった訓練も検討してまいりたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

そういう面です、台風あるいは集中豪雨等による河川の氾濫というのは、粕屋町は結構地盤の低い土地でございますので、そういう取組というのは、やはりこれも目に見えた河川の氾濫等について目に見えた対策をしっかりとやっていくべきだと思っております。特にですね、保育所、幼稚園あるいは学校、小学校中学校ということについてはですね、夜間であれば児童子どもたちいませんから、それなりのことはしなくてもいいとは思いますが。これがやはり子どもたちが保育所あるいは幼稚園学校に行っているとき、昼間にですね、そういうことが起きたときにどうしたらいいかと。その辺の対策についてはですね、まだまだ子どもたちは自分でどうするということが全くできないと思いたす。ましてその粕屋町の避難所に指定されております学校だけの問題じゃございませんでね、やっぱり地域の人があわっと押し寄せてくると。そういうときに、今の避難訓練については学校単位でやっておられると。地域の人と一緒にたてそういう災害対策、避難訓練をやられるということがですね、もうこれ急いでやんなきゃならないことだと思いたす。

現にやはりですね、いろんたどこで津波やなんかの被害を発生した状況。後から分かることですが、地域の皆さんと学校の先生たちとの意見がどっちへ避難したらいいんだらうちゅうことで違ってたというたことが現実におきてまして。そこでやっぱり押し問答して、じゃあこっちに逃げようということが結果的にですね、マイナスに働いてたたくさんの犠牲者が発生したということもあいたす。そういうことも踏まえてやはり地域の人たちと一緒にたてですね、避難訓練、防災意識

を高めていくということが特に保育所、幼稚園、学校においては非常に大事なことだろうと思います。前段で述べましたけども、やはり粕屋町を担ってくれる子どもたち、児童生徒、イコールやはり日本の国をですね、担っていく子どもたちなんですね。やっぱり日本の宝、粕屋町の宝であり、日本の宝とっておりますので。その子どもたちをしっかりと守っていくというのは、これ我々ですね責任であろうと思いますんで。その辺についてですね、やっぱり地域との連携をいかに強く結んで防災計画を立てるのか、ということについて町長お考えをお聞きしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

災害、そしてその防災についての知識、また認識につきましては、行政と地域と学校、幼稚園、保育園、色んな分野でですね、全く同じような深さ。そしてその量を等しくしなければ、防災対策にならないと思います。それぞれの分野で全く違うような感覚ではですね、いやこっちではそんなことないよ、でも大変なことになりますよ。そんなことじゃですね、これはもう防災対策になりません。先ほど言いましたように粕屋町が災害に強い町、そのためには色んなことを共有するそういう機会も含めてですね、防災訓練を一緒にやることを検討してまいりたいと思います。

今います例えば教育委員会、あるいはその所管についてのどういうことやってるかっていうのを、ちょっとそれぞれ所管は準備しておりますのでお答えさせていただきたいと…

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

私は町長のね、基本的なそういうことの取組姿勢、考え方を今日はお尋ねしてるだけであって。具体的なことは過去に何度も聞いておりますし、現場行ってみたりもしておりますので、ここでは結構でございます。

それとやっぱり懸念されるのがですね、やはり震災を受けた後のやっぱり二次災害ということですね、これはまたその次の話になろうかと思えますけども避難所生活のストレス。これによって体調を壊されると。二次的なやっぱり災害というのはありますので、そこも含めて一生懸命取り組むべきだろうと思っておりますので、よろしくお願いします。

それから次にですね、防犯対策についてお尋ねいたします。毎年発生をしてるんですけども、不審者。これはですね、同じようなところで同じようなことが繰り返されておるといふことがございますね。特に若い子ども、児童生徒を守ることが大

事なことだろうと思っておりますし、町においてもですね、そういうことを起こされな
いような環境を整えると。防犯対策をしっかり講じ被害を受けないようにすること
が、私たちの大きな責任だろうと思っております。何度も申し上げますけども、やは
り粕屋町を担う将来の子どもたちですので、これの安全確保っていうのは、やはり
人一倍我々が行っていかなくちゃならないというふうに思っております。

そういう面での防犯対策、特に子どもたちの対策、通学路の上でとかですね。
そういうことについて今後の取組姿勢について町長の考えをお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

子どもたちは粕屋の宝でございます。その子どもたちの安全を守るのはもう町の
責務と思っております。今現在ステッカー、防犯ステッカー、あるいは地域のボラ
ンティアの方々がパトロール等も回っております。私自身も実は数回町内を回りま
した。やはりですね、これマンパワーだと思うんですね。犯罪が起こる前に、まず
抑止する。犯罪をできないなっていうそういう風土を醸成しないといけないと思
います。そのために、至るところに犯罪防止するその地域のボランティアの方がパト
ロールしていることが、私はまず大事、大事だろうと思っております。ボランティ
アの育成というのは粕屋町でですね、今後本格的に取り組むべき問題だと思つてま
すし、この防犯ボランティアの方々の募集、そして育成を私も第一に考えていき
たいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

私の区でもですね、やはりそういうお母さんたちが自主的に防犯グループを立ち
上げて活動しております。少しずつ輪は広がっておりますけども、町長おっしゃる
ようにやはりこれは町内全域でですね、そういう面をまず町民の皆さんがしっかり
そこを注意すると。目を向けるということがやっぱり1番その抑止力になろうか
と思います。

今のところ町でそういうものに対する補助はですね。ステッカーとかいうこと
で、非常に予算的にも少のうございまして、せっかく自分たちで自分たちの町、自
分たちの子どもを守ろうということで、お母さんたち立ち上がってるんですけど
も、何せ補助金が少ないと。全く自分たちでやっておるといふ状況でありますの
で、そういう人たちのですね。活動目線というのは非常に大事なことだと私は思っ
ております。

これがやはり粕屋町の将来をどうするかとかですね。町政に対しての興味を持つとかいうことにつながってくると思いますので、やはり町民の自分たちの地域の子どもは自分たちで守るといような意識を持って頑張ってるってそういうグループについてはですね。もっと積極的にですね。支援をしていただきたいというふうに思っておりますが、いかがですか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

それにつきましては、もう十分理解をしております。今後検討してまいりたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。

◎4番（鞭馬直澄君）

以上で私の質問を今日の予定したことは終わります。

最後にですね、冒頭、町長にお尋ねいたしましたとおり、町長という激務をこなしていくためにはですね。やはり心身ともに健康を維持されてということが町政をしっかりと担っていかれることの原点だろうと思っております。このことにつきましては、今、現在粕屋町の町民の皆さんがそういう思いは非常に強いものがあります。ということですね、最後に再度申し上げまして、本日の私の質問を終わります。以上です。

（4番 鞭馬直澄君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時12分）

（再開 午前10時27分）

◎議長（山脇秀隆君）

それでは、再開いたします。

議席番号3番、案浦兼敏議員。

（3番 案浦兼敏君 登壇）

◎3番（案浦兼敏君）

それでは、おはようございます。議席番号3番、案浦兼敏です。

まず、箱田町長御就任おめでとうございます。箱田町長は、誇れるまちづくりを公約に掲げられ、立候補され当選されました。私もですね、昨年の町議選では胸を張って誇れる粕屋町にしたいという思いで立候補し当選いたしました。思いを同

じくする町長の今後の手腕に大いに期待するものでございます。よろしくお願いいたします。

今回の一般質問では、町長の公約のうち、これまで余り議会で議論されてこなかった農業の振興の問題。それと駕与丁公園の整備について質問いたします。それでは、一般質問通告書に従い質問いたします。

まず1問目の農業の振興について質問します。私は、都会に近いにもかかわらず田園の風景が残るこの粕屋町をこよなく愛しております。管理が行き届いている田んぼや畑を見ますと、心が癒されます。近年、若い子育て世代の転入が増加しているのも、このような環境を求めているものと思われれます。しかしながら、農業を取り巻く環境は、農業経営の悪化やこれに伴う農業従事者の高齢化、後継者不足などによりまして、農地を適正に管理することが困難になってきております。国はこれまでの農業基本法を全面改正し、平成11年に食料・農業・農村基本法を制定しました。その第3条で、農村で農業生産活動を行えることにより生ずる食料その他農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能、いわゆる多面的機能とありますが、これにつきましては、将来にわたって適切かつ十分に発揮されなければならないとしております。そこで質問ですが、粕屋町の粕屋町における農業の果たす役割、また多面的機能についてどのようにとらえておられるのかお伺いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

八尋地域振興課長。

◎地域振興課長（八尋哲男君）

農地の多面的な機能についてでございます。水田や、畑など、自然豊かな粕屋町において、農地は農産物の生産の場というほかにも、雨水を一時的に貯留し、洪水を防ぐ役割があることは多くの人に知られているところだと思います。この他にも、安定した河川の流れや、地下水位の涵養など多様な生物を育み、美しい景観は心を和ませ、農業の営みを通じて地域の伝統文化を受け継ぎ、暑さを和らげ癒し・安らぎの働き、体験学習の場、有機物を分解する機能、医療・介護・福祉の場としての働きなどが農地にはあるというふうに言われております。案浦議員が言われるように、子育て世代が多い粕屋町では、子育てがしやすい環境にも役立っている状況で、その恵みは、お金で買うことができないものであり、農業、農村、農家を支えていくことは社会全体の利益にもつながっているものと考えているところでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

ぜひ農地の大切さをですね、広く理解してもらえるような取組をお願いしたいと考えてます

次に、農地、農業の大事な役割に持続的な食糧の供給があります。昨年粕屋町で生産された米で、町民4万7,000人ですか、この何日分の食糧を賄うことができるのかお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

八尋地域振興課長。

◎地域振興課長（八尋哲男君）

昨年の粕屋町の米の生産量が705トン、米の年間消費量は1人当たり54.6キログラムと言われております。7月末の町の人口で単純計算いたしますと、ほぼ100日分を賄えるという計算になります。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

粕屋町町民の100日分という、これがちょっと多いのか少ないかちょっとですね。私はもっとね、賄えるかと思ってましたけども、意外と3か月余りしか賄えないということで、ちょっと若干不安を感じております。このようなことで、米だけでなく野菜もですね、地産地消で賄えるような農業基盤の強化の施策を推進してもらいたいと考えております。また、近年、粕屋町でも農業従事者の高齢化、後継者不足や都市化の進展による農地の開発行為により農家戸数や農地面積が減少し、かつて町の主要産業であった農業の位置づけも変わってきたように思われます。

そこで質問ですが、農家戸数・人口と全人口に占める割合、農地面積と耕作放棄地面積、農業生産額と全産業に占める割合について、10年前とどのように変わってきたのかお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

八尋地域振興課長。

◎地域振興課長（八尋哲男君）

ここ10年の変化ということでございます。各種統計調査、できるだけ比較できるような形で抽出をしておりますが、産出額など一部推計値であることを初めに申し添えます。まず農家戸数でございます。ここ10年で約11.6%減の374戸ほどに減ってきております。あわせて農家人口で見ますと約25%減の1,070人ほどになっております。農地面積も約9%減の238ヘクタールとなっており、生産額は全産業の生産額は20%伸びて2,670億ほどになっている中、農業の産出額は約32%減の3億

8,000万円となっております。耕作放棄地は微増して1,016アールとなっております、農地の保全という観点からすると、年々厳しくなっている状況で、担い手不足を大変懸念しているところでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

今の説明で、農業を取り巻く環境が非常に厳しいものとなっているのを認識いたしました。

次に米の30年問題についてであります。これは民主党政権時の戸別所得補償制度、米の直接支払い交付金ということで、平成20年度から10アール当たり1万5,000円が支払われておりましたが、これが自民政権への政権移行により見直しが行われ、平成26年から10アール当たり半額の7,500円。これが平成30年度に撤廃されることになりました。また、米の需給調整いわゆる減反政策ですか。これから国の直接的な関与が廃止され、米価の下落が懸念されることから生じる問題でございませう。粕屋町では、大規模な稲作農家や農業法人は少ないと思いますが、個々の農家では減収が見込まれると思います。そこで質問ですが、農家への影響についてどうとらえておられるのかお尋ねします。

◎議長（山脇秀隆君）

八尋地域振興課長。

◎地域振興課長（八尋哲男君）

国の減反政策の見直しによる、いわゆる米の30年問題です。案浦議員が言われるように戸別所得補償制度が廃止され、今年度の直接支払い交付金の撤廃、転作作物の助成金見直しは、町内の多くを占める小規模兼業農家等には確実に所得の減少を招くものと思っております。国の施策の方向性は、生産コストを軽減するため、農地集積を進めて経営規模を拡大し、認定農業者や集落営農、法人化などを通じて経営意識の高い少数の農業経営を伸ばす農政への転換で、生産を確保すべしという方向性で一般的な農家への国の支援は縮小されている状況でございませう。国の施策は制度として、扱ひようがございませうが、町といたしましては各地域の実情に合わせながら、町独自の支援のあり方を農家の意向を確認しながら進めていく必要があると考えているところでございませう。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

やはり国のほうは大規模農家とか認定農業者法人ですか。そっちのほうに重点的

にして一般のですね、方に対する今までの助成をですね、見直してるっていうことで。粕屋町でも町独自でですね、そういう粕屋町に合ったそういう支援策について講じてあるということですので、それについて期待いたします。平成30年度には、米の支払い直接支払い交付金が廃止され、これに代わり、産地交付金が支払われるようになってます。果たして、これが本当に粕屋町の農家の経営実態に合ったものか疑問に思っております。

そこで質問ですけども、昨年支払われた米の直接支払い交付金の総額と対象農家戸数、今年新たに支払われる産地交付金の総額と対象農家戸数についてお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

八尋地域振興課長。

◎地域振興課長（八尋哲男君）

昨年の米の直接支払い交付金、これは740万ほどで対象農家戸数は196戸でございました。ことしはこれがゼロになったわけですので対象戸数で単純に割ると1戸当たり3万8,000円ほど所得が減った計算になります。また、今年の産地交付金、いわゆる転作作物関係ですが、町の全体の総額200万弱っていうのは変わりはありません。対象戸数は昨年の82戸から26、失礼しました28戸と減少し、景観作物関係分が野菜等の販売農家に移行した形になっているものと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

やっぱり国の支援のあり方が大きく変わっていることを実感しますし、やはり粕屋町の農家のほうもですね、これによってから一緒に経営が厳しくなってるように実感いたしております。

次に、毎年8月に所有地及び耕作地に関するアンケート調査、いわゆる8.1調査が実施されております。今年はこちらとあわせて、農業者アンケート調査が実施されております。そこで質問ですが、この調査で見えてきた農家の実態や、本当にどのような支援を要望してるのか。またどのように考えているのかお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

八尋地域振興課長。

◎地域振興課長（八尋哲男君）

農家台帳などの8月1日調査と合わせて、アンケート調査を今年度行わさせていただきます。回収した結果を大まかに申し上げますと調整区域、農振地

域の見直しを求める意見が多く出され、その他、農道や農水路のインフラ整備を求める意見、休耕田に対する施策、高齢化や担い手不足を心配する意見、農業振興のための予算確保や支援拡大を求める意見があり、具体的な施策の意見では、機械組合に対する支援の拡充、法人化に向けた支援を求める意見が寄せられていました。

アンケート結果を受けまして現在、思っておりますのは、各地域の小規模兼業農家や家族経営の農家戸数が食料生産を初め、景観や防災などに寄与する農地や水路、地域を支えている強い担い手であると考えております。粕屋町の現状といたしましては、今のところ耕作放棄地は少ない、比較的少ない状況であると考えておりますが、アンケート調査にもあるように、担い手の確保は年々難しくなっていると実感しており、この担い手を確保する取組は現在最も重要な施策の一つであろうと考えているところでございます。

このようなことから、まずは各地域で取り組まれている集落営農的な活動に対しまして、支援の強化を図る必要があると考えており、具体的には機械組合や法人化に向けた活動支援など、より担い手確保に直接効果があるような支援の形にしていきたいと考えております。今後、具体的な施策について検討してまいりたいと考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎4番（案浦兼敏君）

先ほど出ました集落の農地は集落で守るという集落営農ですか。これは、大規模農家がない、この粕屋町においてはですね。農地を守っていく上で非常に大事なことだろうと思います。粕屋町内ではですね、六つほどの機械利用組合がありますけれども、それがまた法人化で、集落営農法人化したところはございません。そういう今後ですね。そういうところでいかないと粕屋町の農地は守っていけないんじゃないかというなことを危惧いたしております。

私は今年の4月に開催されました粕屋町農業機械共同利用組合協議会の総会に出席しました。この中で農業機械導入事業につきましてから、他の町並みに要件を緩和してほしいというような要望が出されました。このことは先ほどですね、八尋課長の話がありましたけれども、そういうことをそういう要望を受けましてですね。町のほうでも考えて十分検討していただきたいと考えております。

最後に町長にお聞きします。町長は選挙公約の中で、現場の声を生かした農業政策を上げられております。先ほどからの所管課の見解をお聞きになったと思いますけれども、粕屋町の農業、今後どのように振興していくつもりか、町長の考えをお伺いします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

私は今回の選挙におきまして、農家の声を県・国に届ける。そして、農政に反映させるということを繰り返し申し上げてまいりました。農業は国の本当に昔からの基幹的な産業でございます。これを大事にしたいという気持ちは変わっておりません。今年度行われましたアンケート結果につきましては、先ほど課長のほうが申し上げましたが、その結果を今後の農政に反映し、また、そのアンケート調査も今後継続的に行いながら、農家の皆さんから出される問題点あるいは疑問や不安に答えるよう、努めたいと思っております。

そして、今議員がおっしゃいました機械利用組合のことにつきましても、近隣市町村とも調査しまして検討してまいりたいと思っております。また粕屋町の立地条件からしますと、生産者と消費者が非常に近いそういう関係がございます。食の安心安全を共有できるような地産地消の都市農業を推進して、地域完結型の農業の推進を目指したいと考えております。そのためには少量で多品目な生産、そして地域の戦略的な農産物、福祉との連携、これらが今後の農業振興のためのキーワードになるのではないかと考えております。生産者、農林事務所、JAなど、そういった関係機関とも今後とも強力に連携しながら、農業の振興に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

鞭馬直澄議員。すみません。案浦兼敏議員。失礼いたしました。

◎3番（案浦兼敏君）

確かに箱田町長のお話聞きました。安心しました。粕屋町もですね、特産品のブロッコリーってありますけどもね、これもやっぱりだんだん高齢化してだんだん作り手が減ってきてますしね。やっぱりこれは、ずっと昔先輩たちがですね、こういうブロッコリーされて、昔はこのブロッコリー部会で毎年積み立てで毎年海外旅行してあったって聞いてますし。その当時はですね、大変よかったと思いますけども。やっぱり粕屋町でもブロッコリーに代わるようなものもですね、少し考えてもいかかとも思いますし、消費地に近いんですから、さっき地産地消ですか。やはり消費者の顔が見えるようなね、農家とそういう消費者がですね、一緒に交流できるようなそういうですね、場も今後検討していただきたいと考えております。

次に2問目の駕与丁公園の整備について質問いたします。駕与丁池は江戸時代1697年に農業用水ため池確保のために、福岡藩によって堤防が築かれ、それが現在

のため池として大きな役割を果たしております。貯水量が75万7,000立方メートルありましてから、福岡県で5番目に貯水量が大きいため池でございます。このため池は、農業用のため池だけでなく、洪水調整池の役割も果たしております。国においては東日本大震災後、ため池の一斉点検を実施し、震災での多くのため池はですね、損壊したんで福岡県でも実施されたようですけども。昨年7月の九州北部豪雨では、朝倉市では48か所のため池が決壊したことなどにより大きな被害が生じております。また今年の7月の西日本豪雨では、広島県をはじめ福岡県を含む4県で、7か所のため池が決壊し家が流され死亡者まで出ております。

これらのことから、福岡県は県内の4,050か所のため池を点検調査し、決壊など下流の住宅地等に被害の恐れのあるため池について、ため池ごとの被害のシミュレーション、ハザードマップを作成し、市町村に情報提供する取組を始めたと聞いております。今年7月には粕屋町ではですね、50年に一遍という大雨特別警報が出されてから、このときは駕与丁の水が満水となり地元の農区の方や地元住民や農区の人たちも、溢水、水があふれる溢水や堤防などの損壊を心配したものでございました。

そこで質問ですけども。福岡県のため池調査は駕与丁池についても行われたのでしょうか。また、駕与丁池が決壊すれば甚大な被害が生じるものと思われませんが、被害のシミュレーション、ハザードマップの作成はなされているのでしょうか、併せてお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

八尋地域振興課長。

◎地域振興課長（八尋哲男君）

ため池の安全の調査につきましては、東日本大震災後、国の指導によりまして、福岡県が県内全てのため池、先ほど4,050とおっしゃいました。それについて平成25、26年に一斉点検をされております。その結果、粕屋町に関係するため池は、粕屋内外にですね、12か所ありますが、いずれも改修などの緊急性は低いと判断されているところです。この調査では基準によりまして、大間池と新大間池が防災重点ため池に指定されております。そういった関係で現在、町のホームページ上でため池ハザードマップを公開しているところでございます。

そうした中、昨年の7月に発生した九州北部豪雨による被害を受けて、防災重点ため池の選定見直しを先々月、県より説明を受けております。これは基準以外のため池で、市町村の判断により新たに防災重点ため池とするものは理由を整理して、県と協議しながら見直しするものとされております。見直しの報告期限は、来月末となっております。池の広さや形状、下流側の住居の状況等を考えますと駕与丁池

を防災重点ため池として見直し、ハザードマップの作成までつなげていきたいと現在考えておるところでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

今の答弁では町内12か所あって、防災重点ため池として、大間と新大間池がですね、指定されてるということで。その基準としては池の広さとか堤防の高さとかそういう基準でしょうか。ちょっとお話を。

◎議長（山脇秀隆君）

八尋地域振興課長。

◎地域振興課長（八尋哲男君）

防災重点ため池の基準はまず堤高ですね。堤の高さが15メートル以上あるもの、または、堤高が10メートルかつ10万トン以上の貯水があるものについては防災重点ため池として指定され、耐震診断、それからハザードマップの作成までつなげていくっていうことになっております。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

駕与丁池はこれだけ広いですから当然ですね、そういう防災重点ため池になってると思ってましたけども、県のほうが再度追加でということですから是非ともですね、防災重点ため池としてですね、その調査をですねやっていただきたいと思います。県のため池調査では、あふれる前に水を流すという洪水吐というのがありますけども、そういう排水施設にですね重点的に調査したところ、問題があるため池が結構見つかったということです。

駕与丁池は貯水量に比べてから洪水吐などの排水施設が貧弱と思われま。ため池を管理してる方のお話では、今年7月の豪雨時大変心配したってということで、以前から改善は要望していたんで、このため町はですね、平成23年度に隣接する民有地を買収して、そういう改善、改良工事を行う予定でしたけども現在までそのままになってるということでしたけども。そこで質問ですけども地元の農区の要望、排水施設の整備について、どの程度検討されているのかをお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

八尋地域振興課長。

◎地域振興課長（八尋哲男君）

おっしゃってあるのは駕与丁池の洪水吐からJR線路の下をくぐった先の直角に

水路が曲がった場所のことであると思います。水路が直角に曲がっておりまして、高低差もあることから大雨時水路から水が越流して、それを緩和する必要があるところでございます。このようなことから、議員がおっしゃるように、平成23年度に水路に隣接する土地を買収し、改良工事を行う予定とされてきましたが、現在に至るまで予算の都合上、改良工事はなされていない状況でございます。今年7月初めの豪雨のときも、この地点で池の関係者と担当職員で土嚢設置するなどしておりまして、越流しないような工事の必要性を感じておるところでございます。予算の都合上、工事が延び延びとなっておりますが、できるだけ早期に工事が着手できるよう留意していきたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

予算の都合上で延び延びになつたということですが、やはりこうですね、先ほどから防災ですね対策としてやはり駕与丁池がですね、そこら辺が決壊すれば、もう下流の甲仲原とかですね、場所によっては酒殿のほうとかその周辺にかなり被害が出ると思いますし、場合によってはJ R線のほうも通行不可能になった場合、町に対する莫大な損害賠償が生じると思います。そういうことで、やっぱりただ単に農業ため池だけの管理だけじゃなくて、そういう防災という視点からですね、やっぱりこの問題をやっぱ真剣にとらえてですね、そこら辺の対応を考えてほしいと思っております。

次にですね、町民の憩いの場、公園としての駕与丁池周辺の整備について質問いたします。今年5月に実施しました議会報告会の中で、町民との意見交換を行いました。私は、駕与丁公園のあり方をテーマとした意見交換会を担当いたしました。まず、参加者から異口同音に駕与丁公園は町内はもとより周辺市町からも利用者が多い、粕屋町のシンボリックな公園である。もっとにぎわいが欲しいというようなそういう意見が切実な声が出ました。この他せつかくですね、ゆっくり1日ないし半日過ごそうと思うにも休憩施設とか飲食室もない。また、遠くから来た人が地元産品を買おうにしてもそういう売店もない、ていうような声もございました。そこで具体的な提案を求めましたところ、次のような意見要望がありましたので、それについて各所管課の見解をお伺いします。

まず、民間事業者の活用により集客対策として、レストラン・売店・貸しポート・レンタル自転車等の事業を考えてほしいとの要望がありました。国におきましてはですね、昨年6月都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の適切な管理を一層推進するとともに、都市内の農地の計画的な保全を図ることにより、良好

な都市環境の形成に資することを目的に、都市緑地法等の一部改正する法律を昨年6月に施行しました。これは粕屋町の今後のあり方ですか、公園だけでなく都市農地ですか、とかそういう今後の在り方。いや、その姿を考える上で大変重要であり、担当の都市計画課だけでなく地域振興課、他の課の職員の方にも、このことについては十分勉強して欲しいと思います。

この中で都市公園の再生活活性化を推進するため、民間事業者による公益還元型の収益施設の設置管理制度を創設しました。これにより、都市公園内にカフェ、レストランなどの収益施設の設置が可能となりました。公益還元型の収益施設というのは、要するにそういう収益施設で上がった利益をですね、公園の整備とかそういう分に充てるという制度でございます。これを受けましてサウンディング型市場調査。これは周知などの有効活用に向けた検討に当たって、活用方法について民間事業者から広く意見提案を求め、対話を通じて市場性等を把握する調査のことですけれども、この調査を行う自治体が増えてきております。

そこで質問ですが、駕与丁公園の公益還元型の集客施設の可能性について、サウンディング型市場調査は、これは特に予算を伴うわけではございませんので、この調査を行ったらどうでしょうか。お尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

サウンディング型市場調査は、民間事業の自由な発想に基づく幅広い事業、アイデア、さらに募集条件についての事業者の意向や公園の評価、期待などを幅広く意見を伺うための調査だと認識をしております。サウンディング型市場調査も今後の駕与丁公園の活用を考える際の手法の一つだと考えられます。まず福岡県内でも、北九州市の勝山公園や福岡市の天神中央公園でサウンディング調査を実施されておりますので、状況などを調査いたしまして、また駕与丁公園での条件整備等を行いながら検討したいと考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

確かにですね、近隣では福岡県がね、天神中央公園の西側ですか。中州側の再整備についてからこれをやっていますし、福岡市は水上公園についてやっています。この他横浜市はですね、市内全部の都市公園についてですね、このサウンディング型市場調査を抱える都市公園全てについて、民間からここの公園についての提案ですか、を募集するというようなこともやっております。確かに駕与丁公園はですね、

大濠公園と類似してはありますが、遊歩道は大濠公園の2倍、大濠は2キロですが4キロあります。非常に広い公園ですが、ため池部分ですね、農業ため池ですから公園部分に入ってません。っていうことで、やはりため池としてのですね、部分についてのいろんな制約はあると思いますけども。そこら辺を整理してですね、やはり駕与丁公園をやはり町長がおっしゃるように町のランドマークとしてもですね、にぎわいのある公園としての整備を考えていただきたいというふうに考えております。

次に落橋した水鳥橋を早く復旧して欲しいということで、簡易な構造でもいいから民間事業者からの提案を募集してはどうかとの意見要望ございました。これにつきましても本年度当初予算ですね、水鳥橋につきましては詳細設計費4,400万が計上されましたけども、議会のほうで設計費が高過ぎるなどの理由で予算が削除されました。それでそのままになっております。

このような中、国におきまして、国土交通省はですね、平成27年に作成しました公共工事のガイドラインの中で、発注方式の多様化として性能発注の方式。従来はですね、設計施工が分離発注方式ですけども、これをですね、一括発注方式あるいは詳細設計つき工事発注方式。概略設計しとって後の詳細設計は受注者側のほうに求めて、その受注者からの提案に対してから承認するという形ですけども。このことについてガイドラインの中で規定しております。このことから他の自治体におきましても、工期とか事業費が節減できるとしてから、この方式を採用する自治体も現れてきております。私の知る限りでは国のほうは結構環境省がですね、廃棄物を焼却施設に結構導入してますし、国土交通省もトンネルとか橋梁でこれをやった事例もあります。ただ自治体のほうはちょっとまだ、なかなか事例が少ないんですけどもインターネット調べましたところ、新潟の阿賀野市ですか、阿賀野川のこの阿賀野市。これは、人口が4万5,000ぐらいの市ですけども、これについてもやはりそういうですね、性能発注方式での要綱作成してから、これに取り組むようにしております。

そういうことで現在ですね、水鳥橋については、詳細設計費がですね、否決されましたんでそのままということで。担当課のほうもですね、議会のほうもそのままの状態、こう着状態で一向に進まないわけですけども。議会のほうとしてもですね、やはりそういう高い橋でなくて簡易な構造でいいからですね、やはりつくってほしいという意見もあります。そういうことでその一つの方式としてですね、水鳥橋の復旧につきまして、この性能発注方式を検討してはどうかということでお尋ねいたしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

性能発注方式による水鳥橋の復旧、いわゆる橋梁の構造形式や主要諸元を含めた設計を、施工と一括して発注する方式のことだと思われます。この方式は、国の大規模な、先ほど議員さんもおっしゃいましたトンネル工事などで行われたこともあります。施行者の固有技術を活用した設計が可能となり、施工者が得意とする技術の活用により、よりよい品質が確保される技術の導入が促進される反面、設計と施工を分離して発注した場合と比べて、施工者側に偏った設計となりやすく、設計者や発注者のチェック機能が働きにくい状況の可能性もあります。ただ今御提案いただきました性能発注方式、いわゆる設計施工の一括発注方式も水鳥橋の復旧に向けての方法の一つだと考えられます。この方法も含め、どのような方法が復旧に際して良いか、予算も考えながら検討を行っていきたいと思います。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

この提案したですね。設計施工一括発注方式もメリットとまたデメリットがありますね。さっきちらっとおっしゃってました。粕屋町もね、給食センターでPFIしてメリットはありますけども結構デメリットも色々あったように思われます。だからそこ辺をやっぱりそこら辺を十分踏まえた上で検討した上でですね、やはり、前向きに物事を前向きに進むためには、何らかの方法ですか、を検討しないと一向に水鳥橋はですね、このまま復旧できないわけでございます。ですから、町民とか議会の意見を聞いた上でですね、町のほうにおいてもですね、やはりこういうやはり新たなやり方があるとかそういうことをですね、逆に調べてそういう形で提案していただきたいというふうに思っております。

次に駕与丁公園のバラ園についてでございます。毎年多くの見物客が殺到する一大人気スポットになっております。バラ祭りの際には、県内はもとより県外からも多くの見物客が来場されます。さらに粕屋町内外からもっとバラ園を拡大してほしいとの要望が出ております。

そこで質問ですけれども、バラの花を見物できる場所をもっと増やせないのかお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

バラ園では春と秋のバラの開花時期には、多くの方々が来園されバラの観賞をしていただいております。現在バラ園を含みます公園内のバラの管理に対しては、職員で対応のほか、年間に消毒、施肥、剪定などの業者委託として約780万円をかけバラ園の維持管理を行っております。また、粕屋町バラサークルの皆さまにも維持管理には御協力をいただいているところであります。バラ園の拡大には多くの整備費用と整備後の維持管理が必要となっておりまいます。そのため、現状では拡大につきましては非常に難しい状況でございます。しかしながら、駕与丁公園にはですね、多くの方々がバラの観賞に来園されておりますので、今後もバラの補植などの対応には努めてまいりたいと考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

確かにですね、駕与丁公園のバラ園は無料ですからね。結構ですね、遠くからも有名で見に来られます。しかしそれをね、今のバラ園をね、例えば2倍とかそういう大きくするというのは、なかなか色々整備費等のことでなかなか難しいところはあるかと思っております。やはり駕与丁公園全体でですね、やっぱりそのバラの咲く頃にはそういうバラの花がどこかで見れるっていうか、そういうな環境をですね、是非ともつくっていただきたいというふうに考えております。

次に公園駐車場が手狭なので、有料でもいいから整備して欲しいとの要望でございます。公園の駐車場は日ごろ体育館プールと野球場の利用者などの車で占められております。しかしイベント時とか桜やバラの開花時には、駐車場は満車状態で、道路に車をはみ出し通行人や近所の近隣の住民に迷惑をかけております。近くに町や土地開発公社が所有する自然広場用地があります。現在あまり活用されておられません。

そこで質問ですけども、この広場用地を公園の駐車場として有料化を含めて、整備を検討できないかお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

駕与丁公園、かすやドーム、サンレイクですとか役場まで周辺を含めてでございますけれども、駐車場問題につきましては、その不足、十分認識をしております。いかに解決していくか頭を痛めておるところでございます。議員が言われますように、土地開発公社が所有しております自然ふれあい広場用地、こちらを駐車場

化するというのは職員のほうからも出てくるアイデアでございまして、検討はしておるところではございます。実現をできれば非常に有効な手段であろうかというふうに考えておるんですけれども、実現のためには解決をしなければいけない課題が幾つか出てまいります。

まず、この公社所有地の購入をしなければいけないんですけれども、現在簿価額が1億4,000万を超えておりまして、この購入費用だけでも相当な金額になります。加えて整備費用等ももちろんかかってまいります。また、場所を一般の来客用の駐車場といたしますと、高速横の側道ですね、狭くてアップダウンが激しい見通しの悪い道でございまして、非常に速度を出されて車が通るという場所でございます。ここを安全に横断をしていくということが必要になりまして、非常に安全性という面ですね、懸念をすることがございます。

また、大型のバス等の待機場所として利用する場合を考えましても、手前にあります高速の上を渡っております駕与丁の跨道橋ですね、こういったところ、やはり狭くて橋そのものも道も狭うございますので、ここ安全に曲がれるのかといったところ。交通渋滞等まで招かないかといった安全面の確認、またその手前にあります住宅地への影響等、色々配慮しなければいけないというところでございます。公社所有地自体が7,600平米、その道路側、浄水場側ですね、に面して町有地もあるんですけれども、合わせますと2万平米ほどの面積がございまして、この、どの範囲をどれくらいの、どの場所をどれくらいの範囲でですね、駐車場化するのか。また、残った土地をどのように今後利活用していくのかというところまで含めまして、総合的に検討してまいらなければならないことだろうというふうに考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

土地公社分の所有地を含めて、今2万平米あるということで、確かに土地開発公社につきましては、町からの補助金でほとんど赤字がなくなってから、後はいずれ町のほうですね、この土地は買わざるを得ないという状況だろうと思います。確かに色々な困難な問題がありますけれども、そこら辺をできないできないという理由だけじゃなくてから、もう少し前向きにしてこういう方法だったらできますというか、そういう発想をですね、今後見て考えていただきたいというふうに思っています。これは一応、要望ということで今後、確かに色々難しいね、問題あります。ただそしたらどげんしたらできるかということですね、少し考えて欲しいなと思っております。

次に花火大会を復活して欲しいとの要望です。花火大会は商工会の主催により開

催されてきましたが、2年ほど前に中止となり寂しい思いをしている。町民の手づくりでもいいから何とか復活できないものかとの要望がありました。本日の西日本新聞でですね、残念なことに大濠のですね花火大会は今年度で終了ということで、報道がありました。やはり都市化してからお客が多くてから安全確保が困難ということで、今年度をもって大濠の花火大会は終了しますというようなことが西日本新聞の1面にそういうことが書いてありました。非常に大変長年ですね、楽しみにしてきた人にとっては非常にですね、寂しいことであると思います。

そこで質問ですけども、花火大会を中止になった理由は何であったのか。また町民からの要望に対し、例えばふるさと納税とか町民からの寄附とか、また場合によっては例えば有料の栈敷席を設けるとか、それによってね、財源を得るとかなどして、町民手づくりの花火大会を復活できないものか、それについてお尋ねいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

八尋地域振興課長。

◎地域振興課長（八尋哲男君）

現在の状況でございます。平成27年度の粕屋町民花火大会を最後に、花火大会が行われておりません。当時3年ごとの開催を予定して実施されたということでしたが、その後町のほうの意向で実行委員会が開催されておらず、実施が見送られている状況と聞いております。今後の開催につきましては、平成27年度に開催された時の課題、先ほど案浦議員さんもおっしゃいましたように西日本大濠花火大会が安全上の理由で取りやめになるということでございますが、同じような理由が粕屋町にもあったようでございます。そのことも含めて再度実行委員会を立ち上げまして関係機関とも連携し、実施に向けた検討を今後行っていきたいと考えているところでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

そうですね。確かに安全確保、大濠公園に比べたらですね、駕与丁公園はまだ比較的まだ余裕があるんじゃないかと思えますけども。そこ辺ですね、実行委員会のほうで開催して検討するということですので、そこら辺ですね、町民の要望等を受けてできるだけ開催できる方法を考えていただきたいというふうに、是非実施に向けた検討をお願いしたいと思います。

最後に町長にお聞きしたいと思いますが、町長は選挙公約の中で町のランドマーク駕与丁公園の整備や町民花火大会の開催を掲げておられます。先ほどからの所管

課の見解をお聞きになったと思いますけども、駕与丁公園の整備などについて、どのように考えておられるのか、町長の考えをお伺いします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

私がいうまでもなく、駕与丁公園は町のシンボルでございます。実際の利用については御存じのように、ジョギングあるいはランニング、多数の方が町内外からお見えでございます。そういった公園ではありますが、今議員が御指摘の通り議会報告会の中の意見交換会で意見が多数出ましたように、やはりもっと楽しめるような公園にして欲しいという声は私自身も聞いております。そういった意味で、先ほど都市計画課のほうで申し上げました点。もっと施設をつくってほしい、そういったことも研究をいたします。

そしてもう一つ、第5次総合計画。その町民の意識調査からも、この駕与丁公園に対する愛着心、それが粕屋町民の誇りとなって表現されているっていうのを感じます。この公園が今後も安心して利用できるように、施設などの維持管理は努めてまいります。現在の財政状況ではなかなかですね、その公園整備は難しい状況ではございます。ただ、民間の力を利用したこの公園の拡大、あるいは施設の拡充につきましても検討させていただきたいと思っております。

また、まさに都市公園法の一部でございますが、都市緑地法の一部改正、この中に今回の改正点で都市環境の形成、これはまさに駕与丁公園がそのものを表していると思っております。都市の中にある有効な良好な環境にある公園。緑もたくさんございます。水面もございます。そして駅にも近い。町民の暮らしから直結できるような憩いを感じられる公園に、今後ですね、だんだん発展するように、私も尽力させていただきたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

町長の前向きな発言で大いに期待いたしております。確かに少子高齢化や都市化が進む粕屋町においては、いろんな問題が山積しています。しかし、残念ながらちよっと職員の方については、なかなかこれに立ち向かっているいろいろこうという気迫は、なかなか感じられないところはちよっと残念に思っております。現在はインターネットなどでいろんな情報が得られますし、その情報をもとに自ら調査確認してから、その中から粕屋町に合った解決策を導く努力をする必要があると思えます。粕屋町の職員には、常に問題意識を持たれ、その解決に向けて情報収集に努め

て欲しいということです。今後町長には、このような職員を育成して欲しいと思います。

以上で私の質問、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(3番 案浦兼敏君 降壇)

◎議長(山脇秀隆君)

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時23分)

(再開 午後0時45分)

◎議長(山脇秀隆君)

再開いたします。

議席番号11番、福永善之議員。

(11番 福永善之君 登壇)

◎11番(福永善之君)

議席番号11番、福永善之です。通告書に従い一般質問をします。

まず、箱田町長。9日に当選をされまして、10日から任期が始まったということです。13日にですね。昨日所信を表明されたということです。私からするとですね、もうちょっと時間をおいてよかったかなという感じでは考えてました。実を言うと箱田町長も四つの公約を掲げられたと、選挙期間中ですね。ただ、実際に役場に戻って、その役場の中ですね、色々な諸問題をまず、それも突き合わせながら見ていかないといけないと思っておりますので。そういうのをですね、見れる時間をつくった後にですね、所信表明というのを議会のほうでどうかという感じで打診すればよかったのかなというふうに考えてます。

では、質問内容に進めさせていただきます。今回は内部統制に関してということで、1問質問をいたします。まずですね。副町長にお聞きしましょうか。内部統制とはもう少しかみ砕いた分かりやすい言葉で言うと、どういうことでしょうか。

◎議長(山脇秀隆君)

吉武副町長。

◎副町長(吉武信一君)

内部統制と言ったらちょっと固い言葉になると思いますけど、私としてはですね、組織で町長をトップにして、副町長それから課長ですね。それから主幹、係長とか、そういうふうな一連の流れで、規律を守って仕事をしていくというふうなことじゃないかというふうに思います。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

では、三役のもう1人の教育長はどう思われますか。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

内部統制と言われますが、やはり役場も組織の一つでもありますし。やっぱり町長が掲げている町政の方向に向けてですね、全職員がベクトルをそっちの方向に向けてということで、内部統制っていう言葉はちょっと強過ぎますが、同じ方向に向けて実現に向けて、みんなで組織として、または今の言い方でしますと、チームとして取り組んでいこうということだろうと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

ではですね、お二方、大体そのような感じでよろしいかと思えます。まず組織のあり方というのをですね、企業でいうとコーポレートガバナンスですね、企業統治。これは一般常識的には第三者が見ても、そうだよなって納得するようなですね、組織のあり方というふうに考えていただければいいかと思えます。

ではですね、粕屋町には監査委員をしいてます。これは、民間から来られるですね、代表の監査委員さん。それから、議会選出の監査委員ということで、2名体制で今、粕屋町の監査をやっているという感じになっております。4期16年務められた藤川監査委員、前監査委員ですね。が常日ごろから、これは箱田町長も副町長を経験されてましたので、必ず9月の前に行われる7月にですね、決算監査を行っております。その決算監査が済んだ後に、町長室において、総体のですね、総論の決算報告というのを行っております。その中で町執行部の三役ですね、含め総務部長、経営政策課長も同席の上、代表監査委員と議選の監査委員のほうから決算監査報告を行うという感じになってると思えます。その中で、藤川先生が常日ごろから言われた言葉がこの内部統制をなさいということであったんですけど、副町長それは覚えておられますか。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

私が監査を受けてたときは、覚えてません。そういう話は覚えてません。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

箱田町長は副町長時代に、そのような言葉を覚えてられますか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

私の副町長時代にもそういう言葉はいただいておりません。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

ではですね、まず1問目の質問にいきますね。箱田町長が考えてられるですね、町執行部という認識は、特別職だけを指すのか、それとも課長職以上課長部長それから特別職を指すのかどちらでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

いわゆる執行部というのは、地方自治法上はですね、これは法律上のことなんです、執行機関を指すもので、これは首長、町長だけだと思いますけども。副町長以下、各課長級の職員などその補助機関にはなります。

しかしながら、執行部という一般的に使われる名称では、これは広い意味で、意思決定をつかさどる機関。すなわち、町で言いますと議決機関である町議会に対して、その決定事項を執行する組織としてはですね、町長始めその配下の職員を指すものとして使用されていると私は理解しております。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

箱田町長、ちょっと固いかなと思うんですけど、もう少し柔らかくですね、考えていただければいいんですけど。今の答弁だと、町長を含め課長職の方もここに同席されてる方も、町執行部の認識ということで粕屋町は対応していくということでしょうか。

ではですね、続きまして吉武副町長ですね。これは箱田町長は、そのときいらっしやらなかったの、御存じないと思いますので質問しますね。町立保育所建て替えに関する事案では、所管の委員会では、町長と担当課長より建屋のリース案が示

されましたが、その後両氏は退職。他の課の課長以上また所管職員への情報の共有ができていたのかどうか。それを質問します。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

確か8月20日ですよ。厚生常任委員会で私呼ばれまして、そのときにも話をしたと思いますが、町長のほうからこの件については、一切聞いておりません。従って職員のほうの課長、関係課の課長ですね。も、みんな知らない。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

えっとですね、ここが要するに内部統制にかかわってくることなんですよ。私と藤川先生が監査委員の当時、やはり4年間、私も藤川先生のもとで監査をさせてもらったという経緯があるんですけど。その4年間で、粕屋町はそのときには起こらなかったんですけど、他のですね地方自治体、全国のですね、中ではやはり職員の公金の横領事件とかですね、そういう不正がですね、やはり発生したと。監査の中でですね、正直な話はそういう不正を見抜くことがこれもほぼですね、不可能だという認識で私たちは考えていたんですよ。というのが、皆さんが1か月間に行う業務をですね、たった1日の監査でですね、それを見抜けるかって言ったらこれはもう不可能なことです。だから、通常ですね、議会の監査っていうのは議会というか地方自治体の監査っていうのは、これはもう試査って言われるですね、ある程度抜粋してですね、これこれを見ていこうという感じのですね、程度の監査になっていくという感じです。

その中で、そういう不正ですね。今回ちょうど箱田町長の町長選の期間中と時を同じくしてですね、福岡県の鞍手町も同じように町長選挙がありました。その町長がお辞めになった理由というのがですね、公共工事に関するですね、設計費のこれはですね、最低制限価格ですね。これを、業者のほうに漏らしたと。で、業者のほうからお金をいただいたという感じ、それが発覚していったという感じで、贈収賄事件で逮捕されておられます。で、このようにですね、その組織内のルールですね、内部統制ですね。それを無視した形で、今回その鞍手町に関しては、町長がそのルールを破って行っていったという行為。

で、今回ですね、先ほど吉武副町長言われましたように、我々が7月19日にですね、委員会の席上で、町執行部のほうからですね、吉武副町長除いた執行部のほうからその聞いた話というのはですね、町立保育所をリース案として持っていきたい

と。平成31年の4月にですね、建屋を開所したいからですね、最低でもこの9月議会に債務負担行為として計上していきたいと。そういうお話がありました。で、その話を吉武副町長は知らなかったということですね。で、それに対して、これは私たち議会の一員としてはですね、これは何のために私たちがいるかという、町民の皆さんから代表として選ばれていると。だから、町民の皆さんが今回委員会の席上で、執行部のほうからそういう提案を伺ったという立場になってるんですよね。その立場で伺ったにもかかわらず、その情報がですね、執行部内で共有されていなかったというところは何が問題だったのでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

それはやっぱりですね、その時の話をですね、町長のほうが私なり関係各課のほうに話をしなかったということでしょう。20日の日に私申しましたけど、重要案件につきましてはですね、案についてはそういうふうなことは、皆共有してますよ。今回に限ってはですね、ありませんでしたと私言いましたよね。だから、リースの件ですっていうのは初めて聞きましたし、ましてやその7月19日に町長が出席したということは私も知りませんでした。担当課も知らなかった。いきなり言われて私も呼ばれて、20日の日どうだったのかと言われてもですね、全然聞いてないから知りませんでしたというふうに答えましたけど。事業課のほうです、それこそ何千万とかですね、学校教育で校舎の増築とかですね、そういう話があるときはですね、みんな意見共有してます。今回に限ってそういうふうになったということは問題でしょうけど、それはやっぱりトップのほうです、こういうことするからということで関係各課の課長とかですね、職員なり集めてですね、話をしていくというのが本来の姿だったと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

まさにおっしゃるとおりですね。で、その後ですよ、問題というのは。我々はそういう感じで提案を受けました、こうやっていきたい。で、8月中にもう一度説明をさせてくださいというところで止まっておるんですよね。これは、箱田町長にお聞きしたいんですけどね。議会の中でもいろいろ意見があるでしょう。計画が煮詰まってから委員会の場に持ってこいとかですね。ただ、私の場合はですね、煮詰まった状態で持ってこられると、もうそれが前提のもとで進んでいくからですね。7月に提案のあったようなですね、こうしていきたいというところを投げかけはま

さによろしいと思うんですよ。ただ、その投げた後にですね、計画が変わりましたということがもし発生した場合にですね、その発生したときにまた説明責任というか。委員会の場でまたすみません、計画は変わりましたので、という打診というか説明はないのかっていうところをですね、ちょっとお聞きしたいんですけど。そういうところは必要ないのかというところをですね。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

計画の内容が煮詰まらない、あるいは、今後の見通しがまだ立ってない。そして1番大事なのは、財務的な計画だろうと思います。その辺がはっきりしない状態で中途半端な提案はですね。私自身はしたくない。また、しません。それが答えでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

そうですね、堅実ですね。ただ、今我々としてはですね、現状、現在進行形でですね、そういう提案を承ってる状況なんですよ。分かりますか。承ってる状態で、計画がもし変わってるのであればですね、やはり改めて委員会の場でやっぱり説明をするべきじゃないかなというふうに、私は常識的には思うんですよ。その話が、8月にします、という言質をいただいててもですね、今9月になりました。全くその提案した側から打診もない。こちらから言わないといけないのかなっていうところがあるんですけど、それはどうでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

だから、それはリースの件のことを言われてるんですよ。だから、20日の日に私申しましたよね。立案して提案したのは町長であって、町長と担当の課長が知ってたかどうか分かりませんよ。そこだけの2人だけの話で終わってるんで、あと20日の日、私は知りませんからという白紙の状態だと思うんですよ。後の職員全然知らないんですから、どういう提案をされたかも知らないし。それを厚生常任委員会にですね、どう説明するんですか。できようがないでしょって私言ったじゃないですか。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎ 11 番（福永善之君）

だからです、そこまで分かっているのであればですね、もう一応計画の返答はしないとイケないですよ。ということは1回協議をされてですね、もうこれはなかったことにしようというところで、もう一回委員会を開いてそういう説明をするべきと私は思うんですよ。違いますか。知らなかったと言ったらですね、じゃあ組織としてどうなってるんだというところになってきますよね。組織として提案をしてきた案件をですよ、いや、これはこの人たちが説明して自分たちは知らなかった、では済まないんですよ、正直な話は。組織として、その方たちが出ていってもですね、やはり組織として提案してるのであって、組織としてやっぱりその解を持ってこないといけないと思うんですよ。そこで初めて私たち、私はですね、あっ、あの計画はもうなかったんだというところで終止符が打たれるんですよ。だから、今吉武副町長確かに知らなかったでしょう。ただ知らなかったで終わったら、それは組織体としてはやっぱり内部統制としてやっぱり欠けてますよということなので。当事者がいなくてもですね、やはり発言したことに対しては内部の中でやはり、いやこれはちょっともうなかったことにしよう、ということの統一をまとめて、委員会の場でもってくるべきと私は思うんですけどどうでしょうか。町長。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

この経緯は私は詳細には把握しておりません。まさに今、質問されて答えてある、その内容の程度でございます。ちょっと今後それにつきましては検討させていただきます。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎ 11 番（福永善之君）

えっとですね、吉武副町長もそんな感じですね。えっとですね、ではですね、先ほど吉武副町長のほうから、今述べた事案に関してはこれはもう例外だという感じで、通常は大型案件というかですね、町のほうでかなりもめているというか住民の関心を引くようなやつに関しては、町執行部の中で情報の共有ができてると、いう感じで言われたと思います。

ではですね、今現在、役場組織のですね、内部統制に関する認識はそれで間違いないでしょうか。副町長。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

間違いないと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

教育長は。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

議長、あの反問権。ちょっと、ようございますか。このことをですね、今聞かれて議員は何を明らかにされたいのかなっていう、ちょっと私疑問が湧いております。私は今、役場のほうもですね、町長を新しく迎えてですね、今から新しい体制でやっていこうとしておりますし。前町長が体調を壊されまして、吉武副町長がですね、職務代理とされてこの半年以上ですね。やっぱりずっと頑張ってきた。これでもやはり課長さんたちとのやっぱコミュニケーションとられながら、粛々とですね、役場のほうには何の、僕は大きななんて言いますかデメリットはなかった。デメリットで言うのかな。ミスはなかったと僕は思っております。それを今内部統制っていうふうな言葉でですね、あたかも何かこう、役場の中の内部統制が何かばらばらのようにちょっと私こう聞こえとるんですが。私は今、役場は組織として機能はしていると思います。ただ先ほどの厚生常任委員会の話はもう私も同様ですけど、これを知りませんでした。しかし、役場の全体としての動きとしては私は、課題っていうのを私は感じておりません。新しくまた箱田町長中心に私は作っていただけると思ってます。なので、何をお聞きになりたいのか。その目的を教えてください。

◎議長（山脇秀隆君）

今の質問に答えてください。福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

何をって言われてですね、ちょっと私は答える術っていうのをですね、西村教育長。今私が発言した内容を聞いていられたのかなという感じでは考えてますね。私が申してるのはですね、町の組織としてですね、住民の選ばれた議員の前で発言したことに対して、町の組織の幹部の方たちが知らなかったって通りますかということですよ。それを西村教育長はですね、それでもいいということですか。ちゃんとしてますとか。何を言いたいのかっていうところをですね、そこを言いたいですよ。情報の共有もできてない。組織としてですね、発言したことに対して、その発

言したことに対してもし変更があった場合はですね、組織としてまた対応していくというところはないんですか。それが、今私に話されてますけど、これが一町民だったらそういうこと言えますか。ね、私はちゃんとしてますよと言えますかね、そういうことが。そういうところの認識をちょっとですね、違うなという感じで考えますけど、どうですか。どこが悪いのかって言われましたけど、そこ悪いと思いません。西村教育長。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

私が言ってるのは、職員はですね、委員会であった分、もしくは担当所管がそれぞれ出向いて行って、いろんな方とお話をしたり要望を受けたり。また窓口でいろんな質問を受けたり要望を受けたりした件はですね、場合によっては課長が直接町長のところに報告行く場合もありますし、担当職員が行く場合もあります。だから、ピラミッドを余り例にたどえたくないんですけど、ピラミッドの頂点のほうには情報集まるような仕組みが私は十分あるかと思えます。ただ、トップの方がいろんなところで発言された内容が全部おりてくるかいうと、僕はそれはあり得ないと思ってるんです。だから、今その分の双方向を求められているのであれば、そういうふうな組織になってほしいという狙いが、その今日の質問のですね根底にあればですね、そういうな双方向を考えたらどうかということの目的をおっしゃっていただければ、私もそういった返答はいたします。今の組織がいいのかっていうとですね、僕はやっぱりよどんでしまいますのでいいとは言いません。改善すべき点は多々あると思えますので、やっぱり前向きにまた日々1日を反省しながらですね。次こういったことが、質問が出た場合はこういうように答えようとか。それは今皆さんの意識の中にあると思えますので。ここがいいか悪いかって聞かれたときにはいいとは答えきれません。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

教育長が反問されてましたので、反問した前の質問というのがですね、内部統制の現状はどうかという感じで私は問いましたからね。だから、それにそういう反問をされるとですね、私はですね、小さい事案までですね、その報告というのは正直そこまでなくていいと。ただ、町の問題となってるですね住民の関心のあることに関しては、それは町執行部は知っとかんといかんよと。そこまでの流れをつくっとかんといかんよということ言ってるんですよ。ね。だから何を言いたいのかっ

ていうところをですね、私が言ってることが分からないのであればですね、もう西村教育長非常に申し訳ないけど、鈍感と思います。ね。そういうとことか内部統制をちゃんとしとかんと、そこがですね、不正の温床とかなってきますので。もし仮にですね、今回の件がですね、そのまま進みますと、9月に債務負担行為上げますと。皆さん知りませんでしたと。それで進んでいったらどうなります。議会で紛糾しますよ。

◎議長（山脇秀隆君）

ちょっと待ってください。福永善之議員、あまり人を非難するような言動はちょっと慎んでいただくようによろしくお願いします。ちょっとそれは、こちらが聞くとそういうふう聞こえますので、気をつけてください。吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

先ほど申しましたようにですね、重要案件につきましては担当課長含めてですね、提案はしてるんですよ。この件に関してはですね、私は知らなかったと言いました。実際知らなかったんで。その厚生常任委員会ですね、知らなかったということで内部統制ができてないと。組織として結局共有してないじゃないかと、情報を。聞いてないんですから。それをお前たち何も共有してないんじゃないかと言われてもですね、どうしようもないですよ。だから、本来の姿でいけばですよ。そういうのはちゃんとしなきゃいけないというのは、分かってますよ。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

分かってますよね。だから、今回ですね、内部統制のあり方の見直し。現状はこの件は例外だったと言われてますよね。今回8月20日にですね、副町長出席のもと、知らなかったということは言質を得てます。ただ、その後ですね。やはり今回箱田町長もですね、就任されましたので、副町長の上の方もできましたので。やはり発言に関してはですね、内部のほうでやはり意思決定をされてですね、やはり発言した場所におろしてくるべきと私は思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

厚生常任委員会と執行部の問題ですよ。だからそういうことで何も知らなかった、委員会をそのままですよということでしょう。だから、それを終わらすためにはちゃんと答えなさいということですよ。でも8月20日の話ですね、こういう状況で前町長がそういう話をされた。後の分は全然知らなかったということなん

で、申し訳ないというような話をですね、しなくちゃいけないんですかね。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

申し訳ないじゃなくて、あの話は変更しますとかですね、それ申し訳ないという認識になりますかね。持ってないでしょ。だから、言ったことに対しては、いや、あれは変更がありますとかですね。そういうところを初めてなって委員会としてはこれは無かった事なんだなという決が出ると思うんですよね。ただ、それを聞きっぱなしで今まで現在進行形で来てますので、それでいいんですかという話で先ほど申したように言った本人方たちがですね、退場されてもやはり組織としては粕屋町役場という組織なので。組織体としては、言ったことに対してはやはり変更があるのであればですね、持ってくる。もしそれ変更がなければですね、そのまま結構だと思います。それを前提にですね、審議していくっていう感じになりますので。変更があるのであればですね、持ってくるという認識でよろしいと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

その話の内容が変更とかですね、結局計画を出されたのは前町長なんで、それに残ったものがですよ。いや、あの話はもう町長がされたんで知りませんということで変わりましたと、終わりましたという話になるんですか。私はですね、私の個人的な思いではですね、その時に感じたのは、8月20日に呼ばれてですよ、こういう話をされた。あなた知ってますかと。全然聞いてませんって。もう、それで町長と担当課長は辞めたんでしょ、退職したんでしょ。自分としてはですね、もうこの話はもう初めからないよねっていう感覚で言ったんですけどね。で残った者がこれもう変更でしませんからというふうなお答えをですね、また改めてしなくちゃいけないのかなと。実際、厚生常任委員会に話をですね、持ってそういう話をされたというのがですよ、後の者全然知らないんですよ。知ってればですよ、もう辞められたからこの話はちょっともう元に戻りますと、白紙になりますというふうな答えをすると思うんですけど。全然、組織としてそういうふうな話になってないじゃないですか、意見を共有するというような案を共有するというその共有まで行ってないんですから、そこで僕は終わってたと思うんですよ。そういう認識を持ってたんですけど、それは悪いと言われればですよ。ちょっと検討しなくちゃいけないなと思いますけど。

◎議長（山脇秀隆君）

福永善之議員。

◎11番（福永善之君）

余り深く考えなくていいと思うんですよ。いや、いや、違う違う。あのですね、一組織体としてですね、発言したことに対してですね、その発言した人たちが退場してもですね、それは組織体としての問題と思うんですよ。ただ組織体として、幾らその自分たちは聞いてないと言われてもですね。組織体としてやはりそれは責任があると思いますので、組織体としての解を持ってくるところをですね、考えていただければいいと思うんですよ。それを知らなかったとか自分たちは全く聞いてなかったとかそういうところであればですね、じゃあ今後どうなるんだと、大丈夫かという感じでなってくると思うんですよ。言わんとしていることは分かりますよ。言われた当事者が退場されたんでもうその話はなかったんだということはですね。ただそれは受け取り方の問題であってですね、ただ組織体として、議会のほうも常任委員会として組織としてですね、対応してますので、そこはやはりそういうその方たちが退場されてても、組織として意見をまとめて持ってくるころのルールをちょっと作ってもらいたいという感じで、もう少し柔らかく私言ってるんですけど提案をですね。どうでしょうか。それは内部統制の一つでもあると思うんですけど。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

柔らかく言ってもらってて言いますけどね。考え方としてですよ。そういうふうな情報とか共有しとって、そういうふうな持ちかけ方をですね、してればですよ、私も知ってればですよ。そういうふうな今回もうそういう話は、詳しいところは知らなかったんでもう1回変えましょうとか言うと思いますけど。あのときの話はですね、20日のときの話は、一方的にあなた知っているかというふうに私言われましたので、いや存じてません、ということですよ。厚生常任委員会がそのまま存続ずっとするということと言われてると思うんですよ。その件に関して。じゃあそのときにですよ、こういうふうな状況ならどういうふうにしましょうかという提案があってもいいと思うんですよ。わざわざここで話すようなことでしょうかね。組織体としてやってますよと。

◎議長（山脇秀隆君）

まとめてください。福永善之議員。

◎ 11 番（福永善之君）

えっとですね、確におっしゃるとおりですよ。ただですね、私が聞いたのは、8月中に説明会を開きますという話だからですね、私は待つとったんですよ。8月中。8月中に、もう一度厚生常任委員会開いて説明しますの話だったんですよ。違う違う違う。その方たちが。だから、そういうところ、そういうところをですね、だから引き継ぎとかですね、引き継ぎとか内部統制とかそこを言ってるんですよ。もうですね、分かりました。それは分かってませんよ。ただ組織体としてはですね、やはりそういうところやっぱりはじめの問題になると思いますので、幾ら自分たちがいや、もう何でっと思うかもしれないけど、そこはやっぱり組織としてのはじめをですね、やはりつけていただくというところが内部統制の一つになりますので、その辺をよろしく願って、私の一般質問と...

◎議長（山脇秀隆君）

もう一つある。

◎ 11 番（福永善之君）

ん。

◎議長（山脇秀隆君）

3番。

◎ 11 番（福永善之君）

3番はですね、今言いましたので、そこはもう解は求めませんが、常識的な対応であればですね。もう持ってこられたほうがですね。内部統制としては完結するかなという認識で私はいます。答えますか。よろしいですか。

では、私の一般質問を終わります。

（11番 福永善之君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

続きまして、議席番号14番、本田芳枝議員。

（14番 本田芳枝君 登壇）

◎ 14 番（本田芳枝君）

議席番号14番、本田芳枝でございます。ただ今より一般質問をさせていただきます。

通告書に従ってと申しますか、先ほど福永議員が内部統制の話がされています。で、私も実はその件に関しては項目として入れていまして、ちょっとあの前後しますが今の流れでね、私もちょっと私の立場からさせていただいたほうがいいかなと思うので、ちょっとそれからいきます。それで私はですね、福永議員とちょっと立場が違います。私は厚生常任委員会の委員長として、この件にあたっておりま

す。それで福永議員は、議員としてあるいは元監査委員として、ここでおっしゃられたと思います。私は議会の組織のですね、厚生常任委員会という中で起きたことなので、議長にですね、厚生常任委員会として意見を出そうということで、意見をまとめて議長に提出しております。それは多分その日のうちに副町長にわたっているというお話を聞いていますので、その内容をですね吟味されて、必要があれば議長にまたそのことをお話をされたらいいし、それがなければですね、今後厚生常任委員会としてあの件はどうなったのかなっというお話を、議長を通してお尋ねしたいというふうに今のところは考えています。

それで私はですね、8月20日の件は実際7月19日に因前町長と前子ども未来課課長のお話があって、その翌日にですね、お辞めになってるんですね。それでその時点でもう私は、これちょっと大変なことであるけれども、そのあと話を聞いたらどなたも御存じないということで。これは無かった事なんだろうと。ただやっぱり厚生常任委員会としてはその後のことを考えないといけないので、一応会を開いて、そして吉武職務代理者、副町長に来ていただいて、職務代理者違ったっけ。来ていただいてお話を聞いております。そしてその後、委員会で意見をまとめて意見書として今出しているあの状態なので、どういうふうにお話ししたらいいのかな。福永議員は監査委員としての立場からされたんでしょうね。私はそういう立場でこの事にあたっております。一応まずそれを申し上げます。

それでですね、私は今、吉武副町長は今も副町長ですよ。かつて8月20日のときは職務代理者だったんじゃないかな。今私はですね、思うに、この件に関して実際いろいろ常任委員長として調べました。そして過去にはそういうことはなかったというお話をされましたが、私はあったのではないかと思いますので、今回一般質問に取り上げさせていただきました。そのあった内容に関しては、上の二つに関連するんですが、実は給食センターのこと。あるいは池田、この方お名前出していいかどうか分からないんですけど、副町長2人いらっしゃるから。池田副町長とその前町長との関係の中で、似たようなことがね、あったのではないかと。これはあくまでも推測の段階。思いますので、今回の保育所の件を例にして、こういうことはどうだったんですかというお話をするつもりで一般質問の項目に挙げております。一応そのことは、それで置いときます。

えっとですね、最初から言います。じゃあ、あの1番のところですね。これからの粕屋町政のあり方についてということで、新町長に対して、過去の事例を参考にしながらこれからの粕屋町政のあり方についてお尋ねします、という通告書の内容でございますが。

1番に、副町長の2人制と部長制についてということでございます。箱田新町長

のこれからの行政運営に関してお尋ねします。粕屋町では現在、部長制を引いて6年ほどになります。その上、昨年6月には副町長2人制の条例案が可決して、池田泰博氏が7月より就任されましたが、今年の1月に在任途中で退席され空席です。部長席も4席とも空席でございます。現在は副町長1人と課長職の職員が町政を担っている。もちろんリーダーは新箱田町長でございますね。今後の粕屋町をどのような体制で進められていかれるおつもりでしょうか。まずその考えをね、空席なので、一応条例案で可決してますから体制としては、副町長も2人制。それから部長制も廃止になったわけではないので、そのままということになって来ている。そういう事にあたって箱田新町長はね、どのようにこの町を運営していこうかと思っておられるか。まずそのお考えをお尋ねしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

簡潔にまずお答えいたします。副町長の2人制は私は今の制度はありますけども、任命する気持ちはございません。反面ですね、部長制、これももちろん制度としてありますけども、部長は空席でございます。反対にこの部長のほうが粕屋町のこれからの将来を考えた場合には必要だろうと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

必要であるということは、今後空席になっている部長席にそれぞれ人を配置して、部長制として進めていくというのが近日中にされる、手をつけられることになりますか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今ですね、粕屋町の職員非常に少ない状況でございます。この段階で部長職を設置するとなると3人ほどの職員が、要するに欠員になるという状況にも、部下的な職員ですけどもなる、というふうな弊害がございますので、いましばらくは置けない状況だろうと思っておりますけれども、先ほどの問題いろいろありますが、内部統制。このためにもですね、部長が必ずいると。課長から即トップまでっていうことはですね、やはり部内をまとめて、その意見をまとめて風通しがいい組織として政策を組織で決定していく。そういうためにはですね、必ず部長職がいると私は思います。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

粕屋町はですね、総合計画が予算書にひもついていて、各部担当で予算を考えながら、それがですね、総合計画とも関連しているように私は思っています。そのことをもとにですね、今後も枠配分予算方式でやられたらいいのかなと思っている。私自身の考えがですね。思っているので、ぜひ部長制を続けていただきたいというふうに思っています。それで実は副町長2人制も続けていただきたいと、私は思っています。それが副町長という言葉がふさわしいかどうかは分かりません。あるいはその顧問とか、あるいは何とか室という形でうちの町の組織とは別に、行政組織とは別の組織でそういう人が、あるいは部屋があったほうが良いと私は考えているので、そのことをちょっと申し上げたいと思います。

私は副町長2人制と部長制両方堅持、という考え方を持っています。副町長2人制では1人は従来の行政の補助としての副町長。もう1人は粕屋の未来を考える企画担当。市制に向けていつでもその体制に対応できるようにする、というのを公約で述べておられます。また、さまざまな方面において粕屋町を売り出し、積極的に企業誘致あるいは子育て施設の誘致、花火大会などの協賛金のために、町外で営業活動をしたいというふうにおっしゃられた場面がございました。私はとてもその場面をうれしく聞いておりましたが、その活動をですね、補佐する人材あるいはヒント、あるいはより多くの情報を集めてくれる人材が必要だと思います。昨年6月に副町長制を私は賛成したのは大体こういった理由からなんですね。たまたま昨年、いろんなことがあって人選も失敗をされたのではないかと思いますし、病気ということでね、退職をされましたが、私はこういう制度は市制に向けて必要だと思っています。例えばですね、前々町長のときに総合計画をつくるときに、粕屋カフェというような内容を企画されたり、それから市制に向けての調査研究をされたり、それから情報発信ですね。粕屋町全体をどうやったら魅力的なまちであるか。それを発掘しながら、日本に日本全体に向けて発信をする。それから農業振興と観光の問題。それからですね、各職員あるいは町民が問題意識を持って、まちづくりをする。そういうことの内容のために、今いらっしゃる行政の職員プラス外部からの登用でそういうことを考えてくださるような、そういう部署あるいはそういう存在がですね、粕屋町には必要だと思っています。小さな田舎町と思ってましたが、実はこの粕屋町は潜在能力ものすごくあります。宝の山です。でも、現在のところ町民も職員の皆さんも原石をそのまま持っているだけではないか。私は世界的な視点から、ここはアジアに近いので粕屋町の未来をですね、開拓するためのそういう人材

をですね、今すぐじゃなくても結構なのでぜひ箱田町長に登用していただきたいというの私の願いでございます。一応ここで切ります。どうですか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

御意見ありがとうございます。私の横におります吉武副町長も優れた人材ですので、副町長は2人は要らないというふうに私は思っておりますが、確かに専門的な分野、今後粕屋町が対外的にもその魅力を売り出せるようなことにつきましては、さまざまな方面から御意見をちょうだいしたいと思っております。そのためには、アドバイザー的なコンサル会社、あるいはそういった方々を見つけながら相談するのは本当に必要だろうと思っておりますが、経常的にそういう方を設置するというのはですね、コスト的な面もございます。業務的な面もございますので、それは慎重に考えていきたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

慎重に考えていただきたいと思っております。今から4年間あります。ただ実績が残されないといけないと思っております。町民はやっぱりですね、新たな粕屋町を求めています。よくこういう提案をすると例えば今副町長の件をおっしゃいましたけど、そういう意味で言ってるのではなくて、色んな何て言ったらいいんだろうね、未来に向けて発想をしてくださる人っていうのはやっぱり粕屋町に長くいる人じゃなくて、粕屋町を外から見ている人のほうがですね、意見がとても良い意見があるんじゃないかなと思っております。それで部長制についてはですね。予算決算審議において四つの部、総務部、都市政策部、住民福祉部、教育委員会それぞれに統括する行政のベテランを配置し、行政職員の育成をすることが急務だと思います。人件費がかさむ、選抜による昇進となるための弊害もあるという考え方もありますが、ベテランの退職が続き、若手の人材育成が必要。予算決算審議を通して、部内の調整をする人材の必要性を痛感しています。部制をひいたときに、課長職の等級を下げています。また、副町長1人の人件費、別に採用する人件費は市制に向けての財政投資というふうに考えれば必要経費です。積極的な投資を行っていただきたいと思っております。もうお答えはさっき聞きましたからですね。

じゃ次行きます。2番目ですね。契約交渉に関して専門家の登用をっていうところで、給食センター建設に関してサブタイトルを入れてあります。昨日全員協議会がありました。そのときに、顧問弁護士である羽田野節夫弁護士の給食センターに

関する説明がありました。内容はですね、2月の臨時議会での和解案とそれから謝金等の説明のためにお話に来てくださったんですが、私は別の視点から羽田野弁護士にお尋ねしたいことがございましたので、質問させていただきました。それを聞いて少し気持ちが軽くなったことを申し上げて、その内容は、ポイントが二つあります。

一つはですね、この給食センターの過去の事例なんですけれども、債務負担行為の予算案を可決した平成26年の3月の議会前後のことです。そのときは、羽田野弁護士は関わりがありませんでした。だから、もっと自分が分かっていたらというふうなお答えをされました。そのときはですね、議会では債務負担行為の条例案が出て、それを議会が可決しておりますが。そのときに私はですね、実施方針や要求水準書の検討を、事前にその債務負担行為がある前に相談をするという約束をその当時の教育次長はしておられたので、それを聞かない前では、採決はできないというふうに申し上げて、ほかの議員と一緒に継続事案にするようお願いしたんですけれども、結局可決をしました。それはそれでね、結果的にはいいんですけれども。そのときの問題が現在まで尾を引いていると思うので、今ここで申し上げます。そのときに問題になったのは、アドバイザーの業務で、結局地盤調査の件なんでございますが、2回しているんですね。1回目に基準以上ですね、鉛の化合物が出たんです。それで2回目の調査をですね、必要となって何とかクリアして、3月半ばにその結果が出たんですけど。それと同時に、債務負担行為の条例案が outcome として、実際その要求水準書などの提案があったのはその3日後だったんです。実施方針とかね。議会が終わってからのその発表の仕方。それに随分私は困惑してですね。本当にいいのだろうかとすごく心配していたんですが、行政には行政の事情がございました。それはですね、鉛の検出という予定外のことが執行部を慌てさせ、2回目の調査費捻出のためにアドバイザー契約の弁護士費用、配膳室調査費用をそれに回しています。そのことはですね、その年の決算のときに最初はその説明をされなかったんですが、ちょっとおかしいところがあったので、お尋ねしてそのことが分かりました。それ以降ですね、結局弁護士費用がなかったから弁護士との関わりがなく、行政と事業との間で契約が行われている。その結果が今あります。私はそのときですね、たとえアドバイザーの弁護士さんがいらっしやなくても、うちには顧問弁護士がいるから、多分それをその顧問弁護士に相談されるんじゃないかと思っていたんです。ところがそうじゃなかったようなので、そのことを聞きたかったから羽田野弁護士にちょっとそういうお話をしました。

それからポイントの二つ目はですね、平成27年の廃棄物層から出た鉛を含む残土処理、地中障害物の処理に関してですね、8,000万円。それから旧給食センター跡

地の処理に2,000万円の費用が必要ということになって、それをどうするかということで、前の町長が議会に説明をしてその意見を求められました。それから、町民にも意見を求められました。結果的に前の町長は、一時停止っていうその通告を相手側に出されたんですけども、私はそのときにですね、弁護士さんに相談すべきではなかったのかなと思っていました。そのことの疑問をですね、やはり昨日お尋ねしました。前町長と事業者の間に取り交わされたいろんなことがあります。それがいろいろお互いに行き違いで、今和解案をこちらがそれを和解案で成立を、今裁判にはならないで成立をした経緯があるんですが、そのときにですね、契約書があるんですね。SPCと粕屋町の事業契約書が。その中にですね、30条の5項の中に合理的に予測できない土壌汚染及び地中障害物があったことに起因して、本件工事が遅延または中止することをやむを得ない場合は、町と事業者との協議の上に、本件施設引き渡し予定日及び維持管理、運営開始を予定日を合理的な期間だけ延長し、当該増加費用及び損害費用を負担する。町がですね。ただし、事業者が損害の発生及び損害の拡大を防止、または軽減する努力を行わなかったことに関する起因する工事遅延に対しては、増加費及び損害については、町が負担しない。ということが契約上あったんですね。だからうちの町も、その過失っていうか、それでひょっとしたらこれは裁判になる可能性もあったんですが、結局和解したということで、今は落ちついていると思いますが。私はお辞めになった副町長はこの辺を察知して、これ私の独自の推測です。お辞めになったのではないかと。御自分に責任がかかるのではないかと。それで1月21日、突然にお辞めになったのではないかと推測していますが、これは個人の推測です。私はですね、昨日の羽田野弁護士の説明で、もし相談を受けていれば違った結果になったかもしれないとおっしゃってくださいました。また、昨日の羽田野弁護士は給食センターの敷地の調査がずさんだったとおっしゃいましたが、私はそうばかりは言えないと思っています。やることはやっていたのですが後手に回り、あるいは意識的に説明しなかったり、法律の専門家に相談すること自体が眼中になかったり、つまりは行政の無知と緩やかさで、それを指摘できなかった議会の力不足もあります。その緩やかさを、ある方はずさんと言われればそれは仕方がないのですが、PFIという巨大な企業組織に立ち向かうには、それなりの体制が必要で、残念ながら粕屋町にはその覚悟と体制がありませんでした。もっとも、小さな自治体にはそれは無理だったかもしれません。給食センターが開業して1年が経ちました。昨日の顧問弁護士の説明で長年の疑問が少し解決し、ほっとしているところでありますが、ある程度の検証は必要と思っています。

しかしながら、現状を踏まえてよりよい方向に持っていくときではないかと思

ます。私はこれを調査するにあたって、給食センターの現場に行きました。モニタリングの調査をされて本当に現場の職員はですね、向こうからの要求に対してきちんと整理して要求を下げたり、その金額以下にされるような努力もしておられます。ただでもその大元でね、もし専門家を登用していたり、あるいは専門家に相談してたらもっと違った結果になったのではないかと今でも思っています。私個人はですね、実はこの24年からこの給食センターのことに関わっていますので、途中で業者が変わったり、アドバイザー業者結構変わっているんですよ。それから担当の方も変わったり、流れが途中で分からなくなることもあるので、自分なりにまちづくりの一つの研究テーマとしてまとめられたらいいなと思っています。

今の流れで教育長にお尋ねしますが、私のどっか事実の認識で間違っているところはありますか。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

私も途中からこの件についてはですね、関わっておるんですけど。やっぱり事前の資料を見たりとか、前の方、それから当時の職員あたりと話をする中で、私は本田議員もおっしゃられたとおりに、全くそのとおりでろうと思います。やはりスタート時点の契約、その辺にもうちょっと慎重さがあればなということを感じております。一緒です。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

ありがとうございます。過ちは過ちとしてあるいは不備は不備として、でも同じ間違いを二度としないように、そういう意味も込めてそれから議会の力不足、私の議員としての力不足もあったと思います。それであえてね。今日このお話をも、こういうお話をするのはもう今しかないと思っているのでさせていただきました。そして新町長も、実際前の給食センターの地中の廃棄物の8,000万とか、合わせて1億何ぼ、1億円近いそのあれに一応副町長という立場でね、関わっておられたと思います。ただ私はちょっとこの後に申し上げたいんですけども、だから私はこの問題はもっと明確に前に進むことがね、分からないこともたくさん今でもあります。それはどうしようもないこともあったり、あるいは双方の認識不足であったり、いろんなことがあると思います。でもそのことをきちんと整理をして、次につなげたいというふうに思っています。

それで私が今回、その次の内部統制の話を取り上げたのは、さっきの最初の続き

で申し上げますが、町長と担当課の2人のお話です。副町長は一切関わっておられないんです。そういうことって、だから私は給食センターのときもひょっとしたらですね、副町長、今の箱田新町長はどういうふうな立場だったんだろうかと。うちの町はですね、小さなことに関してはきちんきちんと物事は進んでいくかも分からないけれども、大きな事案に対してあるいはこれをしようっていうときにずっと先に行く、みんなで合意形成をしないでですね、先に進む可能性があります。例えば前町長とお辞めになった副町長の関係で、結局採用するにあたっては、健康診断を取られていない。よく聞いたら、前の職場も定年前に病気で辞めておられる。そして、その後の仕事の内容は一切残っていません。私は情報公開で求めましたが、何も資料が残っていないんですね。そういうところはやっぱちょっとずさんな感じがするんですよ。で、そういう内部できちんとやっているとそうじゃないところがあるということを経験した上でね、今後物事を進めていけたらなというふう思うので、今日させていただきます。いかがでしょうか、新町長。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

組織が生き生きとその仕事ができるのはですね、やはり内部統制だと思っております。上司の意見を部下が理解し、その政策を実行していく。あるいは一つの問題が上がったときには、その組織でみんなで対応して研究しながらその案を上を持ち上げて、その上司はその問題について全体で考えていく。最終決定は町長、副町長がことについては決断を行うと。これはですね、非常に有機的に組織が活性化する方法だと思っております。よく言うその内部統制というのはその監査法人あたりがですね、財務関係の、要するに不備があっちゃいけないということで、これ金融庁が出したその内部統制という言葉を使ってるんですね。財務これ、こういった公の地方自治体においては、企業でいうその財務だけの問題ではなくて、その一つの施策がどう影響を及ぼすか、あるいは反対にどうリスクを被るか。そこまで考えて税金を使って行う政策です。その辺のことまでですね、総合的に判断して組織の決定をします。1人の個人が思いつきでするようなことでは、これはだめだと。今後ですね、今議員がおっしゃったようなことを参考にしながら、内部統制については私もしっかり、この組織の中で行っていきたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

それでは4番目にいきます。財政の健全化についてその方針を問うということ

で、テーマを挙げていますが、箱田新町長はですね、街頭演説で、粕屋町の財政はおおむね良好とおっしゃっておられました。昨日の所信表明では、従って触れられていなかったような気がします。町長になられて実際ですね、今後来年度予算編成に着手されることとなりますが、どのようなお考えで向き合われるのか、お聞かせください。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

もう言うまでもなく、行政の運営には財務、財政が非常に重要でございます。その健全化は最重要課題、今健全であっても、いつ不健全になるかというふうなリスクもですね、考えながら事業の展開を行うべきと思っております。財政力指数あたりは非常に粕屋町は優秀でございますが、例えば基金の金額、あるいは今後の事業の展開するに当たっての財務的な問題をですね、総合的に考えた財政計画が必ず必要と私は経験上もそう思っております。事業の夢みたいなことばかり言ってもですね、これは財政がしっかりしていなければ、実現することは不可能でございます。従いまして、今後予想される大規模修繕、あるいはその必要な経費につきましても、最小限の経費でそして最大の効果を上げるような歳出の見積り、そして今度に入ってくるお金の増大をですね、考えながら今後その財政運営にはあたりたいと思っております。さまざまなやり方があるんですけども、とりあえずは来年度予算をですね、どうしようかと。まずそれに着手してまいりたいと思っております。詳しいことはこの場ではちょっと申し上げられませんが、来年度予算そしてその次に控える中期的な財政問題も推し量りながら進めてまいりたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

実は私、前の町長が平成29年度に出された予算案を予算編成案を高く評価しています。財政調整基金の繰り入れがなくて、10億円以上あった繰越金もその前年度の補正で基金に回されたので、必要最低限度の額でスタートしていると思っております。ところがですね、今年の30年度は基金の繰り入れで前の状態に戻ったような感じを見受けております。投資的経費が足りずに事業はできないとの答弁に粕屋町では難しいのかなと感じましたが、私はやはり歳入歳出はその年の収入の範囲でと思いません。今ね、お答えをいただいたので、それからこれからの言うことなので、それを楽しみにしたいと思います。

部制導入に期待される効果として、各部での枠配分による予算編成。それから部

内での優先順位の自己決定などありますが、各課の予算決算の数字を照らし合わせ部内調整をするという中で、粕屋町の方針、今後の方向性をも視野に入れた予算編成をされることが、人材育成にもつながります。数字の奥に隠れた町民の動きを推察し、押し量れる職員に育って欲しいと、私は考えています。数字には数字の動き、前年度と今年度、あるいは他町との比較。そういう中で数字ではない、その奥にある人の動きがあります。その動きをですね、ぜひ分析できる職員になって欲しいというふうに、私は願っています。私は小さな家計簿で、もうだから40年近くそれをしているんですが、本当にですね、毎年予算を立てて決算で。そういうことを繰り返すことによって、数字から得るものはとても多い。家計簿だからってばかにできないんですね。だから私はそういう意味で粕屋町のね、決算審査が大好きなんです。すいません。いろいろきついこと言ったりね、細かいこと言ったりしますけども。その数字の動きで町民の動きがどうなのかっていうのを考えるのがね、好きなんです。また私なりの感触で、私は分かるというふうに思っていますのでその次が知りたい。来年はどうなる、過去はどうなった、どうだったっていうことを考えながら事にあたっています。私の押し売りですけれども、ぜひ職員の皆さんのね、まだお若いので私のほうが経験が多いからですね、そういうふうな見方で見て、実際見ておられるかもしれませんが、見ていただけるよう職員になられたらいいなというふうに私は今感じています。すみません、町長一言お願いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

住民の皆さまの期待に応えられるような職員の育成を図りたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

ちょうど今はですね、決算が終わって来年度の予算編成、それから事務事業立案の時期ですよ。だから、来年の予算編成を楽しみにしていますので、よろしくお願ひします

続いて、巡回バスの事業化についていきます。平成29年度の当初予算にバス事業の調査費を300万円予算措置されましたが、その後の行政の動きが停滞しているように感じられています。箱田新町長は公約の中でもかなり強くコミュニティーバスの件を打ち出されていました。現在どのように考えられ、どのような方向性で進もうと思っておられますか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

町内巡回バスのアンケート調査、詳細まだ私は聞いておりません。ただ、その結果の分析そして住民の皆さまのニーズをですね、的確に捉えたいと思っております。私自身の感覚的なことのお話で今差し上げたいんですが。とにかく住民の利便性をですね、まず図りたい。やはり住民のニーズがやはり多いのは、多数の皆さまの幸せにつながる、満足につながるということです。ただそのコスト的な面もあるんでしょう。そして人的な面も含めてですね、業務的な問題も数多くあるというふうに聞いております。詳しいことは今後ですね、担当課とも協議し、副町長がその辺のことは非常に詳しく今しておりますので、協議しながら今後の巡回バスの事業化については考えてまいりたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

今潜在的なニーズ、その把握をする必要があるとおっしゃっていただけたので、すごく期待感で膨らみますというか。今まであまりそこまでね、皆さん担当者もそうですけど、ほとんどの方が車をお持ちなので、何かあの、車を持ってない人の気持ちとかそういうのは、私から見るとよ、何かちょっと分かってもらってないなっていう気持ちがすごくあったんですけど。潜在的なニーズはものすごく高いと私は思っているんですね。バスの一時的なニーズ、これは行政として必要だからとかね。車を持たない人、あるいは幅広い層、若者からお年寄りまで、町民への福祉的な側面でこれを事業としてしているっていうのは多くの自治体、うちの町もだいたいそうじゃないかなと思うんですけど。

私はね、二次的なニーズと自分で考えているんですけども。一歩進んだニーズを把握することによって、潜在的な利用者を実際の利用者に変え、利用者を増やすことになると思っています。例えばですね、町民の生活と直結した行き先あるいはバス停、ダイヤの設置、それからJR駅、なのみなど遠方の買い物場所、病院、観光目的、駕与丁に観光目的で町内の方ね、案外駕与丁に行ってらっしゃらないんですよ。だからもう、特にお年を召した方には是非行ってもらいたい。子どもたちにも是非行ってもらいたいと思うんですけど、案外もうほとんど聞くとね、町外の方が多いので町内の方には是非行ってもらいたいし、それから丸山ですね。そういうところにも是非、車が行けるように。それから無料券配布などの運転免許をですね、辞退するその優遇措置、高齢者の免許返納促進のためとか。各種検診受診者へ

の受診向上対策。小さい子どもさんを持つ親子。それから国保の特定健診、それからがん検診。それからこれが問題ですけど、特定健診の指導。そういうのにもですね、そういう結果が出て、さあ行かないと行けないっていうことがあったときに、車をお持ちの方は、さっと行かれるかも分からないけども。そうじゃない方、高齢者の方はそこで躊躇されると、そういうこともあります。

全体的にですね、担当者の話を聞くと後はもうトップの判断でほとんど決まるのかなと今思ってますが、やっぱり行政職員の中にはね、予算が結構かかるから躊躇されているような節が見えるんですけども。これもですね、粕屋町への投資です、ほんとに。もう実際やってみたらお分かりになると思うんですけど、私が勝手に言ってしまうのがないんですけど。多分町長はね、その辺はよくお分かりになっておられていろんなところでその話をされましたので、期待します。それで是非ですね、このことを強く要望したいと思って私の質問に入れました。もし箱田町長がなられたら、お二人いらっしゃるのでどっちがなられるか分からないのもういいかなと、なられたらもういいかなと思ってましたけど、もう一度再度ですね、ぜひ早急に対策を。もう準備はできてます、全て。後はトップの決断次第ということなので、最後に一言お願いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

この場で決断は申し上げられませんが、やはり、さまざまな問題があるのはですね、実際そのこの職についていろいろお聞きすると、あるようです。ただ、その問題を一つ一つクリアしながら前向きに検討したいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

私の質問を終わります。

（14番 本田芳枝君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

これにて本日の一般質問を終結いたします。

お越しいただいています、傍聴者の皆様にお知らせいたします。議会運営委員会における協議結果によりまして、本日は4名をもって終了いたします。週明けの18日、火曜日にも4名、19日水曜日に2名の一般質問を実施予定であります。時間の都合がつかますれば、来週も引き続きお越しいただきますよう御案内申し上げます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後 2 時 7 分)

平成30年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成30年9月18日（火）

平成30年第3回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

平成30年9月18日（火）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

- | | | | | |
|----|------|-----|------|----|
| 1番 | 議席番号 | 6番 | 中野敏郎 | 議員 |
| 2番 | 議席番号 | 8番 | 太田健策 | 議員 |
| 3番 | 議席番号 | 9番 | 川口晃 | 議員 |
| 4番 | 議席番号 | 13番 | 久我純治 | 議員 |

2. 出席議員（16名）

- | | | | |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 末若憲治 | 9番 | 川口晃 |
| 2番 | 井上正宏 | 10番 | 田川正治 |
| 3番 | 案浦兼敏 | 11番 | 福永善之 |
| 4番 | 鞭馬直澄 | 12番 | 小池弘基 |
| 5番 | 安藤和寿 | 13番 | 久我純治 |
| 6番 | 中野敏郎 | 14番 | 本田芳枝 |
| 7番 | 木村優子 | 15番 | 八尋源治 |
| 8番 | 太田健策 | 16番 | 山脇秀隆 |

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文 ミキシング 高榎元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（18名）

町長	箱田彰	副町長	吉武信一
教育長	西村久朝	総務課長	堺哲弘
経営政策課長	今泉真次	税務課長	中原一雄
収納課長	臼井賢太郎	協働のまちづくり課長	中小原浩臣
学校教育課長	山野勝寛	社会教育課長	新宅信久

給食センター所長	神 近 秀 敏	都市計画課長	田 代 久 嗣
地域振興課長	八 尋 哲 男	道路環境整備課長	安 松 茂 久
上下水道課長	松 本 義 隆	総合窓口課長	渋 田 香 奈 子
介護福祉課長	山 本 浩	健康づくり課長	古 賀 み づ ほ
子ども未来課主幹	稲 永 美 穂		

(開会 午前9時30分)

◎議長(山脇秀隆君)

本日の新聞各紙には、トランプ大統領が中国に対して、二度、第3弾の2000億ドル規模に及ぶ関税の制裁を発動するとのことでありましたが、既に発動したと報道がなされております。世界の経済界では、株価の最安値を懸念し、リーマンショック以来の世界恐慌の再来を懸念しております。また、南北朝鮮の首脳会談が二度行われ、朝鮮半島の非核化の話し合いが行われるとのことであります。一方国内では関西空港の連絡橋の鉄道の再開が今日から始まり、北海道苫小牧、東部厚真火力発電所の再稼働の報道もなされました。今回感じたのは、いいも悪いも再び繰り返す元に戻すということが必ず考えられるということであり、一般質問では、こうした考えからの質問がなされると思います。再質問では、質問の内容を深く掘り下げ、町政発展への再考としてほしいものであります。

執行部の子ども未来課長席は現在空席ですので、代理といたしまして、稲永美穂子ども未来課主幹が出席されておりますので、御報告しておきます。

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長(山脇秀隆君)

ただいまから一般質問を行います。

発言に関しましては質問者は会議規則を遵守し、さらに、文書通告の趣旨にのっとり、簡単明瞭に。答弁者の発言に関しましては、質問にそれることなく的確にしかも簡潔にされますことを議事進行上、強くお願いする次第であります。

なお答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して意思表示されますよう、併せてお願いいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

議席番号6番、中野敏郎議員。

(6番 中野敏郎君 登壇)

◎6番(中野敏郎君)

6番中野敏郎、一般質問始めさせていただきます。

通告書に従ってやっていきたいと思いますが、まあ第1番、もう早速始めさせていただきますが、自然災害の対応についてというふうなタイトルで、私今回望みました。で、近年日本各地で頻発する地震、集中豪雨、異常高温などの自然災害から安心して生活できるまちづくりを目指してというふうな形で出しました。実はこれは8月の22日に一般質問の通告書を出しました。それからというもの私にとっ

てみたらもうこれだけの資料、もうその私にとってはこれだけの資料でこの回を乗り切ろうと思っておりました。ところがどっこい、ね、箱田町長のっていうか、今回の選挙の初日と申しませうか。告示日ですかね。あのときぐらいに、21号が来、そしてそれが4日5日と北海道の方まで行きました。そしてその6日の日、午前3時ですかね、北海道での地震なんかありまして、おいおいおい困ったな、まだまだネタがいっぱい出てくるじゃないかっていうかですね、困ったなというふうな思い持っておりますが。私も実は8月6日の日について言うんですかね、北海道に行きましてすてきな北海道。ことは結構涼しかった。そういうすてきなね、北海道味わってきたんですが、それからちょうど1か月の後に、ああいうふうな形があったというふうなこと。本当私も何か今回の北海道の地震というか、この地球の持っているっていうんですかね、エネルギーをどうにもできないというふうなところに、すごくね深い悲しみというもの感じたわけですが。

まず最初に、1番の質問をさせていただきますが、その1番の質問の中でっていうんですかね。実は選挙戦の中でというかいろんな形で、箱田町長のほうはですね、第4番目に、安心なっていう安全なっていうか、そういうまちづくりを書きました。あるところで私も聞きました。住民の皆さんが安心して生活できるまちづくりのためには、災害対策の基盤整備が1番重要だと思います。そのためには、町内の危険箇所の調査検討。そして、重要河川の監視体制の充実や、内水面の整備を至急行いたいと思います、とですね。最後だけ強調しておきましょう。至急行いたいと思います。こういうふうなね、町長もやっぱり夜帰ってきてからですね、そういうふうな記事に触れられてすごい危機感を持たれたんじゃないかなと思います。

1番の質問に入ります。町長自身がっていうんですかね、予期せざるを得ない粕屋町の危険な自然災害あるいは箇所っていうのは、どこなのかというふうなことなんですが。こういうタイトルで質問をしておりますが、1点だけっていうかですね。どこが今1番危ないかなと。その1点だけまず抽出していただけたらうれしいんですが、自分の言葉で、ああこれやなこの選挙戦の中でとか、この3年の中でとかですね、見られたその1点。どこが危ないとかこれがあれじゃないかという、お願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

御質問にお答えいたします。予期せざるを得ない予期しなければならない、これは当然予期できる情報が事前にあるということです。例えば大雨の情報、台風及び

その梅雨前線、そういった前線の予測に伴う大雨の量。これは洪水につながるわけですが、そういった場合には、当然河川の氾濫、それは非常に重要な危険な事案だと思っております。実際にそのこの夏もございましたが、河川の氾濫によって非常に甚大な被害を被ったという事実はございません。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

ありがとうございます。そういうふうな危険性というのがありましたが、もうそれってというのはもう早速何らかの形で動かせましたか。まだ1週間ですけどね。ちょっとだけ質問をお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

具体的には動いていませんが、まずは幹部のほうでそういった意識の集約と申しますか、意思の統一は図っております。具体的にはまだ動いておりません。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

そうですね。1点だけ申してもらったんですが。私も感じるとこの危険性というのは思っております。何が1番危険かなというときにですね、今1番危険なのは、あんまり具体的な例出したらいかないんかだけど。やっぱりこれはすぐなるというふうなことを思っておりますから、やっぱり中央公園の広場スポーツ公園ですね、あそこのブロック塀ですね。あれはまた後で話しますが、やばいなっていうふうなところをすごく思っております。それからまだほかにもあるんですが、この庁舎だっってすごく何かちょっと不安だなと。これって北海道の清田区にも似てるんかなっていうか、あそこはですね、液状化という形でありましたが、ここも昔池だったという話です。私がいつも思うのは今日もそうなんですが、バイクを置いてずっと玄関アプローチを歩いてくるとタイルが何回も何回もですね、すごい兆候を見せているというか。うごめいてるんですよね。やっぱりうごめいてるんじゃないかっていうふうなことを思っております。これ私の主観なんですけど、そういうところであっていかですね、気をつけなきゃいけないところかと思いますが。

私今回の選挙というかそういうふうなところですね、初めて箱田彰町長ですね、御自宅というのをですね、拝見させていただきました。きちんと見たわけじゃないんですけど。今おっしゃられた洪水とかですねそういうところですね、1番

なんかやっぱり危ない所というのは河川の横というかですね、そういう所ですよ。昨日、あ、失礼しました、3日前の鞭馬議員のときの質問の中で、やっぱり基本的に私たちが最初にやらなければいけないことというのは、自助っていうか自分ですね、自分を助けるなり自分のことを自分で守るということですね。町長の御自宅というのはほんと河川にあってからこれっていうのはちょっと怖いなど。けどやっぱり人に迷惑かけないとかいうふうなことも考えながらというかね、私たちも家建てたりいろんなことをしたりするわけですが。

そういう思いから、個人的なことかもしれませんが、今はやっぱり大切なですね、町の指揮をつかさどる方でありますから、あそこから出動するなんてありますよね。御自宅を建てられたときにどういう思いであそこ建てられたとかですね、もうそういう思いでそういう対策をしっかりとされてると思うんですよね。そういう思いだけをまずお伝え願えたらうれしいかと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

個人的な件ですので詳細は申し上げられませんが。昔ですね、須恵川の横に家を建てておりました。須恵川は非常に氾濫しておりました。10年おきぐらいに大きな水害に見舞われたこともございます。その当時に比べますと、県のほうの河川改修は大分進んでおります。したがって、もうそろそろいいだろうということで。実は60年ほど前までは、今のところに家があったんですね。私が生まれる前ですけども。そこに戻ったという形ですが、今、申し上げますように、河川の改修が進んで安全面は大分向上しただろうという点と、家を建てるには当然皆さんの常識と思いますが、かさ上げをして従来の地盤よりも上げたということもございます。ただこれは、家を建てた後なんです、須恵川ですね、水位。それを本当にダイレクトに見ることができたということは私が副町長時代だったんですけども、そういった利点はございました。正直申し上げます、町の職員よりも先にその水位の上昇をもう目の当たりにできるっていうことをですね考えますと、あとほかの課はですね、県の県営河川あたりでは、監視体制が非常にその充実しております。粕屋町はですね、多々良川の雨水橋のほうに自動的な監視体制が県のほうであります、須恵川はないんですね。確かに水位計はございます。扇橋のところに。ただそれは、あくまで人間の目で見て危険かどうかを判断するというようなことがございます。

これは今回私の選挙の中でも訴えたことなんです、やはり皆さんがリアルタイムでダイレクトに今の水位の状況、危険度を察知できるような監視体制をつくらなければならないというように、つくづく自分の経験からも思いました。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

今のお話をお聞かせ願って大変助かりました。一つ監視体制が増えたというふうな思いを持っておりますが、私がそういう地震であるとかいろいろな災害があるんだけど一つですね、不安に思っているというのは台風です。すごいなんかメガ台風っていうんでしょうか。そういう言葉があるか、スーパー台風とかですね、あるんでしょうか。先ほどの話で言いましたら、やっぱり自分で自分の身は守らなきゃならない。だけど私が建てた家というのはツーバイフォーの住宅で、アメリカのフロリダあたりなんかでもですね、巨大なハリケーンなんか来たときにああいう家もね、壊れてしまう。そうした時にどうしようかというふうなことを思っていて。やっぱり自分も自助でいかなきゃいけないなって。息子が近くに家を建てるとか……。おいおいおまえのところは、コンクリートの家で建てろよと。そしたらそれはカバーできるやないかと、やはりですね、自分のところの事情、あるいはちょっとした横での共助っていうかですね、そういう体制が必要かなと思います。町長のところある意味で私も実は覗かせていただきました。グーグルでですね、ただしっかりなんか高さもとられてあってから、安定した形ではこれ本当安心だなと。今からね、いろいろな形で災害のときに、町長が出られるようなとき、いろいろな時にですね、しっかりカバーしてもらえないかなというふうなことを思いました。

その辺はいいんですけど私ちょっとですね、今度不安に思ったところがあるんですよね。それはっていうのは、今度の修正予算審議でですね、いろんなところの修正案というのは出たわけなんですけど、予期していたというか期待していたある修正案が出ませんでした。何かと申しましたら、もう御存じだと思いますが、県のほうが去年の朝倉の災害なんかをですね。かんがみて、いろいろ防災マップというか水位とかですね、そういうのを変更しておりますよね。それがもう4月の二十何日に一般的に見れるようになってる。ホームページとかでですね、見れるようになってるわけですね。それに連動して町のほうもっていうか、当然そういうふうなマップなりっていうのをね、変えていかなきゃいけないと私は思ってるんですけど。そういうふうな補正予算が出ていないっていうか。補正予算で出ていないものはなかなか質問できないのでですね質問しなかったんですけど、別の場ですね。ちょっと意見を申し上げたんですけど。これはっていうか、先ほどの言葉をとるわけじゃないんですけど。ね、至急っていうか緊急にやらなきゃいけないことかな。何分にも来年の例えば6月ぐらいに大雨が降るんであればっていうかですね。あるいはまた梅

雨時期に災害が起こるのであれば、それまでに告知できるようなマップができたらいんじゃないかなというふうな気もするんですよね。そしたらそういうふうなところでのね、動きがもうそろそろあって来年のっていうんですかね、今御相談されておりますのでその辺の回答をよろしくお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

ハザードマップのことだろうと思います。今見直し中ですが、詳細につきましては協働のまちづくり課長がお答えいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

中小原協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（中小原浩臣君）

中野議員の御質問にお答えします。委員会でちょっと指摘受けましたけども、その時はですね、12月の補正はしなくて来年度の当初予算でという返答をさせていただきました。それで、私ども県の変更を受けて、粕屋町の避難場所と避難所の変更。現在町のほうで考えまして、ホームページとそれから区長会等で公表させていただいたところなんです。12月の補正に上げてないという指摘です。この前お返事いたしましたけど、まだですね、具体的な今のハザードマップがですね、こんなふうに変えたいというところもいっぱいありますのでですね。じっくり考えまして3月の来年度ですね、当初予算に上げて、誰が見てもすぐ分かるように立派なハザードマップを作成させていただこうかという思いで、来年の4月、じっくり検討をいろいろなところの参考しながらですね、つくりたいという思いで来年度の予算に上げるということで考えております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

所管のほうからそういうふうな返事でしたが、そうなると来年の4月とか5月6月ですね、ずいぶんそのあとかかるんじゃないかなと思うんですよね。そういうものっていうのはやっぱり毎回毎回作ることによってですね、どうしても足りないところのは出てくるし、回数重ねていって早く作っていく。大きな変更ですからね、今度の場合高潮なんかも入ってきたりしてっていうふうなところがありますから、ぜひそういうふうには私は思うんですが、町長いかがでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

ハザードマップ、これあのマップをつくるだけでなくその背景にあります、例えば避難所とか、ルートとか。そして予想される災害の大きさとそこらあたりをです、非常に綿密に専門家を交えて計測し直す必要があると思います。こういった最終的にマップで、住民の皆さまにお知らせするか。そういったですね、一つのスキームの中でこう考える必要がございますので、確かに時間はかかると思います。そういった下調べ、事前の調査を含めてこういったものをつくるんだということで予算を上げさせていただく、ということで御理解をお願いしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

町長のほうでは防災の日とかですね、そういうこともおっしゃってありました。そういうのが決定して例えばそういうマップにですね、何月何日はね、粕屋町の防災の日ですよとかですね。みんなが告知できるようなね、そういうことまで仕組んでいけたらいいと思いますが、今のリズムじゃもうちょっと遅いと思います。私はもうちょっと早めについて言うんですかね、本当補正でもとられてアイデアというのはいっぱい出しとっていいんだから。そして失敗があってもそれをまた作り直していく、それぐらいこの緊急性というのが私はあると思っておりますので、再度申しておきます。

そしたらですね、次に2番目のほうに入りたいと思いますが、ブロック塀の緊急点検結果からの対比はというふうな対応はというふうなことですが、これどちらのほうか答えていただけるのでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

学校関係が非常に多ございます。教育長のほうからお答えします。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

町内、施設等もですね、いろいろなブロック塀施設の中の粕屋町の庁舎の庁舎関係の中でもブロック塀持っておりますけれども、学校についてはですね、子どもたちの身の安全を守るという形で、たくさんのブロック塀、学校の周りに設置してお

ります。その関係につきまして少しお話を回答させていただきたいと思います。学校のブロック塀につきましては先日、総務常任委員会の中、あるいは全員協議会の中でも少しお話をさしていただいているところがございますけれども。町内の4小学校、それから1中学校。粕屋中学校についてはブロック塀はございませんので調査を行っておりませんが、全てのところで調査を行っております。

内容につきましてですけれども、内部の鉄筋の有無等を行いました。それから、その結果につきましてはですね、鉄筋それから基礎・ひび割れ・傾き等については、ほとんどのところでは問題がございませんでしたけれども、高さとそれと問題にある控え壁ですね、これについて幾つかのところにつきまして、既存不適格という形で結果が出ております。それについては今後の対策が必要となってくるわけですから、今後、対策箇所の優先順位をそれぞれ決めまして、これから国が補助金等をですね、県の補助金等を期待しながら、対策工事を行っていく予定としております。先行して仲原小学校の東側ではございますけれども、一方通行の箇所につきましては、ブロック塀の撤去をですね、一部の撤去を行っているところでございます。以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

この件に関して私はどなたが答弁されるかというのをある意味ではですね、期待してたというかどなただろうと。この件さっきも言われましたように都市計画も関係して、総務のほうですかね、旧庁舎のところもとったとかですね、いろんな課が、子ども未来課もですね。そういうふうな形で関わっててっていうかですね。これが前々からこう言ってるようになっていうか私がついていうか。やっぱりそういうふうな時になって、ブロックの件だからしゃれで言うわけじゃないですが、固まりになってっていうんですか。一丸となって体制としてですね、やれるようなシステムが必要だろうと。当然かよう分かりますが、子ども未来課に関しては、学校教育課のですね、担当が説明なんかもして一緒にですね、やったりしてますよね。都市計画とどうなんかなその辺のっていうんですかね。部長制とかこの辺も関わってくると思うんで、今回はどうだったのか。集まって皆さんが検討会とかそういうのがあったのかどうかというのを、どなたかお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

福岡市のほうで先に大阪のですかね、どこやったですかね、テレビで出た件で、

すぐうちのほうもですね、福岡市が実際に工事をやってきたというところで。うちのほうも各担当のですね課長を集めまして、ブロック塀についてですね、どういうふうな対応するかという、それぞれ学校教育、都市計画、子ども未来課ですね。それぞれ担当しているそのブロック塀があるところをですね、至急調査しなさいということで話し合いを持ちましてですね、今までに2回ほど集まって協議をしております。それぞれですね、補正予算のほうで緊急に優先順位を決めて、それぞれ報告をしなさいということでやっております。全体ではもうみんな集まって話をしております。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

いつもですね、技術職の方がですね、いろんな課に分かれてやっているから、どうしてもその辺がですね難しいところあって。それぞれの技術職が1人でいたら相談する相手もない。だからそうやってやれるという、そんな体制が私はいつもあったらいいなと思っておりますので、確かにそうやってやられていいんじゃないかなとは私も思いますが。このブロック塀のことにに関してこのスタートというのは、大阪の地震でしたよね。私も自慢するわけじゃないですけど、私の仕事の中の一つにブロックづくりというのもあるんですね。ガーデニングというか造園をやるときにブロック塀をつくったりとか、自分でさっつつくれたわけじゃないんで左官さんについて結構作りました。そういうふうな仕事をですね、逆に言うたら壊さないといけないというふうなこともあったりして、はつるっていうんですかね、そういう作業やりましたが。真面目にきちんと鉄筋が入ってたら壊すのは大変なんですよね。やっぱり鉄筋の力というのはね、引っ張りというものを抑えてくれるんだからその引っ張りがなければブロックは簡単に倒れる。私ちょっと今日、こういうものを持ってきたんですよ。何を持ってきたか。大阪の話をちょっとですね見ながら私たちのことを考えなきゃいけない。これは差し筋ですね、アンカーと申します。錨のアンカーとかね、アンカー最後とかという意味とも一緒でしょうが。大阪の場合ですね、こういう差し筋を例えばここに白い線入れてるんですが、下の基礎にこれだけしか入れてなかったそうです、13センチですね。でその上20センチが入っていた。だからこの長さ45センチあるんですが、これだけしかなかったそうなんですよね。これをずーっと入れていっているんですが、これはどうするかといったらドリルでこの大きさよりちょっと大きいぐらいですね、微妙に大きいぐらいで穴をあけてこれを入れ込んでここ叩く。で入れていったらこれがへこんでしまって、ここが膨らんで抜けないという形になっていきます。当然これをしていったらこの上にまた鉄

筋していきますが、この上はこういうふうな結束線という針金ですね、1本1本こうとってから道具がございまして、こういうものでピュッと巻いていくんですよ。手じゃなくてですね、道具でくるっと巻けます。こういうふうなものでやっていくんですが、先ほど言いました中央スポーツ公園ですかね。あそこはもうほんと、どう見ても危ないなど。私も朝、もう1回見に行ったんですよ。何かといたらまず10センチブロック、10センチブロックなんていうのはあんな8段やらつくとかいうふうなことはあり得ないですよ。そしてから後に控え壁っていうんですかバットレスというのがありますが、その間隔が結構広い。それからもう一つ言えばL字になってるところありますが、そこがもう引き裂いてます。中が見れます。ああここは鉄筋入ってるだろうか入ってないだろうか。開いてるんだからひよっとしたら入ってないかもしれないな。上からのぞいたらコンクリートブロックっていうのは穴がないところ、結構穴があいてるところあります。こう見ていったら結構下まで見えるから横筋がないからそんな状態じゃないかなというふうなことを思うんですよ。足元ももうすかっとなってるし、おまけに言えば斜めになって低いところですから、水があるいはブロック2段分ぐらい土がたまっている固まってる。これっていろんなそれまでの緊急点検とかいうときにね、見過ごしたんかな。

いろんなことがありましたよね、大阪で。おんなじ大阪で例えば鉄の街灯があってから、その街灯の足元が腐れてそれがぱたんと倒れて、小学校の小っちゃい女の子が倒れた。これ、ここ一般質問のときも言いましたよね。そういうことがあったときはみんなすぐ動きますよね。その時はそういう街灯だったかもしれませぬ。だけどやっぱブロックというのが、うちは、この町はね、前の地震なんかでも1人の方が亡くなったりしている。この町じゃないですけどね、福岡市の。そういうふうなことだって危険危険と言われている。あそこはもうね、もうさっとやんなきゃいけないでしょうね。ただ地震がなくても、ひよっとしたらというふうなところを私は思いましたので、これだけは1点突破でまずはやられたらいいかなと。もちろんそんなふうな予算を補正予算やり、それからこれは賛成してっていうかね、そういうふうな形で、私は賛成したいと思います。

ただ、いろんな形でっていうんですかね。次から次にブロック塀があって、一つ1番話題になったのはですね、あそこですよ。仲原保育所の横、あれがテレビに出たという関係でですね、あそこも危ない。何しろ土も高い下からの間知ブロックからの上も高いですね。そういう意味で高いんですが。安心とかどうのこうのとか言わないんですが、中央公園のブロックは長くて真っすぐに立ってます。長くて真っすぐに立っているものというのはこんなものでぱたんと行くっていうか。人が向こうから押し寄せてくるのにこうやってこんなんやって守る人はいないですね、こ

んな感じでもうぼんといくわけですね。やはりこんな形で足とか前に行ったりとかね、なるんですよ。だけど、あそこはそうだからこれは危ない。大阪のもそうやってみんなパターンとって、てこの原理みたいな形でみんなここは抜けてしまったということがございますね。だから、何を言いたいか。あそこの場合幸いにも何かといたら、こんなふうに曲線になっているんですよ。ちょっとですね、なってるからこの部分はすごく強くなる。まあそれはここの後ろに控え壁を持つのと一緒かもしれないけど。だから安全なんては言ってませんが、その分は助かったなと。何分にも今度こういうふうにならなくなったら、倒れるにもこっちに行くにも、それぞれが邪魔をするからですね。何か、なかなか倒れにくいというのはもう私たちのね、こういう世界では常識の話で、そういう面で安心できるんですが。そういうことをやっぱり予算とか補助とかありますし、保育所の問題、2番目の問題にもあります。そういう兼ね合いの中でしっかりなんか今度からですね、計画練っててもらいたい。至急やるところも至急やるってね、というふうな形でお願いしたいと思います。

その次はですね、3番目のほうの質問に入りたいと思います。近年話題に上る線状降水帯、バックウォーター現象を受けて、給食センター横、河川合流地の危険地域は、危険の認識はということですね。また、県は河川状況の土砂、樹木林立は計算内と考えているのか。このあたりのことをお聞かせ願いたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

危険性は十分認識しております。詳細につきましては、道路環境整備課長のほうからお答えいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

中野議員の御質問にお答えいたします。多々良川と猪野川の合流地点であります給食センター付近におきましては、平成21年7月の中国・九州北部豪雨におきまして、多々良川の水位が堤防を越え、周辺に被害が発生した事例がございます。それで危険性は十分に認識はしております。町といたしましては、河川管理者であります福岡県に対しまして、浚渫や伐採の要望を毎年行っております。また、福岡県におきましても、線状降水帯バックウォーター現象の危険性は十分認識はしております。県といたしましては、日常の巡視などを行い、樹木が繁茂している箇所などを少しずつではありますが、伐採を行っているところでございます。現在、多々良

川の河口からJR香椎線までの約5キロの護岸改修工事を、昭和58年から着手し、引き続き護岸整備を実施されており、洪水対策を行っておられます。以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

前回どなたかですね、質問された中身とですね、ほとんど変わらないというかですね。ただ変わってるのは何かといたら、先ほども言いましたように前提条件というか、そのどれだけの高さにしたらとかですね、足元が高さにしても下が高くなれば何も意味がなくなるわけですね。可動堰にしたと。それは水位を下げるためっていうかですよ。だけど、それによってじゃなくてそれは関係ないんでしょうが、ほかに土砂が一杯たまってきてそしてからそこにもう土砂がたまったところへすぐ草は生えてきて、それがもっとたまれば木が柳なんかいっぱいですよ。そういうふうになってるんだから、どうにかこれをですね早めにしていかなければ。県の予算的な問題っていうのもねございましょうが、もう前提条件というものをですね、ちょっともう狂ってるんじゃないかなと思うんですが。町長は給食センターにも最近ね、出来てから行かれましたよね。あそこから2階から1階におりるときにもまさにあの角ですよ。見られてですね、もう何だろうこれ川かなっていうふうな世界ですよ。あのあたりで思われたことでもいいですが。一言お願いしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

この件につきましても、住民の方からもですね、非常に強い要望が来ております。私も肌で感じております。私が選挙期間中に申しあげました河川の改修というのは、そういった河床のですね、砂浚え泥浚えも含んでおります。確かに流量増やさないと、非常に危険なことは予想されますので、私自身も県のほうに強く要望してまいりたいと思います。確かに県は、予期せぬ災害が数多くここ近年起こりまして、予算は厳しいと思いますが、予算の災害が起こる前に、未然に防ぐ。こちらのほうがはるかに安いわけですね。ですから私自身も出向いて、県のほうにも強く要望してまいりたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

そうですね。あの場所についてほかもあるかもしれませんが、想定内の場所ですよ。想定内だから、前もこの一般質問で言いましたように、もう貯水のためなのっていうんですか臨時の貯水のためのグラウンドがあるとかですね、そういうのがある。やっぱり先人の方はあそこに住んでたら危ないということで江辻であるとかですね戸原のね、過去の人たちはそこを引っ越された。そういうふうなところもあります。私も前期の川の話でこの話1回したんですが、あの頃はバックウォーターなんていう言葉も使ってなかったけど、もうそんな専門用語がぼんぼん出るような形で、私も覚えてしまうようなね、状況になっていく。あそこの場合は3本の川が最終的に合流してしまうという、すごい危険性がある。最近のっていうんですか、雨の状況、こないだの台風もひどいですね。私は基本的にこの辺の粕屋というのはある意味安心できるところとも思ってたんです。なんでかって言ったら、普通に雨が降ってくるのは西側からずーっと振って行って山を登っていくっていうんですかね。そういう形がほとんどだから。そういうときっていうのは、少しずつ少しずつしか下においてこないんですね。だけどホース遊びした方分かりますよね。例えばホースをもって自分が滑り台に行く。滑り台に行ってからですね、下から水をブーっと上に持って行ってね、持っていても、ずっと下までこう来るんですね。おんなじようなレベルで。だけど上からずーっと持っていったらそれが固まりになってポンとくる。これだけじゃないっていうかですね、先ほども出ましたように、線状降水帯というのも、次から次に次から次にとというふうな形でですね、やってくるというふうな危険性というのがございます。

それで、今回の7月の大雨なんていうのは、もう私ももう名前まできちんと覚えてしまった、真備町なんかでもそういうことが起こった。あのことが起こって私も私の家もひょっとしたらなるんかもな。どこでどういうことが起こってっていうふうな危険性というのも思ってきたんですよ。ただっていうかそういうふうな危険性だけを、やっぱり私たちはですね、見てたらいけない。危険性としてあるんだけど、対応していかなくちゃいけないというのがやっぱり私たちの責務かと思えますが。あのときっていうんですか7月の豪雨で、福岡もそれから岡山、広島、愛媛ですか、そういうところが典型的に降りましたが。実はね、結構知られてないけど、ちゃんと研究している人は知ってる。あのときに1番雨が3日間の中で降ったところっていうのはどこか。箱田町長。いや、これっていうのは、すみません。どこかと思ったら実は高知のほうなんですよ。高知のほうがもうトップ1、2、3、4ぐらいとか、ベスト20の中には愛媛ぐらいがぼんと入ったぐらいなんです。これは何を言ってるかということですよ。経験がやっぱり物を言っているということ。高

知のあたりはいつもそういうことが起こり得るから、排水のパイプであるとかそういうものもみんなやっぱり大きくしているとか。そういうふうな日ごろの危機意識というのがあったということですよ。そういうふうな先人がいろいろこうした中でっていうんですか。皆さん対応ずっとやっていってる。そういうところを見習いながらっていうか、もうっていうんですかね。私ももういろんな災害、もう雨にしろ地震にしろそういうことは起こり得るかなっていうふうな危険性を持っておりまので、ぜひともっていうんですかね、いろんなところでっていうんですか、見ていただいて。まずはチェックしていただいて、調査していただいて、そしてそれを至急にやってもらいたい。町長のお言葉のようにっていうふうなことをお願いしたいと思います。

4番目入らしていただきます。夏季の異常高温時の活動・行事見直しについてというふうなことで。今年自然災害とかいうふうな災害の言葉の中に、異常高温というのも入ったりしたっていうか。確かにそうですね、私なんかも切実です。夏の暑い日に2日続けて連続外の仕事はもうやらんどこうと。もう歳も歳だけど体力的にですね、相当に麻痺してしまうというか、もう体が動かないというふうなことがあります。それが小学生のほうで不幸事が起こったとかね。そういう学校だけじゃなくいろんな所にそういう影響が受けておりますが、そういうことを受けてっていうんですか、町のほうではどういうふうな対策がなされたのかということ、一言まずお答え願いたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

昨今ですね、暑さは精神論ではもう解決できない、昔みたいにですね。やはり行事の見直し、あるいはその施設整備あたりは当然考えていかなくちゃならないと思います。詳細につきましては、教育長のほうからお答えいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

町の活動それから行事の見直しについてということでの御質問でございます。私のほうからは学校教育、それから社会教育の面から御回答させていただきます。

まず社会教育の面につきましてはですね、今年からっていうわけじゃないんですけど7月から9月までの社会教育関係のですね、行事はありません。これはやはり、暑さ対策でございます。以前は女子のフットベースボール大会も夏休みあっていたと思いますが、あれも秋に回しているのはその影響でございます。

それから学校についてはですね、夏休み入る直前の特に7月、今年も7月が命にかかわるとかですね、いろんな言葉がニュースでずっと出ておりましたが、36度37度38度というあの暑さの中で、私も随分迷いました。学校のほうのちょっと今日、登校止めろうかなと。しかしなかなかそこまではですね、1学期もあと少しだからとって、学校のほうにもクーラーを思い切って入れていいよというのは指導はやっておりましたが。なお1学期の終業式については、小学校は教室のほうで。体育館に集めるんじゃないで、教室のほうで終業式をやったというふうに聞いております。中学校も1校はそういうような形をとらしていただいたと聞いております。なお2学期の始業式についてはですね、少し暑さが和らいだってということで、これ体育館でやりましたっていう声がちよっと多ございました。それから夏休みの出校日をちょっと設けてる部分があります。勉強会とかですね、2学期に向けてのちょっと慣らしのための出校日というのがあるんですが、これは各学校とも校長なり養護教諭なり生徒指導の先生たちがですね、知恵を使って、帽子それからタオル水筒等必ず持って登校するよということ、こちらが出す前にそういった指示はもう出してましたっていうぐらい、やはり意識も随分高まっていったんじゃないかなとっております。

議員が1番危惧してあるのは恐らく中学の部活動のことも気にはなられてるんだろうと思いますが、夏休みの部活動については、いろいろ日本全国取組が違っておりますが、本町においてはですね、私は1学期2学期と同様に週に2回の休みと。また子どもに無理がないような部活の時間にしてくれということで、最近ちょっと学校のほうに聞いてみましたら、スタート時間を早めた部活もありますし、氷を保健室と職員室作られるしこ作ったというような話。それから1番私がありがたかったのは、各学校とも熱中症計というのがございまして、それを毎日見ながら今日は外での運動だめだと書いてあれば、もう外には出さないとかですね。体育館のほうの部活は要注意とあればですね、大型扇風機を入れて部活をすると。そして、昼間の暑い時間帯はこれどの学校のどの部活もそうでしたけど、夏休みの宿題を教室のほうでやるというような形でですね、1番暑い時間帯に関して言うことは、ほぼなかったように聞いております。そういった意味で一番僕が大事なことだと思うのは、実際子どもたちを預かってある先生たちがどこまでその意識を持ってあるかということ。これについて私はこの夏休みは先生方よくやっていただいたと思いますし、この夏は各小中学校とも、熱中症等について大きな事故はなかったというところをここで報告させていただきます。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

確かに小学校の行事とかをですね、中止するとかいうの本当の難しいところありますね。決まって中止するとか、何でそれが暑さとかいうふうなことで。あるところの学校は最高気温35度以上だったら予報が出たら学校臨時休業にするとかですね。こういうふうな形も報道されておりますが、そうなっていくというですね、難しさというののもまたあります。1番いい部分での生徒を納得させる児童を納得させるのは、さっき話がありましたように可視的なものでっていうんですか。みんなが見れて、今日もほんと暑いなって。そういうのがあるといいなと思います。そういう取組でっていうか、今確かにフットベースも前は暑い中でして大変だったけど今なくなって。確かにそういうのは必要かと思います。まだまだっていうんですかね、いろんなところで、そういうのをやめなきゃいけない部分というか。私から言わしたら、私はもう単純ですからなんでっていう。逆ですが、7月は31日まであって、8月は31日まである。もう幸せでした。なんでかといったら、夏休みがそれだけ多いなという、皆さんもそう思われたですよ。ところが最近というのは夏休み1週間前ぐらいからね、出校して。うちの学校とかうちのところはもうエアコンがついてるから、そういうふうな部分での制約というのが減ったかもしれませんが。ある意味では、でも道中というのは結構、熱いです。もう朝でも私も旗振りしてたらもう汗いっぱいになるっていう。例えばうちの学校では、大川小学校から給水場ですかね。あそこまで行く間、行って帰ってくる時の中で倒れたり、倒れるまでせんだったけどありましたよね。そういうふうなことを考えたときに、相当午前午後、早朝でも暑いとかいうふうなことがありますし。いろんな形でって見守るっていうふうなことも必要かと思いますので、またこのあたりのチェックというのをよろしくお願ひしたいと思います。4番目から5番目になってくるわけですが。

5番目というのも私、このことというのを一般質問の中で何回も言ってきてるっていうかですね。そういう話ばかりを実は、何かこの2年間とか2年半ぐらいの中で言ってきたんですが。地球の何とか規模の異常現象とか、いろんな地震でもそういう大水でもあるいは津波でも、いろんな形で起こってくることあってるんですが。町の中でそれに対してね、やれるっていうか。簡単に言ったら、ただただ防ぐというふうなね。防災というふうなことだけじゃなくて、積極的な意味での何か活動というのはないかなというところでのこれは、投げかけなんです。このあたり回答が難しいかもしれませんが町長、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今ですね、地球規模の異常現象。これさまざまな原因があるでしょう。ただその一つとして温暖化があらうかと思えます。温暖化のためには、高炭素消費社会から低炭素消費社会。こういった社会への転換が必要だろうと思えます。具体的に粕屋町で何ができるかというのは、今の段階ですね、非常に少なくはあります。ただ具体的なことにつきまして、道路環境整備課長のほうからお答えさせていただきます。

◎議長（山脇秀隆君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

お答えさせていただきます。地球温暖化が原因の一つでありますので、環境所管といたしましてその点で、答弁をさせていただきたいというふうに思っております。御質問の町で取り組めることにつきましては、高炭素消費社会からエネルギーも食物も全てを循環させる、低炭素社会へと展開していくことが、重要であると考えております。具体的には、地球温暖化対策の一環といたしまして、現在も行ってありますごみの分別の徹底や、レジ袋を削減してマイバックの利用などの推進を行う啓発活動を積極的に取り組むことだと考えております。また、剪定枝木をチップにして火力発電所の燃料としていることも、一つの町の取組と考えております。以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

一つの課からこういう言ってもらいましたが、環境ね、つかさどる道路環境整備のほうから。私もこの間県庁に行きまして、1階に情報何とか室とかいうのありましてね、県民誰でもが見れる情報があつてから。そこにファイルいっぱいになってから県がですね、こんなふうな項目ですね。福岡県地球温暖化対策実行計画専門委員会っていうのを開いておりまして、21項目、要するにいろんな課がですね、これに対してどうこうしましょう。私たちの課はこんなことしますというふうなことを、ずら一っ書いてあつたんですね。あれ借りてこうかなと思つたら持つてきちゃいけないというふうなことだったんで、幾つかちょっと書いたんだけど。県庁に最近行かれた方は分かるかと思いますが、県庁のすぐ左側に水素のどうのこうのて自動車が置いてあつて、そういうふうなことで低酸素濃度のどうのとかですね、取

組なんかやっていますね。いろんな課がですね、ちょっとだけ書き出したんですが、森の適正管理、健康に関する適応策とか熱中症予防の普及啓発、自動車、オフィス、あるいは家庭のエネルギー対策、いろんな課がこうやっているんですよ。やって県がどれまで動いているかと。そのあとまではね、私もチェックしてないんですけど。こうやってから、ちゃんと論議しているんだな。でなきゃっていうんか、この暑さであるとかいろんなことっていうのは、私たちが防災防災とかいろんな形でやっていって。だけど、いちごっこという言葉おかしいかもしれませんが失礼になるかもしれませんが、だんだんだんだんそういう規模が、あるいは暑さが強くなっていったら、それに対してエアコンぼんぼんつけようとかですね。あるいはね、堤防を高くしようとかなくなって、だんだんだんだん私たち人間というのは自然と遊離していくっていうんですか。そういう根本というのが失われていっている、ずっといっている。最終的にはどうなっていくのか。今までデイビット鈴木さんの話であるとかいろんなことを持ち込んでですね、思ったんですが。やっぱり自分の足元からっていうか、足元っていうのは何かって。やっぱり小っちゃなこの町からやれることがあると思うんですよ。ね、将来には今度ごみ焼却場をつくったりする、そういうのも町長に言ったりしました。循環でうまくやれるようなシステムとか、そんなことをやっていかなきゃもう夏の間中活動やめましようよという世界になるかもしれませんね。もう冬の間、夏の間私北海道にずっとおりたいなって、この間本当に真剣に思いました。もうなんかやっていくっていうんですか、この町の中でっていうんですか。夏の間、自分の仕事をやっていくには、もう到底暑過ぎて難しくなっている。そういうなのが如実如実に分かっていって、それは、だけどみんな災害とかそういうふうなことと思ってないから、ああ1度高い1度高い、もう40度とかいうのが当たり前になってしまっただけ。もう私たちの感覚ももう麻痺していますよね。こういうところをやっぱりした後に何かを意味をもって、町長がやっぱりですね、旗を振っていただいて、全課でそういう取組やっていくとか、町でやっていく。そういう個性のある町っていうふうな形で進んでもらえたら私うれしいかと思えます。そういう提案を申し上げて、あと1問残っておりますのでここで終わらせていただきます。

最後の所信表明からという3番目、大きな2題めですが。実はこの2問とも、もう既に鞭馬議員とか本田議員のですね、一般質問の中で回答というのをだいたい得られております。ただ、私の思いというのもございますので、そういう1問2問目ですね、重ねて語っていきますので、そういうことに対して町長どう思われるかというところをですね、一言コメント願いたいと思います。私からしましたら保育所とかですね、に関しては保育の建設にすごい通じてる人物を登用されるのがいいん

じゃないか。そして最終的に工事管理までもきちんとやれるようなね、これは外部からの部長あるいは課長、あるいは今ね。課はほとんど人いませんからね。というふうな世界もありますね。子ども未来課はね、課長もいないし。その上の部長がどうなるかっていうのはありますが。そういうところにぼんと入れられてこういう仕事というのはいもうあと二、三年の中でぼんとやらなきゃいけないんだから、てこ入れするっていうんですか。そういうことをされたらいかがなかなあと思うんですね。そしてもう一つ言えば発想豊かな人を願いたい。私は高専出てから大学まで行ったんですが。行った大きな理由の一つに、大学になったら階段教室があるっていうんですか、円形教室がある。すごい憧れでしたね。この議場もよその町の議員から言わしたら、いいね。うちの町のこの粕屋町の議場はすごいいいよとかいうふうな形言うんですよね。ただ、私の人生の中の高校までは、ほとんど四角四面の教室でした。きっとそういう四角四面の考えばかりを持つようになったのかなと。だけどやっぱり、そこに新しい見識を持った大学であるとかいろんなところというのはすごい新しい形のっていうんですか。例えば中央保育所なんかでも五角形なんですかね。そういう変わった形のね、すばらしい空間というのがあります。そういうものやっぱり保育園とか保育所というあたりにはつくらなきゃいけないと思うんですよね。そういうのを毎日見て育ててるんだから、そういうものをイメージできる人にきつとなってもらいたいと、ね。絶対なってもらいたい。そういうことが工事管理やった、設計やったりとかですね、担当としてっていうんですか。動いてもらいたいな。ただそれだけじゃなくって、しっかりした建物を建ててもらいたいと。やっぱりそこは避難所にもなって老人の人たちも来れて、なんか交流もできるという。そういう核になるような世界があっていいんじゃないか。その人たちも一緒に変えていくような世界、そういうのがポイントポイントにしっかりなければ、今からの、例えばただただね、防災防災というふうな形じゃなくて、起点基地というものを持って行くっていうんですかね。そういうふうなことが必要なと思います。そういうふうなことを始めていくのはやっぱりトップの力だと思うんですよね。前の町長がね、2人目の副町長という話を言った時、私はあのときにですね町長に対して、いやこれじゃ頭でっかちになるんじゃないですかってね、質問したことあったんですね。ただやっぱり頭でっかちって言われたらかちんと町長もこられたんでしょうけど。その前から町長はもう、部長はそのかわりね、任用しないっていうふうな形で。何を言いたいか。曖昧な形でのっていうんですかね、流れていって2人の副町長はオッケーだし、部長もオッケーなんですよね、今のところですね。だから、もう箱田町長にとって見たらすごいフリーハンドですね、ある意味では。きのう、前回の答えでは、部長制のほうでとかいうふうなことを言っておられたけど、

そういうことも含めて、やっぱりそういう何か可塑性のあるいろんなこと変化もうけてプロジェクトに向けて誰かを任用するとかですね。そういうことを大いにやられていいのかなとも思っております。人材足りないっていうんだったらほんとよそこからですね、仮に借りてくるとかですね、そしてからお互いが勉強し合うっていうかですね。その次にはこっちから出そうやっていうぐらい、ノウハウを持つような職員の人たちが出たらいいかと思いますが。私はこの部長制とこの保育所とかね、そういうこと絡めながらしっかりなんかこうやってもらいたいと思いますが、そのあたりについて箱田町長、一言お願いしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今行政はですね、非常に多様化しております。この保育所の建設につきましても、過去のように単に箱ものをつくるということではなくてですね、やはり子どもの夢を育めるような施設。そして例えば子どもが利用しない時間には多面的に活用できるような施設。あるいは将来的に子どもさんは少なくなっていくだろうと思います。そのときにそういった施設を転換できるような、施設のこの辺までですね、非常にワイドに深く考える必要があると思います。今当町の職員にはですね、そういったエキスパートは本当残念ながらおりません。人材の育成は非常に時間がかかります。将来的なそういったこの規模になりましたらですね、そういう人材を手持ちで用いたいわけですけども、今は今議員がおっしゃるように、例えば外部のアドバイザーをお願いするとか、町内にもそういった方がおられれば探すとか。いろんな形でですね、知識経験を教えていただくような方も探す必要があると、私は思っております。いろんな総合的な判断でですね、今からのものづくりはやっていけないといけないというふうに理解しています。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

確かにそういうふうな形での総合的な点ですか、とらえてやっていくことっていうのが大いにこれから必要かなと思います。一般質問の中で最後にこう言いたいんですが、前の町長の中で意識改革意識改革というふうな形でね、いっぱい出ておりました。私たちも世の中ではっていうか政府の方針で働き方改革とかですね、そういうふうなこと言っておりますが。案外私自身の中にもなんかそういう働き方改革とか言いながら意識がまだまだ育ってない。何を申しませう。ある個人を出しますが、臼井課長を出しますが、引き合いに出しますが。彼と夏休みのころにです

ね、私は夕方もう熱くなって6時7時ぐらいにいつも散歩に行ったら、彼と偶然に合うんですね。会いました、何回かお会いしました。6時7時ぐらいに会ったりしよった。おー今日はこれは遅く帰りよんなーとか言って。ある時議会に来たときですね、議会でスクーターで帰りよったら、彼が5時ちょっとぐらいにですね、そこをもう帰ってたんですね。だから僕は何と言ったか。おー今日は早いやんとか言ったんですね。おいおいおいおいおい...これ僕、ミステイクだなあとね。5時から帰れるんだったら帰っていいんですね。ほかの方の議員の方の質問の答弁の中でありましたように、やっぱり何かすてきな言葉言われたんです。飛び出せ公務員でしたか。何ですか、書いてるんですが、積極的に外に飛び出せ公務員。自分の目で見、自分ではね、耳で聞くっていうか、そういうことをおっしゃったんですね。そういうことをやっぱり職員はしなきゃいけないよな。特に地域振興なんてね、そういうふうな世界だとも思ってるんですね。やっぱり変な話言ったら、それを案外やってたのは、町長の対立候補になった杉野君かもしれないですね。結構彼は外部に出ていた。そういうところからの目があったのかもしれないっていうかですね、ある意味で。だけどやっぱり公務員というのはね、公務員この5時の中の仕事と、やっぱり外のもう一つの仕事。そういうところから力をつけていただいて、その意識改革していただいてね。町のいろんな行事とかいろんな取組とか行政に反映させていただきたいと。私は思っておりますのでぜひっていうんですかね、そういう意味でのっていうんですか改革っていうんですか、そういうところをやってもらいたいと思いますが。取りとめのないね、形でまとめの言葉にしたんですが。最後、町長から一言いただいて終わりたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まさに今、最後おっしゃいました今までの公務員の形ではですね、これからのまちづくりはもう不可能と思います。やはり、外に出てアンテナを立てて、外部の情報を仕入れる。そしてそれを自分の力、血となり肉となって行政に反映させる。これは個人の資質の向上だけではなくて、町の全体の力からもよく人間力と最近言っておりますけども、この人間力を増やすことが組織の増強になるというふうに私は確信しております。そういった姿勢で、今後も望みたいと思っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員

。

◎6番（中野敏郎君）

言いながら思い出しました。もう一つだけいいですかね。すみません。前町長はフェイスブックとかそういうのですよね、交流されて。町長もいろんな形でですね、今度交流されるとか言っておられましたよね。前の因清範町長はですね、町民と語ろうとかいうふうなことをやられておって、私もその第2回に申し込んでですね、何か給食センターの資料を持ってから、こう語ったとかお互い語り合ったということがございます。是非何かですね、私と箱田町長の出会いなんて僕からの出会いなんですけど、もうイメージとしてはまちカフェをやられたときの最後のまとめの言葉をやられた箱田町長、副町長あの当時ですね、が私の中にイメージずっとあるんですね。ああいう形でのっていうんですか、いろんな英知というものを庁内から集めていただきたいという、最後お願いというふうな形で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

（6番 中野敏郎君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

暫時休憩いたします。

（散会 午前10時32分）

（再開 午前10時45分）

◎議長（山脇秀隆君）

それでは再開いたします。

議席番号8番、太田健策議員。

（8番 太田健策君 登壇）

◎8番（太田健策君）

議席番号8番、太田健策。通告書によりまして、一般質問を始めます。

箱田町長は、給食センターについては、副町長時代に携わっておられましたから、その辺は詳しく知ってあると思いますので、質問をさせていただきますが。学校給食センター整備工事で住民訴訟が起こっております。箱田町長は、その件につきましてどう思っているのかちょっとお聞きしたい。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

福岡地方裁判所に住民訴訟が提起されておりますことについては、非常に残念でございますが、裁判中でございます。したがって、裁判所における判断を真摯に受けとめ、対応していくつもりでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

それで、箱田町長は今回の選挙公約の中で、誇れるまちづくりということをやっています。しかしこの学校給食センターで、住民訴訟が起きたということは、これは粕屋町にとっては大変不名誉なことです。住民の方もいろいろそうならないようにということで、されたんでしょうけど、やはりそこまでいかないと問題の決着がつかないということで、そういうことになったと思うんですが。どう結果が出るか分かりませんが、それについてですね、誇れるまちづくりを選挙公約にされておりますが、結果としてこれを睨んでどういう誇れるまちにされると思うんですかね。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

誇れるまちづくりとですね、直接はこの裁判の案件につきましては関係ございませんけども、とにかく裁判所が判断されることにつきまして、真摯に対応していくという所存でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

町長はこの住民訴訟の訴訟内容は、当然読まれていると思いますが、もう3回に裁判なりますけど、住民の方はたくさん来られますが、町のほうからは弁護士さんだけということで、やはりその辺の内容は、どんなことがありようのかということはやっぱ町のほうも自分の目で見て、対処せないかんじゃないかと思いますが。もう3回されましたけど、誰一人として来られておりません。やはりそういうもう勝つか負けるか分からんような状況の中で、やはり弁護士が言われたことはつきりその耳で聞いて、そして町のほうの上役なら上役に届けるというようなことでやっついていかないと。弁護士さんを信用して、弁護士さんだけ任せるっていうことではですね、結果的に私はマイナスになる部分も出てくるんじゃないかと思います。今後まだ続くと思いますが、町長の見解どうですかね。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

係争中の案件でございます。今後のことにつきましてはまだ未定でございます。

その都度判断してまいりたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

その都度の判断ということですが、結局はこの裁判になった理由というのもですね、これは箱田町長が副町長時代に契約をされて、その事業契約の内容を、結局違ったことを町のほうにされてるから、住民が訴訟を起こしたんです。そういう面もやはりピシャッと事業契約書の中身をですね把握されて、そしてどういうわけかこういう裁判が起こったのかということをごちゃんと理解して住民に説明するのも、箱田町長の責任じゃないかと思いますが、どうですかね。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

係争中の案件でございますので、答弁は控えさせていただきたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

係争中、係争中って係争中のどこがひっかかるとですかね。これは町のほうに業者のほうに払った金額を取返しなさいということなんです。だから町のほうの対応がまちごうとったのかまちごうてなかったのか、その辺のチェックもされておらないんですね。それで裁判の途中やから何も答えられませんと。そんなねえ、町民をばかにしたごたあ言い方はないと思っておりますよ。しかつとした答えを出してくださいよ。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まさに係争中の案件の内容でございますので、発言は控えさせていただきたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎町長（箱田 彰君）

箱田町長が副町長時代に、結局あの先ほど顧問弁護士が来られまして、ボーリングの結果が県のほうに嘘の報告をされとったって言われたんです。だから今回ごみの問題でも、こういう問題が起きてきとるんです。それについても結果的には、

副町長時代に箱田副町長が立ち会いをされておったんじゃないですか。違うんですか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まず、立ち会いはしておりません。ただ、ほかのことにつきましても重ねて申し上げますが、発言は控えさせていただきます。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

発言の内容を否定されるというのは、これは、弁護士のほうに、聞きましたけど、私のほうの弁護士に、住民側の弁護士に聞きましたけど、別に裁判の影響のあるような質問ではないですよというようなことで言われております。これはやはり、無駄なお金を業者に払ったっていうことを取り返してくれという町民の無駄な税金を使ったということのお願いですから、町のほうはしかつとその中身をチェックをしてですね。住民に納得させるというようなことも何もしないで、裁判になったから何も言われませんということじゃ、納得はされないと思いますよ。それが誇れるまちづくりになるんですかね。誇りにならんでしょ。そう思われんですか。

もう質問しても、返事がありませんのでね。一応私の質問事項書いた分を質問しますけど。工事中断で結局最終的に890万で終わった、その890万の内容も何も分からないんですよ。これは1億8,500万請求されて1億500万払って、残りが890万になった。残りはいいですよ、それはね、少なくなったっちゃから。しかし内容がどうしてそれで契約されたのか、あやふやなんですよ。安くなったからいいじゃないかというようなことで。そりゃあ町の税金を町民の税金を使って町政をするのに、そういう方向で方向されるのはね、間違いじゃないですかね。で、工事中断した中でも、弁護士さんは3週間で1年間って言われましたよ。ねえ。そういう感覚しか持っていない方が交渉しよるんですよ。安心した交渉にならないと思いますよ。工事中断して工期の変更をし、サービス会社から1億8,500万を請求されたと。しかしこれを遅らしたのは事業者ですよ。この事業者はですね、地方自治法の2条14項、地方財政法4条1項にですね、これは工期を遅らしたら罰金を払わないかんということなるとるわけですよ。こういうことも何もチェックしない。ただ請求されたらそれを払う。だからこういうとこのチェックをして、どういう理由でこれは払わないかんというふうなことは、報告は何も聞いておりませんよ。何遍も言いますけどね、そういう形が誇れるまちづくりになるんですかね。誇れませんよこれ

は。業者から再三、数量のごまかしと県との約束で捨てないかんとここに捨てんやったりとか。それに罰則も何もしてないんですよ。罰則規定があるはずですよ。業者に甘くね、町民には厳しく、そういう誇れる町政じゃいかんでしょ。誇れる町政ならその辺を明らかにして、間違えたことが正しいというようなことも証明せないかんでしょ。そうじゃないですか。町長。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

もう裁判の内容でございますので、重ねて申し上げますが、発言は控えさせていただきます。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

何遍も言いますけど、裁判の内容だから答えがされないというのは、その町長、意味は何ですかね。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

係争中のためでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

私が言うたことに対して、どういうことが係争中でダメだから発言できないと。ただ係争中係争中という返事じゃあ納得はできませんよ。言われたこと答えんしゃい。どういうことで返事ができないと、言わないと。ただ係争中係争中で逃げたら、私の質問したことに対してどういうことやからこの質問には答えられませんという答えをちゃんと出さないと。違います。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。これ1番の質問してるんですか。2番まで行ってます。

◎8番（太田健策君）

ずっと返事がないから、ずっと行きようとですよ。先に勝手に。

◎議長（山脇秀隆君）

全体的にやってるんですね。続けてください。

◎ 8 番（太田健策君）

今町長の言うたごと私がずっと1番からずっと質問したことに對してですね、返事がされないということだから。どういうわけで、これは返事ができないのかと。ただ訴訟中やけん、できないできない。それじゃあ、一般質問ならんでしようもん。どういう理由でできないか。

◎議長（山脇秀隆君）

先ほど、太田健策議員の中で弁護士とのやりとりの模様がちょっとありましたから。給食センター所長、神近所長。今の件についてその内容等にですね、ちょっと間違っただけのことであつたと思うんで、とらえ方がですね。その辺を含めて答えられますか。

神近給食センター所長。

◎給食センター所長（神近秀敏君）

内容ということは何ですか、先ほど町長申しましたとおりに係争中であるためですね、詳しいことはちょっと答弁は控えさせていただきたいと思つています。ただ全員協議会のほうでですね。平成30年の2月13日、それと9月の11日の日にですね、弁護士の先生が来られて内容のほうは説明していただいたとおりでございますので、こちらのほうで御了解いただきたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎ 8 番（太田健策君）

その時言われたのがですね、ボーリング調査の結果を結局、ごまかして県のほうに報告しとつたつて、弁護士さん言われたんですよ。何でそれやったらボーリング調査会社を訴えないのかと言うたら、町から何も頼まれとらんけんということで断られました、そういうところも町長調べてね、本当にボーリング会社が嘘の報告をしたのか、県のほうに。それやったらボーリング調査に責任を迫りませないかんっちゃないでしょうか。違いますか。だから何もかも町が悪者になって町民が悪者になって、業者だけにはそういう救いをもあてて、そういう金の払い方されたら町民は納得されませんよそれ。いくら裁判なつと係争中やから言うて、それがどれだけ影響するのか、弁護士さんに聞かれましたかこれ。聞かれましたね、弁護士さんに聞いてどういうことやから内容的にこうこうやから、これは質問には答えたらいかんですよとか。これ答えていいですよというようなことをね。顧問弁護士に弁護頼んどんなら聞かなでしようもん。ただねえ、係争中やから答えられませんか答えられませんかじゃね、もうはよからそげん言うときゃあ質問はせんてそんな。

◎議長（山脇秀隆君）

はい。いいですか発言を。

神近給食センター所長。

◎給食センター所長（神近秀敏君）

今の太田議員のですね。発言の中でですね。顧問弁護士の先生が言われたということで、県のほうにボーリング調査の嘘の調査をしているというふうに言われておりますが、嘘の調査とかというのの報告はやっておりません。また弁護士の先生も前回の説明の中でもですね。そういうことはおっしゃっておりませんので一応御報告だけさせていただきます。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

そしたら委員会のテープをね、持ってきて聞いてごらん。どっちがどげん言いようか。ただ、あんたがそげん言うたぐらいでは何の資料もない。議会事務局ちゃんと控えとうでしょう。それやったらそれは出して明らかにせんですか。そらそれ、ちゃんとしていただかんと私も言うた以上は責任はありますよ。それと現在の裁判中での町との打ち合わせは、顧問弁護士との打ち合わせは、町のほうは誰がされるんですか。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

この訴訟に関しましてはですね、いわゆる弁護士との契約、あるいは予算関係は総務課のほうで、それ以外の打ち合わせは給食センターのほうでさせていただいています。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

神近所長はこの件に関して、打ち合わせは弁護士さんとされようとはですか。

◎議長（山脇秀隆君）

神近給食センター所長。

◎給食センター所長（神近秀敏君）

訴訟に関する打ち合わせは給食センターのほうでさせていただいております。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎ 8 番（太田健策君）

そしたら弁護士さんが資料の請求はされたと思うんですけど、資料ね。裁判中に資料が出てこないんですよ、何も。で、裁判にならないんですよ。町のほうからの資料が。だから、そういうときに誰か対応して来とけば、そういうことはよく分かるんですよ。誰も来ないから弁護士さんからどう伝わってきょうか知らん。だから、こちらのほうからは資料を出しなさいというのは、文章を最初から出しよりもすよ。弁護士さんに聞いたら、資料は幾らかきたけど、役に立つ資料はありませんということやったんですよ。あんた最初からこれに携わってないけん、その資料がどういう資料がどうかっていうのは余り分からないと思うんですけどね。そういう町長、段階なんですよ。だから、あなたが誇れるまちづくりをしようというなら、それ辺からを改革してね、今回の起こった事件については、やはりきれいに探索してやっていかないと。ひょっと裁判負けたらどうします。責任取られるんですか。町長。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

裁判の結果につきましては冒頭述べましたように、その判断に真摯に対応してまいります。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎ 8 番（太田健策君）

真摯に対応されるということですが。やはりですね町長、この一般質問の中でも内部統制とか健全化重要というほかの議員からも出とりましたよ。こういう問題を何で起こったのかというようなことをですね、やはりしっかり調べてきて、どこに町の不安があるのかっていうことを解消していかないと。ただそこに座っただけじゃですね、何も変わりませんよ。その辺をやはり誇りを持てるまちづくりを目指されるならね、質問があっても係争中やからされませんか。それについては、自分の目で調べますとかいう返事ならいい。それじゃなからんと、町民は安心しませんよ。何でもかんでも裁判に任せるっちゃよかというようなことやないですよ。裁判の結果は、結果の●●●、町のほうの色んな判断もせないかんものが出てきますよ。負けても勝っても、そういうことがあったということは、やはりトップとして、なにがあったけんこういう問題になったのかというようなことをしっかり把握されてですよ。町を改革されないと。それでは、もう何も言うても返事が来ませんので、給食センターのことについては終わりたいと思いますが。

2問目の行政区について質問いたします。粕屋町には24行政区あるが、行政区の加入率は平均何%ぐらいであるのか。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

太田議員の質問にお答えいたします。行政区の平均加入率でございますけれども、これを算出するためには、区長様や組合長様のほうにお願いをしまして、加入数の調査等をする必要がございます。大変な負担をおかけしてまいりますので、毎年など定期的な数値の把握というはしておりません。1番最新の分が少し古くて申し訳ございませんが、平成28年の4月現在行ったものでございます。このときの調査でいきますと平均加入率83.5%となっております。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

83.5%ということは残りの分については、粕屋町に籍はあると。行政区に入っていないということでしょうね。ということは、その残りの方についてのもちろん町のほうの区費もこれは払いよらんはずですね、そしその方たちは。区費を払わん、区に入らんやっただってということになると、どういう問題がなんか起きやすいかどうか分かります。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

恐らくその言われております区費、組合費等を払われていない世帯を除いた率という形であろうと思います。もう本当に住民票、あるいはお住まいの実態が夜、寝に帰ってくるだけでいらっしゃるとか、あるいは施設病院等に入られてるとかいう方もいらっしゃると思いますんで、そういった部分がこの残りのうちのところに入ってきておるんじゃないかというふうに思います。で、影響としましてはですね、粕屋町としましては、そもそも未加入加入自体を把握してない状況ですので、サービスに差が出るということはないと考えております。ただ、区・組合等を通じてお願いをしております配布物等ですね、回覧版ですとか。そういったものにつきましては、未加入のところには届いてないという事例もあるようでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎ 8 番（太田健策君）

今マンション等がですね、区費なんかもマンションの管理会社から納めるようになっておりますね。その場合、結局納めただけで出て行く人がおられますね、途中でやら。何年もおってもずっと区費を納めたなりなっとうですが、この人たちが突然区費を納めただけで出ていくという時にはですね、本来ならば、区費を返してやらないかんようなことにはならんのですかね。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

そのあたりはですね、マンション等で例えば毎月納めてあるのか、年間で納めてあるのかと言ったところでも差が出てまいると思いますし、区・組合のほうでどのように対応を考えられてるか、それぞれの区の取り決めによるものかと思います。私事ですけども、入居しておりますアパートもですね、家賃を通じて払うようにしておりますけどもこれは毎月払いになっておりますので、入居者が適切にその月で退出をすれば、払い過ぎということはないかなというふうに思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎ 8 番（太田健策君）

私がこういう質問をするのはですね、なぜかという区の中でですね、各区の規約がありますね。今、新しい人あたりには区の規約なんては配布されとらんとやないかと思えますね。全く知ってないから。だけんこの規約がどうなっとうか分からんから、区の中でいろんな区長さんを選ぶとか、そういうときにはですね、勝手に区の規約をつくってその規約に合わせて区長を選ぶというようなことがですね、起こってきておると私のほうに投書が来ました。当然、町のほうから手当もやりあります。区には補助金も出されとりますから、その辺はですね、やはりチェックはどういうふうにされておるのですかね。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

区の規約に関しては各区がそれぞれ総会等の決議を経てつくられているものかと思えます。それを勝手につくられてるっていう今お言葉でございますが、そのような事態があるということはちょっと把握をしておりませんので、特に対応は今の所しておりません。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

24区に一遍、区の規約をもらわれたがいいと思いますね。そういう実態が、投書が来ております。それで、もう自分がずっとして辞めんぞというようなことをね、その中で、嫌がって区におらんで区をやめた人もおられます。そういうやはり実態が起こらないようにですね、新しい問題がそういうところに出てきておりますのでですね。ぜひとも各区に出されております補助金と、補助金は今もう振り込みになつとるから間違いはないと思いますけどね。やはり会計報告等、やはり補助金出しようから出させて、確認をされたほうがいいじゃないかと思いますが。堺課長。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

複数の課から補助金が出ておまして、多くのものは申請をしていただいた後、お支払いをしているものも先にお支払いしているものもありますし、後からのものもございますけども、実績報告等によりまして確認をしておると思います。今後も徹底をしてまいりたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

このことについては粕屋町やなくして福岡市、郡でも起こつと問題ですけど。やはり区費あたりを納めとって、出るときには決算報告書で残金が残つたら返せというような問題も起きとんですね、実際に。だけんその辺もやはり町が補助金出しようから、そこ辺も幾らか注意をしてやって、そういうことが起こらないように。規約が当然渡してないからそういう問題が起きるんですよ。規約をちゃんと来た人に皆さんに渡しとけばいいばってん、近ごろ区の規約がどうなつとるか、ちょっとまるっきり分かりませんもんね。その辺の、やはり大きな部落になると金額も大きな金額になりましようしね。やはりそこ辺は、周りの人が飲んだり食ったりばっかりにつこうてからというような批判もだいぶ出りますから、その辺はですね、しっかり町のほうで確認されて注意するところは注意をしていただかないかんかと思っております。また最後になりますが、この行政区に加入しない人とか加入しとる人に対する行政サービスの違いは何かありますか。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

先ほども少し申しましたけれども、行政サービスにつきましては、町のほうで加入未加入の把握自体をしておりませんので、差が出ることはないと考えております。それと先ほどから言われております補助金の関係なんですけども、ちょっと補足をさせていただきますと、町から出しております補助金等につきましては、あくまで町の規則ですとか要綱に基づいて行っておりますので、各区の規約のほうで。各区で集めております区費組合費等ですね、こちらのほうは何か定めがもしかしたらあるのかもしれませんが、各区の規約に町のほうの補助金が左右されることはないのかなというふうに考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

太田健策議員。

◎8番（太田健策君）

質問の内容に答えていただけませんでしたので、ちょっと時間が早いですけど終わりたいと思います。ありがとうございました。

（8番 太田健策君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

暫時休憩をいたします。

（休憩 午前11時18分）

（再開 午後0時50分）

◎議長（山脇秀隆君）

それでは、再開いたします。

議席番号9番、川口晃議員。

（9番 川口晃君 登壇）

◎9番（川口 晃君）

皆さんこんにちは。議席番号9番、川口晃です。日本共産党川口晃です。どうぞよろしくお願いいたします。町長当選おめでとうございます。気苦労が多いと思いますが、体に気をつけて精進されますよう、最初にお伝えします。

それでは話を進めていきます。最初に公文書管理問題について質問いたします。私は公文書の問題で6月議会において池田元副町長に関し、2点質問しました。まだ解決してませんので、引き続き質問いたします。

一つ目は、池田元副町長が行った粕屋町職員に対する聞き取り書類についてです。6月議会で因前町長は次のように答弁されました。200名を超す方から、個人面談を行っていると思います。内容につきましては、私が健康になって引き継ぐということになっておりますと答弁されました。因前町長は病気で回復されず退職さ

れましたんで、以後この経過についてどういうふうになってるでしょうか。総務課長。お願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

以前、答弁の中にもございましたように、池田元副町長の実施されました全職員との面談につきましては、その記録が残されておらず、製作をされているかどうかも現段階まで確認ができておりません。先ほど言われましたとおり、因前町長が引継書の提出を求めに行かれたようなお話は聞いておるんですけども、結果としてその書類を見ておりませんので、恐らく存在してないものではないかというふうに思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

今重大な発言をされました。要するに、池田元副町長は仕事としてこの聞き取りをやられました。しかしその書類が残ってないっていうことは、やはりこれ問題だと思いますが。この処理についてはどのようにお考えなられていますか。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

もう書類そのものが残っておりませんで、その面談もですね、各受けた個人か自分の内容にしか把握をしておりますので、ちょっとこうどうしようもないような状況ではございます。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

彼は元新聞記者でありますから抜かりなくですね、一定の書式で一定の質問項目をつけてですね。200名を超す職員から聞き取りをするものと私は思うんです。それがないっていうことはどういうことかっていうことになるんですが。それでは池田元副町長が仕事をしたことにならないんじゃないかと私思うんですが、公文書が残されてない。その点についてはどうでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

この面談というものの自体については結果、記録が残されていないということでございます。それだけが業務ではございませんので、これをもって直ちに仕事がないってところまで断言できるかは、ちょっと私の方からは申し上げられません。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

確かに副町長としては、いろんなところの監督もしなくちゃいけませんし、そういう意味ではその他の業務をされてると思いますが。この件に関しては、口頭で池田副町長が積極的にこのことを発言されていましてからね。だから、この仕事はされてないというふうに私は感ずるわけです。

そしたら、次に質問移ります。因前町長、池田元副町長とSPCとの交渉記録の管理の問題です。池田元副町長は昨年12月ごろ単独でか、また、因前町長と2人でか知りませんが、そこは分かりませんが、何度かSPCとの交渉をされているように、因前町長は発言されていまして。それ故に、6月議会において池田元副町長の交渉記録の存在の有無を質問いたしました。因前町長は次のように答弁されました。内容については口頭である程度のことは聞いております。しかしながら、それが文書で残っているかと言われればですね。確認せんと分からんということでございますので、元気になってからそれを確認したいと思いますと答弁されました。同様に因前町長は退職されましたんで、この経過ですね、これはどうなっているのか。それを伺いたいと思います。ないということでしょうか。総務課長お願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

SPCとの交渉記録につきましても、因前町長、池田元副町長いずれが行われたものにつきましても、文書としては確認ができておりません。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

先日13日の全員協議会に羽田野弁護士が違約金支払いに関する弁護士費用の額の決め方について説明に来られました。そのとき同僚議員の方が池田元副町長は違約金の額を890万円に値下げしたのは私だと強調してありましてと、説明されまし

た。私もそういう発言を聞いております。それに対して羽田野弁護士は、私たちがSPC側の弁護士と交渉して決めたのであって、池田氏は何ら関与していないと反論されました。池田氏と羽田野弁護士との間では、話が食い違います。どちらが真実を言ってるのか、今んとこ私には分かりませんが、できれば2人同時に出席願ってどちらが正しいかを伺いたいと思います。そういうような措置がとれないんですかね。

◎議長（山脇秀隆君）

それは、議会の問題だと思いますので。

◎9番（川口 晃君）

それでは次にいきます。池田元副町長と因前町長が11月から12月にかけて、東京のSPCとの交渉に行かれてありますが、その件に関する出張届あるいはその日付とか出張の目的と、これ何か復命書って言うんでしょう。それを全て提出いただきたいと思うんですが、そういうことはできますでしょうか。町長がいいですか。課長でいいですか。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

出張のいわゆるその命令簿みたいなものが、特別職についてはございませんので、出張の旅費の計算書とかにはなりますが、そういったものはございます。ただちょっと個人情報になりますとどこまでお出しできるかここで明言はしきりませんが、復命書とかについても、いわゆる報告書と同じで文章としては確認しておりませんので。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

そしたら、私も公務員してたんですが、一応出張願とか出して出しますね。そんなときにどこどこにどういう要件で出張しますというふうに書いて出すんですが、そういう記録はあります。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

旅費の計算書的なものですので、その行き先等は分かるかと思いますが用件等は確か書いていなかったように記憶しています。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

そしたら、池田副町長が果たしてSPCと交渉したのかも分からないわけですね。確かめようがないわけですね。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

すいません。私のほうでは確かめようがありません。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

そうすると、もうSPC問題についてはどういうふうになつたのかちゅうのが全然闇の中で分からないということになりますね。議長ね。そういうことですね。これはやっぱり行政としてのあり方としてやっぱり一考を要しますね。町長ね。町長答弁お願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

このことにつきましてはまさに内部統制だろうと思います。要するにガバナンス、統治がされてない状況が本当に露呈したんじゃないかならうかと思います。出張するにあたっては、これは特別職であってもですね、帰って来たらこういったことがあったよ、こういったことをしてきたよっていうのは、報告は例えば副町長であっても町長に報告をすべきであろうし、課員に当たっては、係長が行ったときには課長には必ず報告する。これはもう当然の義務でございます。この辺につきましても、今後の私の行政のあり方について参考にさせていただいて、ガバナンスあるいは内部統制につきましましてしっかりしたものを行いたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

分かりました。どういうふうになつていくのかこの件に関してなつていくのかちょっと分かりませんが、次の質問に移ります。新町長の所信を伺いたと思います。ちょっと幅が広いんで、ですからそんなに難しく考えないで所信を言っていただければ幸いです。

一つ目は、広島、長崎の被爆者が訴える国際署名に関してです。もうこれのことについては既に、私のほうはつかんでおりましたから簡略に話していきます。数年前袖須区の友人会で、2月に長崎に親睦旅行に行きました。駅を出ますと、小雪降る中に20名ほどの男女高校生が横一列になって、核兵器廃絶の署名活動とカンパのお願いをしていました。核兵器廃絶を訴える高校生一万人署名活動実行委員会のメンバーの人たちでした。この活動が引き継がれて、今年はですね。10万8,467筆の署名を集めて、第21代高校生平和大使20人が8月28日、スイスジュネーブの国連欧州本部に届けております。NHK配信でこういう写真が出ていました。確かに持っていったらと思う。核兵器廃絶の日本人の願いは確実に若い世代に引き継がれています。さて、6月ごろでしたか、福岡県被爆者団体協議会から個人署名の訴えが届きましたので、私は署名をして送りました。8月7日の記事によりますと、署名は873万人分が日本で集まっているそうです。知事や自治体首長の署名は、1,132人に上っているそうです。この署名は2020年までに世界で数億人を目標に進められています。各自治体に対しても署名への訴えがあったようで署名推進団体からの資料によりますと、粕屋町ももう既に署名を送付されたと聞いています。大変うれしく思います。総務課長、そのことを確認してよろしいですか。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

当初御依頼いただきました文書では5月末までという締め切りだったんですけども、ちょっと内部的にいろいろ調整を図ってございましたもので、最終的に遅れましたが、7月9日付けで署名及び賛同の文書を送らせていただいたところでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

新町長に就任されました箱田町長も私たちとこの政策協定の中で、非核平和都市宣言に基づく平和事業継続と明記されております。簡単で結構ですから、非核平和について所信を一つお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

粕屋町はですね、非核恒久平和都市宣言、これを行っております。核兵器のない世界を望む姿勢、これはもう本当に粕屋町は昔からこういう宣言を行い、アピール

もしております。そういった意味で、当然のように、この署名はするべきだとするべきであります。この精神は私自身も持っております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

分かりました。続いて（小項目の）2番目に移ります。いわゆる、福岡県の木曜会について。そういう、これについての所信です。伺いたいと思います。この問題の発端は県庁職員の総務財政課企画課主査が、木曜会の会費114万5,400円を横領し、逮捕された事件が明るみに出ました。この会は、県知事を頂点とする組織となっております。月の第三木曜日に開催されます。第1条の目的では、本会は会員相互の親睦を図ることを目的とし、重ねて行政諸般の研究及び事務連絡を行うものとするというふうになっています。これはかの有名な北九州における土地転がし事件を数年にわたる調査で一大スクープした小倉タイムスという新聞社があるんですが、それによりますと、名簿も明らかになっています。名簿が明らかに。会員は42名です。県知事。福岡市長。九州大学事務局長。福岡地方裁判所、高等裁判所、家庭裁判所の所長。福岡県警察本部長。福岡国税不服審判所長。第七管区海上保安本部長。陸上自衛隊第四師団長。福岡労働局長。九州公安調査局長。福岡法務局長。人事院九州事務局長。民間では日本政策投資銀行九州支店長。JTとかJRとかのトップの方。それから西日本高速道路株式会社の九州支社長などが入っております。多彩な人が会員で、これを見るとですね、どういうことやってるのかっていうのがよく分かりません。警察や自衛隊など治安部隊、労働局長とか不服審査局長など、私たちの職場とか生活に関係のある部署の人たちが同席しています。この組織には不思議にも、北九州市長が加入していません。創設が1963年、昭和38年、たしか私が高校時代の頃だと思います。その当時は北九州市のほうが福岡市よりも人口も多く、活気があったはずで。また、この組織には公金も入っているそうです。これらの人たちが一体何を連絡し合っているのでしょうか。会議録など私は見たいと思うんですけども、これには議事録はないそうです。この組織の存在は、私が在職してた九州大学では二度ほど漏れ聞こえてきました。一度目は、奥田知事が誕生したときでした。二度目は、今から10年ほど前、私が退職する数年前です。どういう経過で伝わってきたのかはちょっと定かではありません。確か組合のほうの筋から入ってきたかもしれません。この組織は民間組織だそうですが、事務方は県の職員が関係しています。汚職したのは県の職員ですからね。憲法では三権分立を規定していますが、それらの頂点にいる人たちが、混合して会議をしています。極めて不自然な組織です。このような組織があってはならないと思いますけど、町長

の所感を伺いたいと思います。難しいでしょうけど、簡単に。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今御説明いただきましたが、もうメンバーの顔ぶれを見てもすごいメンバーだろうと思います。そういった方々が集まられて、会員相互の親睦そして、色んな政策あたりの研究をされたということしか、私自身も把握しておりません。従いまして、外部のことでもありますのでコメントは差し控えさせていただきます。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

町長のそういう言葉ですが、私としては非常にこの組織には疑問を持っておりません。憲法の本質に反するのではないかというふうに思います。

それでは、（小項目の）3番目、将来の市制施行を見据えてということに移っていきます。箱田新町長は選挙運動期間、精力的に演説されて自分の政策を訴えてこられました。粕屋町の隅々までとはいきませんが、多くの地域や箇所を見られたと思います。もちろん、柚須駅の混雑ぶりも見られたものと思います。粕屋町の将来を見据えると市制への移行が目前にきています。私は常々、正規職員の増員を述べているんですが、二人目の副町長を置かないということはこの前おっしゃったんですが、その予算を使って正規職員の採用をされてはどうかと思うんですが。そういう点も含めてですね、政策的には来年度の予算で出されますから、市制移行へ当面ですね、どういう点を考えてあるのか。一、二点おっしゃってください。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

市制施行を見据えた政策でございますが、これは非常に幅広いものがあると思います。教育、子育て、福祉、農業政策、商工業の振興、そしてそれをその政策を実行するための財政基盤の安定。そして都市基盤の整備を行い、市制施行に備えるという大きな話はそういうことでございますが、当然これはもう職員が本当に全力で当たるのは当然ですが、私はもうそれを牽引していくという構図でございます。従いまして、これはマンパワーでございます。職員の過不足、それは当然この政策を実行するに当たって調査し、事情聴取も行いながら職員の増員計画、あるいは弱いところに重点的に職員を配置する等ですね、きめ細かな人事配置を行って、今申し上げました政策を実行していくつもりでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

分かりました。それでは（小項目の）4番目です。環境省が進めるプラスチックの脱石油問題です。ちょっと未来社会を想定しながらの所信になります。8月5日に神奈川県海岸にシロナガスクジラの赤ちゃんが打ち上げられました。まだ母乳しか飲まない時期だそうですが、胃の中から折りたたまれた3センチメートル四方の大きなプラスチック片がやっぱり見つかったそうです。誤って飲んだものと思われる。またこういう記事もありました。ウミガメのプラスチック摂取に関してとって、オーストラリアのですね、科学者たちが研究発表をしております。何か遠洋のところに、プラスチックか何か固まってくるらしいですね、漂流の関係で。そこにウミガメの赤ちゃんたちが、何かこう泳いで来るんでしょうね。結構プラスチックの片を胃の中に入れていたということがありました。環境省は2019年度から脱石油の一環として、植物由来のバイオマスプラスチックや紙を生産する企業を対象に、設備の補助制度を創設するそうです。来年度からですね。プラスチック問題は世界的な課題だそうで、地球の温暖化を防止する点からも重要な取組になるそうです。自治体の取組だけでは効果はさしたるものでしょうけども、地球の未来を考えれば差し迫った課題になるんじゃないかというふうに思います。飲食業界ではストローを紙製に切り替えていくことがしばしば報道されています。粕屋町としても取り組めるものを研究しても良いんじゃないかと思います。さっき前任者の、今日一番目に質問されました中野敏郎君も、大体似たような感じで未来社会についてちょっと話されました。そういう観点から、粕屋町でも何か取り組めるようなものがありはしないかということをお聞きしたいというふうに思います。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

海洋プラスチック問題につきましては、これはもう地球規模の環境の問題、そういう認識は当然私はございます。2010年の推計でございませうけども、世界的には日本が年間6万トン。これは世界で30位だそうです。ちなみに世界で1番はどこかという中国。これはですね、規模が違いますね。年間353万トン。そういったことではありますけども、この問題は世界的にその海洋生態系への影響。そして船舶の航行あたりにも非常に障害になると。そして、観光あたりにもですね、影響が及ぶということをおも認識しております。では、粕屋町ではどうだろうかということにつきましては、道路環境整備課長がお答えいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

お答えいたします。この、環境省が進めている補助制度の関係ですけど、この具体的な内容についてはまだ把握できていないのが現状でございます。それで、薄いプラスチック製ストロー等は、海水で微妙なマイクロプラスチックに短時間で分解されまして、海洋生物に与える深刻な影響が懸念されております。それで脱石油化につきましても、海洋環境上配慮しなければならないと思っております。それでまだ具体的な内容が分かりませんが、対象企業等があれば取り組んでまいりたいと考えておりますので、補助制度の内容が具体化し、町として対応しなければいけないことがあれば取り組んでまいりたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

壮大な課題になっていくと思いますけども、もし、町で取り組めるようなのが、随時出てきたら、よろしく計画を組んでいただきたいというものをお願いします。

それでは、3番目のですね、JR福北ゆたか線に関する問題について進めていきます。最初に柚須駅駅舎の建設を進めてはどうかということです。柚須駅が誕生して約40年ぐらいになると思います。できた当時は田園の中の駅でしたけども、今は工場やマンションが建ち並んで人口も車の往来もびっくりするほど増えました。粕屋町発行の町政要覧資料編。これですね。これ、これ。黄色いやつ。これの4ページにJR各駅別利用状況があります。平成28年度の利用者は、JR長者原駅が7,400人。JR柚須駅が7,100人となっています。今年11月には、新たに60台収容の駐輪場が完成の予定ですが、さらに自転車も増えて乗客も増えるでしょう。午前7時半ごろから8時半ごろの博多駅方面行きのプラットホームは、150メートルありますけど満杯で、事故が発生しないかいつも心配しています。私たちは月に1・2度、柚須駅に立って宣伝活動をするんですが、立つ度にシルバーセンターの駐輪場係の人たちと乗客が増えたな、自転車が増えたなあと挨拶、それが挨拶になっております。原町駅や長者原駅のように駅前広場や駅舎がないので、朝の駅はもうごちゃごちゃです。今は上りと下りの電車の到着時間を少しずらしているようで、降りる人と乗る人の時間差ができて、改札口は魔のような状況がなくなりました。いつも改札口が広くなったらいいのに、いつも思っています。

さて、鉄道建設運営事業の関係する法律によると、改札口から内側は鉄道会社が建設し、外側は自治体が建設することになっているそうです。柚須駅は切符販売機

まではJ R。待合室は粕屋町が建設したことになるでしょう。以前ですね、山本課長が経営政策課長のときでしたが、コンパクトシティー構想を述べられました。今回はそれよりもっと規模の小さいものですが、その発想を生かして、柚須駅駅舎の中には売店とか郵便局など。外側の周辺には病院とか、医院ですね、小さい診療所みたいな。保育所とか高齢者の福祉施設、飲食店などを集中させる。もちろん駅舎が中心になるんですけど。このような新たなまちづくりは考えられないでしょうか。土地区画整理事業っていうのは減歩制度があって、3割5割減歩するということになると思うんですけど、それはうまくいかないと思いますけど、何か一工夫二工夫が必要でしょう。駅舎の建設について切に私たちは望むものですが、箱田町長の見解を伺いたいと思います。難題だと思いますけど。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

柚須駅のこれまでの設置からいろんな改良がありました。（昭和）63年に開設された後ですね、平成6年に駐輪場が完成しました。そして、ちょうど同じころでしょうか、柚須駅の周りにはいろんな企業いろんな会社がどんどん建ち並んでおります。今じゃあもう皆さん御案内のとおりでございます。その間、駅舎の中のプラットホーム、そしてバリアフリーの状態ではないということで、平成27年から28年にかけての2か年事業でバリアフリー化、プラットフォームのワイド化等も行ってきたところでございます。今議員が御指摘のとおり、当然、町が負担する金額は莫大なものになります。ちなみに今申し上げましたバリアフリーだけでも、全体事業3億円ぐらいです。そして、国とJ Rそして市町村で3分の1ずつというふうな財政的な負担も生じております。柚須駅の周りも含めた全体開発。これももう相当ですね、お金のかかる問題でございますので。ただ、将来的には検討を要することとは思いますが、今、具体的にこうしたいというのはちょっと費用的な面もございまして控えますけども、必要性は私感じております。これはもう柚須駅だけではございませんで、長者原駅も年間8,000。日間ですね、1日8,000人ぐらいの乗降客がございまして。ただ柚須駅はですね、私も見て分かったんですけども乗降客と言いますけども乗客が多いんじゃないですね。降りられる方も非常に多い。前段申し上げました企業が多い、その証だろうと思います。そうすると企業さんのほうの発展と言いますか、粕屋町における経済発展に寄与をしていただいているということは認識しております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

まあ一町でなるわけでありませんが、常に頭に入れて何かこういい計画を組んでいただけるようにお願いします。

それでは、JR福北ゆたか線の篠栗駅までの準急化についてです。今度2回目の質問になると思います。この件に関しては、因前町長にも提案しましたが、いい考えですと検討させてくださいということで終わっています。柚須駅に快速が停車することで、利用者にとっては非常に安心感があります。まず、乗ったら必ず柚須駅にとまる、便利になります。間違っただけで長者原駅まで乗り越すことはもう個人の間違い以外には起こらなくなりました。鹿児島本線では、福岡工業大学前までの準急があります。それから先は快速になっていくということになります。それから、朝夕のラッシュ時はですね、大勢の学生たちがどっと乗り降りを行います。それまではですね。さて、粕屋町にはどのようなメリットがあるのでしょうか。原町駅に準急がとまれば原町駅の乗客は現在2,800人ということが、これで書かれています。どっと増えるでしょう。1日の乗客が3,800人以上になれば、エレベーターの設置もたしか補助金がつくのかな、可能になります。障害者や高齢者の方々、ベビーカーを押してのお母さんたちにも大変喜ばれると思います。また、周辺には住民も集まってきました。箱田町長の公約の1番目、子育てしやすいまちづくりの子育て環境の整備もまさに当たるのではないかとこのように思います。続きまして、門松駅に関して申したいと思います。門松は交通の要衝です。ここに、障害者特別支援学校を誘致してはどうでしょうか。2万平米の農地は、農地のこと言うところとちょっとまづいな。2万平米の土地は南側にですね、丘陵地もあります。今、特別支援学校を宗像市は福岡教育大学に誘致しようとしています。しかし、何か問題があって難航していると言いませんけど問題があって、途中で今検討中だということを知っています。問題点は福岡教育大学が国有地であること。二つ目は、敷地の裏側が土砂崩れの危険地帯になっているということらしいです。解決にはまだ時間がかかるという話を宗像の議員さんからちょっと聞いています。私は、門松駅に準急がとまるようになると周辺が一変すると思います。また、粕屋町だけでなく、篠栗町や須恵町の住民の方々にも非常に喜ばれるのではないかと思います。政治にはやっぱり他人が考えもしない、ある意味では異端と思われるような考えで発想で、大胆にこともあっていいのではないかとこのように思います。柚須駅に快速がとまるようになったのもですね、元の因清範町長は、そんなこと言うてもJRは停めんよと私に言われました。しかしですね、けられて元々やからとにかく一度地元の要求だと言って、言ってく

れと頼みました。そしたらできたんです。何でもやってみないと分からない。篠栗駅までの準急化を提案してみてもどうでしょうか。箱田町長。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

準急化の問題につきましてはですね、今現在進行形でしております。詳細につきまして担当課長のほうからご報告申し上げます。

◎議長（山脇秀隆君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

現在、福北ゆたか線につきましては、1日の運行本数が約160本ございます。そのうち快速列車につきましては、約3割の50本程度の運行となっております。快速の停車要件は、JRにおいても乗降客数や路線の運行時間帯などいろいろな要件で、博多・黒崎間で一番良い路線体系を総合的に検討し決められているものと思われれます。粕屋町のJR駅は、議員先ほどおっしゃいましたとおり、年々乗降客数が増加傾向で推移しております。また、今後も駅周辺の住宅需要が見込まれ、利用者数も増加すると推定もいたしてるところでございます。JR福北ゆたか線の篠栗駅までの準急化につきましては、路線を総合的に検討され、博多・黒崎間で一番良い体系を決められておりますので難しいというふうには推測されますが、各市町村から交通事業者に対し要望事項を取りまとめております、福岡県地域交通体系整備促進協議会へ原町駅、門松駅への快速列車の停車をJRへ要望事項として上げていただくよう、現在8月に提出をさせていただいております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

もしとまるとすればですね、地域の発展に非常に貢献すると思います。住民も増えてくると思いますし、なんですか、市制への移行もですね、早く進むのじゃないかというふうに思います。それでは次に移ります。3番目は柚須駅周辺の交通体系です。交通体系といっても、そんな大きな問題じゃちょっとありません。一つは、これは私の無料法律相談に来られた方から問題が発生してきたんです。今でもこんなことがあるのかと言ってびっくり仰天してしまいましたけども。柚須駅の南側の道路が西に向かって福岡市の東区のほうへ伸びています。大体お分かりになられると思います。周りには大型のマンションとか大型運送会社が幾つもあり、この道路

の粕屋町と福岡市の境界からですね、福岡市側、もう簡単に言えば二又瀬川というふうに言っていると思いますが、約110メートルほどが幅が大体6メートルから7メートルあるんですかね。それが5名の人の私有地だった。これが道路として使われていて、ずっと使われていた。この所有者たちもそれが自分の土地とは知らなかったということだったんです。この私有地が売却することになれば、この道は行きどまりの道になり人も車も柚須駅のほうにだけ来るようになります。今でも混雑してる道ですけども。朝夕はもういっぱいになるんじゃないかと思うんですけども。一朝一夕でどうすれということにならないと思いますけども、何か都市整備課長さんなんか、検討すべきようなことがあったら答弁お願いしたいのですが。

◎議長（山脇秀隆君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

質問でございますあの道路は、柚須駅から西側に延びる町道筒口中溝線の先にあります、福岡市二又瀬地区の道路部分のことだと思います。柚須駅から福岡市境までの道路につきましては、粕屋町で道路認定を行い、町のほうで管理を行っております。質問の福岡市二又瀬地区の道路部分につきましては、まずあの道路の状況などをですね、詳しく調査したいと考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

担当じゃなくて、相談に来られた方も再度私のほうにもまた法律相談に臨まれておりますから、弁護士さんとまた話すんですけど。こういった道路があったことだけでもですね、もう本当にびっくりした次第です。柚須駅周辺は交通体系そのものも含めて、まちづくりの計画がですね、進まないともうどうにもならない状況が今からも発生してくんじゃないかと思います。

それでは、最後の質問に移ります。4番目に、子ども・青少年の支援問題について話を進めていきます。一つは、医療費の中学生までの完全無料化はどうかということ。糟屋地区では3年ほど前ですかね、小学生までは通院費入院費の助成、中学生までは入院費の助成があります。現在実施している。助成制度の内容について御説明願えばいいと思います。確認のために窓口負担があるかどうかについても述べてください。担当の課長さんお願いします。

◎議長（山脇秀隆君）

渋田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（渋田香奈子君）

川口議員さんの質問にお答えいたします。先ほど議員さんおっしゃいましたように、平成28年の10月に県の制度改正とあわせまして、通院については小学生まで入院については中学生まで助成の拡大を行って、こども医療費の助成を実施しておりますが、窓口負担の全てが無償というわけでは今ありません。具体的に申しますと、通院の場合は3歳未満児の方は完全に無料ですが、3歳から小学校就学前までの方は一医療機関につき月に800円まで小学生の方は月に1,200円までの自己負担をしていただいています。それを除いた分が助成の対象となっております。入院の場合も、3歳未満児の方は全額無料ですが、3歳以上中学生までの方は入院一日500円の七日までを自己負担していただきまして、それを除いた分が助成の対象となっております。薬局についての自己負担はありません。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

昨年10月8日付けで西日本新聞が発表したんですが、九州では2016年は中学生や高校生まで広げて入院費を助成する市町村が全体の8割の178市町村となったと言っています。全国では、えっとですね、9割ですね。全国では全市区町村の9割に達しております。九州は8割だから1割入院費通院費とも高校生まで助成しているのは、68市町村ですと報道しています。また、今年1月16日の西日本新聞の一面のトップ記事ではですね、次のように報道しています。給食、こども医療無償へ。豊後高田定住増を狙うという見出しがあります。大分県の豊後高田市は、新年度、2019年度から小中学校の給食費と高校生までの医療費をセットで無償化するそうです。豊後高田市では、子育て世代を呼び込む先行投資と位置づけており、市の給食費を含めた負担増は年間約9,300万円になる見込みだそうです。財源はふるさと納税の増収分を充てることにしているそうです。何かこう豊後高田市っていうのは、確か私が区長の時だったですかね、視察に行ったのをちょっと覚えてますけど。なんか、何か田舎村。何かこういろいろ観光のね、それが盛んなところなんですよね。だからふるさと納税はどんどん入ってくるんだというふうに思います。

ちまたではですね、現在こども医療費助成を行えば国の医療費増を招くという説が、これは一般的にあります。しかし、どうもそうではないという調査結果が出ました。慶應大学の大学院の後藤励という准教授さん。彼は医療経済学が専門です。それと京都大学大学院の加藤弘陸さんによって、海外誌に発表されて、これが話題になっている。ちょっと私もインターネットでこう見たんですけど、横文字で英語

です、ちょっと分からない。どれがどれか分かりませんでしたけど。この記事は、2017年9月16日付ですが、小さな記事です。こういう小さな記事だったんですが、どこやったかいな。2012年から13年度に入院した6歳から18歳の延べ36万6,566人。自治体数でいえば1,390市区町村のデータをもとにして医療費助成の拡大を数値にして、この辺がちょっと分からないんですけど、表示しているそうです。市区町村を低所得地域と高所得地域に分けて、低所得地域では外来通院費の助成対象年齢を12歳から15歳に引き上げた場合、入院する子どもが5%減る結果を上げたそうです。5%。これは重要な示唆ではないかと思います。5%の効果があるってことは十分な効果があるというふうに認識されるものだと思います。箱田町長も我が党と政策協定でこども医療費の無料化を広げていくというふうに掲げられています。こども医療費助成の拡大で、全体の医療費の額を減らすことができれば、願ってもないことだというふうに思います。どうでしょうか箱田町長、ちょっと研究されてはどうでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今おっしゃいました後藤励先生の考察の結果、私も把握はしております。まだまだ一部ですね、懐疑的なものもございます。全体的なことについては今おっしゃったように、全体的な医療費の低下につながるというふうな結論がございますけども、一部相殺ぐらいでとどまるかもしれない。ちょっとそれはまだ今後の検証課題だろうと思っております。安心して子育てができるまちづくり、これも私は一つの目標として掲げております。そういった中での医療、本当に安心して受けられるそういった制度は必要でございますけども、助成の金額、これはもう増大した場合、将来的にわたりですね、非常な財政負担となる。こういう観点は当然でございます。従いまして慎重な検討が必要だと思います。医療費の助成の拡大につきましては、その他、糟屋郡内他町との調整もこれは医師会ある関係で必要でございます。今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

この研究論文については私もまだ具体的に読んでいませんし、内容については把握、十分把握してるわけではありません。しかし、こういう結果が出たっていうことは、何らかのね、将来に向けての考えが出てくるんじゃないかというふうに思います。総じて糟屋地域というのは、所得的には低所得地域に多分属するんじゃない

かというふうに思うんですけども。粕屋町はどうか知らんですよ。粕屋町は高所得になるかもしれませんが。そういうことを考察していくことも大事だというふうに思います。最後に、来年10月実施予定の幼児教育、保育無料化の準備状況についてお伺いします。政府は来年10月から消費税を8%から10%に上げる資金を使用して、幼児教育と保育無償化を打ち出しています。ただ、8%から10%に上げられるかどうかというのはちょっとね、経済の状況があって、今どうなるか未定だということですけども。子ども未来課の担当の方にはですね、どういうふうになるのか。例えば、どういうふうになっていくのかというのをちょっと説明をお願いしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

稲永主幹。

◎子ども未来課主幹（稲永美穂君）

平成31年10月より実施予定となっております、幼児教育・保育所の無償化につきまして、それに係る事務処理要領などの、厚生労働省等からの通知はこれまでのところはあっておりません。今後詳細な内容につきましては、随時通知があることと思われますので、粕屋町におきましても情報収集に努めまして、保育所や幼稚園を利用する保護者やこれから利用しようとする方々への周知を行うとともに、年度途中の制度改正が、利用者の方々への御負担なく移行できるように進めてまいりたいと考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

まだ詳細についての説明も来てないということですので、準備が国的に遅れているということは言われると思います。8月15日にですね、これは西日本新聞が各81の自治体から回答を得ているんですけど、どちらかと言えば賛成というのは35市区で43%、それから全面的に反対、どちらかといえば反対が10%、8市で10%。全面的に賛成が1市、これは大阪市で1%。どちらとも言えないというのが37市あって、46%ということで、賛成と回答してるのは自治体44%で過半数には達していないということで。どっこもどこの地域も、この状態だと準備が遅れているというふうに思います。63の自治体は無償により保育施設への入所希望が増えるというふうに予想しています。これは78%ですね、81の。それから49の自治体が待機児童が増えるというふうに予想しています。これは60%。担当課にしてもなかなかこう判断が難しいと思うんですけど、どうでしょうか。入所希望が増えたり待機児童が増えたりすることになっていくんでしょうか。このことを実施することによって、描けま

すか。

◎議長（山脇秀隆君）

稲永子ども未来課主幹。

◎子ども未来課主幹（稲永美穂君）

無償化というので、やはり報道されたことによって保護者の方でもですね、無償化になれば保育所に預けて働きたいと思われる方は少なからずいるようで、窓口のほうでもそういったお話は出てきておりますので、今後それに基づく申し込みの増大や待機児童の増加なども懸念されるのではないかと考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

川口晃議員。

◎9番（川口 晃君）

来年実施すれば、ただでも粕屋町は待機児童が多いし、子どもさんたちも多いので、非常に考慮を要することになるんじゃないかと思います。準備を怠りなくやってもらいたいというふうに思います。

ちょっと早いですけども、以上で私の質問終わります。御苦労さんでした。

（9番 川口晃君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

暫時休憩いたします。

（休憩 午後1時44分）

（再開 午後2時00分）

◎議長（山脇秀隆君）

再開いたします。

議席番号13番、久我純治議員。

（13番 久我純治君 登壇）

◎13番（久我純治君）

議席番号13番、久我純治。通告書に従いまして質問します。

2問いたします。1問目落橋した水鳥橋の再建について。3月議会で落橋した水鳥橋再建の橋の設計料が4,400万と高額のため、議会で反対する人が多く、設計料のみの修正案を出してその他を可決しました。再建自体に反対するわけではなく、橋の再建には私は賛成しております。ほかに何か方法があるのではないかという質問です。誰もが知っての通り駕与丁公園は粕屋町の一番の顔であります。その水鳥橋が落橋して約5年目に入ったと思います。誰もが再建を待ち望んでいると思います。原因は設計ミスと施工ミス。その上、役所の写真も少なかったのとのことです。この当時、行政側に専門家の人がいなかった。いたらだと思えます。行政の言

う安心で安全な設計施工だったのでしょか。たった16年で落橋してしまいました。当時は吊り橋がたった16年で落橋したことで、国やいろんなところから視察に来ておられたと思います。賠償責任も10年が過ぎ、どこにも言うことができませんでした。これがもし当時の行政にちゃんとした設計図を見れる人、また施工の分かる人がいたらこんな事故は起きてないはずです。今も同じだと思います。いくら高額的设计料、また図面も安価な図面でも同じだと思います。県や国と設計の設定のようなことを言われますが、ここは粕屋町です。まねする必要はないと思います。私はよく自分の家だったらと、自分自身のことだったらと言いますが、安くていいものを得るためには、いろいろと注文をつけたりいろんな方法を考えます。工夫です。今まで行政もしていたかもしれませんが、結果が出ています。設計者、施工の言いなりのように思います。入札もしかり。一般公募とか、性能発注方式とか、また公募する前に条件をつけてもいいと思います。これは余談ですが、四、五年前ある国立病院の事務長さんと話したことがあります。事務長いわく、なぜ国立じゃ公共のものが赤字になるかという話でした。まず、人件費が高い。次に、事務用品等の話をされました。バケツ一つを例にとって言われました。そこの近所の200円か300円でするものが、伝票が増えるたんびに値段が上がっていき、結局は700円、800円になるそうです。しかし、これは自分のでないから誰一人文句言う人はいないそうです。これぞ言葉悪いのですが、親方日の丸というのではないでしょか。いろいろと言いましたが、行政はやはり県や国のというような設計施工をやっているでしょか。ちょっとお尋ねします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

以前の3月議会での経緯につきましても、私も理解をしております。委託料についての予算が承認いただけず、現在はですね、新たな方法を今検討をしております。詳細につきましては後ほど担当課長のほうが申し上げますけども、私自身安価で安全で、そして耐久性がある橋梁をつくる必要があろうと思っております。そのためには専門家の意見、これ当然ですけどもアドバイザー。第三者のですね、アドバイスを受けるようなやり方も必要だろうと思っております。詳細につきましては、課長のほうがお答えします。

◎議長（山脇秀隆君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

水鳥橋の再建方法について、他に何か方法があるのではないかという御質問につ

いてですが、橋梁の工事では設計と施工を分離して発注することが一般的によく行われております。先日、案浦議員さんのほうより一般質問でされました、性能発注方式。いわゆる設計と施行の一括発注方式も工事の発注の方法の一つだというふうに考えられます。この性能発注方式につきましては、国の大きなトンネル工事などで行われたこともございまして、いわゆる施工者の固有技術を活用した設計が可能となり、施工者が得意とする技術の活用により、よりよい品質が確保される技術の導入が促進される反面、設計と施工を分離して発注した場合と比べて施工者側に偏った設計となりやすく、設計者並びに発注者のチェック機能が働きにくいという状況の可能性もございます。このようなところでどのような方法が水鳥橋の復旧に際して良いか。この設計施工、いわゆる事業者側からの公募みたいな一括発注方式も含めながらですね、予算も考えながら検討を進めていきたいと考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

今、この性能発注方式ですかね。あれ不利なこと言われたけど、結局現場を見る人がおらんからやないんですか。要するに現場へついとってですね、ある程度。専門家がおってですよ。この前のこの結局、前のこの水鳥橋が落橋したときも設計図も見てない、設計ミスですよ。その次の施工もミスですよ。だから高額な金かけても落ちたんでしょ。要するに監督をしてなかったとやないんですか。違います。課長で結構ですよ。

◎議長（山脇秀隆君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

確かに前の水鳥橋につきましては、非常に落橋に関しての委員会報告でも、設計上等の配慮ミス並びに施工上の配慮ミスということで、御指摘をいただいたところでございます。確かに監督、職員ですかね、の技術力っていうのも非常に現場を管理する上では、必要になってくるころだと考えますし、今後そういう技術者の育成っていうのも必要になってくるというふうに考えておるところです。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

だからやはりですね、粕屋町の中に行政の中に、いろんところの専門分野ってないですよ。だからそれが一番ネックやないんですかね。これだけいろんなもん建物建てたり何たりしようけど、結局、知らない。ただ図面を見て、それで納得し

てあると思うんですよね。今までも。たまたまこの水鳥橋がこげんかったかもしれんけど、もう少しこれを分かっておれば、こんな事件起こらなかつたと思うんですよ。だから今後はですね、いろんな方法を考えてですよ。県とか国とかいうような基準はあると思いますけど、粕屋町は独自にやっていいんじゃないかと思うんですが、町長どうですか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

こういった工事はいろいろございます。特に橋梁につきましては非常に特殊な専門的な工事でございます。やはりその工事、工事の前の設計ですね、設計書をですね、やはり品質あるいは安全面で総合的に診断、判断できるようなところに委託するのも非常に有効な手段だと思っております。なかなかですね、工事の工種がいろいろあって、例えば職員が1人でオールマイティーに全ての工事を把握したり、そういう知識を持ってるわけではございません。それぞれの分野において必要などときには外に出してみてもらい、あるいはまたアドバイスをいただくというのも必要であろうと思っております。ちょっと詳細につきましては、私よりも副町長のほうがよく知っておりますので答えさせます。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

水鳥橋だけでなくですね、技術的なものはですね、やっぱり粕屋独自というのはですね、ちょっと無理だと思うんですよね。前にもお話したことあると思うんですけど、篠栗にですね、県のほうからの建設技術センター。そこにですね、橋梁とかですね、あと道路関係でも設計委託して、そこが管理してくれるところなんですよ。だからうちのほうもそこを利用すれば一番いいと思うんですけど。今、議員さんがおっしゃられるようにですね、安価でやれるならその施工者、先ほど申しました民間技術のほうを利用してするという方法もあるかと思えます。だから課長は、都市計画課長が申しましたようにいろんな方法をですね、ちょっと検討して考えていきたいというふうに考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

ぜひいろんな方法を考えてですね、安価で安心な橋をつくってください。みんな期待しております、待っておりますので。

そしたら2問目に移ります。特別職を含む公務員の退職について。これはあくまでも私、確認の意味で質問しますのでよろしくお願ひします。昨年7月に就任されて、今年2月退任された元副町長。今年8月10日付で退職された前町長。それに急に退職された子ども未来課の課長。一身上の都合という文言の退職届だと聞いております。しかし、なぜ不自然な退職がされたんでしょう。3人が3人とも。普通ならばあってはならないような退職劇と思います。町の人たちは、私を支えてくれた人たちからも今度の選挙のときにですね、特に何でこんな選挙なったとってという話が多かったんですよ。いろいろ説明するけど、あんまり信用してくれないんですね。私たち言うこと。だから、今から言うようなことが実際があったかどうかを私は事実を知りたいだけです。この問いについては、総務課長から答えることができないでしょうけど、これは本人しか分からないことだと思います。分かっておりますけど、できる範囲で答えてください。お願いします。元副町長は命にかかわるような病気だといって、退任の挨拶もなく、2月1日付で辞められました。しかし、最後の議会の控室での話し方を聞いていると、あんな大きな声で長時間喋ったのに、どこが病気だったのかと思うくらいの態度でした。その上、自分自身がやってきた職務の内容が誰も知らず、給食センターの件ではさっきも出ておりましたが、自分一人でやったようなことを言われました。その記録もなく、何のために副町長で粕屋町に就任されたとか分からず、これは普通の会社や、ただ6か月余りの在任だったら、このような辞め方をすると退職金はおろか101万という退職金も出てなかったと思います。これも特別職だからだったのでしょうか。前因町長も病気だということは分かっていますが、自分自身が思うような任務がこなせなかった上の6月議会の質問では、職務代理者をという質問に対して、置かないつもりだったとか言われました。議会からの要請でようやく置かれましたが、これも特別職の特権だからでしょうか。私は、町長は粕屋町4万7,000余りの首長であり、何をしてもいいのではなく、自分自身のことよりも町民優先で考えなければいけないと思っております。もし自分の体、また健康に不安があるなら、早く職務代理者を置くのが普通ではないかと思ひます。6月の議会答弁では、本人が記憶はなかったようなことを述べられたし、質問と答弁がかみ合っていないのも事実です。こんなことがあった上に、退職時は議会の8月10日の全協の前に町長は役場に来ておられましたが、最後の挨拶があるのかと思ひておりましたが、何もなくて退任されたとのことでした。後で話聞くと、役場内でも同じようなことをされたそうです。また、子ども未来課の課長も退職する前に、私たち実は厚生常任委員会のとこに来て、今問題なってる保育所問題について触れました。プレハブをリースして、保育所を建て替えるような話をされました。そしてその場で、8月20日の厚生常任委員会までにそ

の話を進めていくようなことも言われましたが、その後、突然退職されて何も分かりません。町長選に立候補するというようなこと話でしたが、この保育所の件については、行政のほうは何の申し送りもなく、2人のみが知っている案件になっています。このようなことがあっていいのでしょうか。私が言いたいのは、3人の退職の仕方。こんなでしたと町民に、また私を支援してくれている人たちに言いたいです。現実はどうでしたということ。総務課長、私が言ったことに何か間違いありますか。何かじゃない。よかったら教えてください。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

間違いがありますかという御質問でしたので、1点だけ。副町長の退職日2月1日と言われましたけど1月21日でございます。それ以外は間違いと言えるところはなかったかなというふうに思います。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

公務員も特別職もですけど、大体普通退職するときの状況はどんなふうですかね。ちょっと初めてなんで私も分からん。ちょっと教えてください。

◎議長（山脇秀隆君）

堺課長。総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

まず特別職のうちですね、町長と副町長につきましては地方自治法に定めがございまして、町長は退職をしようとする20日前までに議長に申し出ると。議会のほうの同意を得た場合はその20日の期日以前に退職ができるという、ような定めになっております。ですので、7月20日付で辞表出されまして、8月10日で退職という形で20日をとられてるという格好でございます。副町長につきましては首長ですね、団体の長のほうにやはり20日前までに辞職を申し出になると。団体の長の承認が得られればその20日の期日以前に退職できるということですので、今回の場合は1月21日付で出されまして、同じ1月21日退職という形になっております。課長につきましてはですね、法律あるいは条例等について特別、いつまでに辞職を申し出なければならないとかいう制限がございませんので、今回のように突然辞表を出されても、問題としてはないと。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎ 13番（久我純治君）

因町長は就任された当時ですね、私にすぐ言われたことが、行政は継続ですっていうことをよく言われました。これでちょっと行政に聞きたいんですが、因清範町長のときからの継続って何か町長されたことありますか。

◎議長（山脇秀隆君）

ん。

◎ 13番（久我純治君）

継続と言われたから、何か継続で何かやられたことありますか、ちょっとお聞きしたいんですが。

◎議長（山脇秀隆君）

継続事業。引継ぎを行って、継続して事業を行ったものがありますかっていうことでいいですね。どなたに。

◎ 13番（久我純治君）

当時は、副町長しかおらっしゃれんやった。副町長、よかったら教えてください。

◎議長（山脇秀隆君）

分かる範囲で。吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

因清範町長から因辰美町長への引き続きですかね。いや、ちょっと特別覚えがないんですけど。特に工事で、工事自体はですね、事業とかはですね。繰り越しであれば継続でありますけど、ほとんど単年度で終わっていつてますんで、特別この事業を続けてとか、ほかの事業でもなかったように思いますけど。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

私は、当然そのときにはいませんでしたので、私を知る限り一点だけございます。こども館の開館です。こども館の建設をずっとしておりまして、因辰美町長のときに開館をされたという記憶がございます。ですからそれは継続的なもの。やめたということじゃなくてですね、建設を最後までされてかすやこども館の開館、開設まで行われたと。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎ 13番（久我純治君）

あれ自身は因辰美町長も反対されてましたよね、最初、ずっと。それはいいんで

すけど。ただですね、行政は継続と言われるなら、今度の辞め方自体じゃなくて、今まではどんなふうの引継ぎですかね。やり方をやってあったんですかね、執行部では。要するに部長やら退任されましたよね。そのときに引継ぎとか、いろんな方法があると思うんですが。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

部長の退任のとき、課長級とかが異動した時でもそうですけれども、それぞれ自分のところの所管でですね、やっている事業、課題として抱えてる事業っていったものを引継書というものをつくりまして、双方で見ると。形で説明をして伝えるというものを…

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

内部統制ってずっと出てますよね。だから今度内部統制を自分で破られたと思うんですよね。前町長たちは。だから今後はですね、やはりそこをしっかりと、やはり町長変わられたし、町長はずっと長い間役場おられたからですね。もう、常識ではこんなことないと思うんですよ。今度は特別だと思いますけど。ぜひですね、やはり内部調整、それから引継ぎ。いろんなことを共有化してですね、やはり単独でやるからこんなふうになるんじゃないかと思うんですよね。町長どうですかね。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

行政だけではなくてですね、組織はもうこの内部統制が非常に必要です。情報を共有して、それを戦力に変えて皆が同じ方向向いてその仕事をやっていく。これはもう、コーポレートガバナンスとよく言いますが、組織の力でございます。当然私も肝に銘じながら、今後の行政を進めてまいりたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

私ももう10何年議員やっておりますけども、いろいろですね聞く、と私たちも悪いこと多いんですけどね。やはりお互いが両輪のごとくって言いますが、やはり、分からんところお互いに教え合ってますね、やっぱ進めていかなと思うんですよ。だからその点はですね、やはりこう何か知らんけど、時々壁があるんですよ。

ね。誰がつくったか私よう分からんけど。だからそこをですね、やはり両輪のごとくでいうなら、抜けていってうまくお互い利用しながらですね、やっぱ粕屋町のために働かないかんと思うんですが。町長どうなふうですか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

御指摘のとおりでございます。もう議会と私ども行政はもう両輪の輪でございます。同じ方向を向いていただけるように、私も誠実に丁寧に説明しながら御理解を賜り、議会のほう側でもそれは慎重に協議をされて、私のほうに私どものほうに承諾をいただけたら幸いです。一緒に頑張ったいという気持ちは変わりございません。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

水鳥橋もそうやったけどですね、いろんな人の力を借りてですよ、やっぱやっていけばですね、うまくできると思うんですよ。いろんなことやるためには、やっぱいろんな方法があると思うんですよ。今度は水鳥橋をそんなふうでやるって言われたから安心しましたけど、やはり今後はですね、やっぱ自分ができんことは人に頼まないかんし、お願いせないかんこともあるし、勉強せないかんこともあるかもしれませんけど。とにかくですね、行政も議会もそうですけど、とにかくお互い切磋琢磨ですね、頑張っいかないかんと思うんですよ。そしてやはり役場のほうも、私もちょっと悪いけど、行政のほうもですね、議会に言いたいことを言ってほしいんですよ。私はいつも言うけど。何でもはいはい言うて聞く必要ないと思うんですよ。やはり、そこはお互いのことですから、この場で言ってもおかしいんですけど。やはり行政も言いたいことあると思うんですよ。お互いに言うてですね、そこをそのために壁を無くしたいというのが私の持論なんですけど。どうなふうですか。

◎議長（山脇秀隆君）

久我議員。質問の流れがありますんでね。質問趣旨に沿って、分かりやすく質問してください。

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

私も長年の公務員生活を経験しています。なかなかそれは言えません。もう正直言うてですね。ただ、一つの政策・施策をですね、実行するためには、職員自らが

町長になって自分の考えたこと、意見をですね、やはり外に出すと。この勇気は必要だろうと思います。それが例え議会の議員の皆さんであってもそうだろうという精神は、私も職員教育の中でそれは訴えていき、職員教育をいたしたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

私もそうですけど、やはりですね、人間っちゅうのは、時には役職を権利と思う人おりますよね。だから、それをやっぱり役職と思ってやってほしいんです。お互いが。だからもう少し私たちも考えないかんこと多いと思いますし、またお互いこれから先ですね、粕屋町のために頑張っていきたいと思います。水鳥橋のことをさっき言ったように、とにかくよろしく願いますし、退職とか申し送り事項はですね、やはりちゃんとやっていってほしいし、そうせんと会議は進まないこと多いんですよ、結局。だからやっぱりお互い共有するようなことで進めたい。私たちの対応ですよ。だからぜひお願いしたいんですが。ちょっといいですか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

十分ですね、その辺は総合的に判断しながら、前へ進めたいと思っております。ありがとうございます。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

短時間でございますが私の・・・

◎議長（山脇秀隆君）

ちょっと待ってください。まだ質問されていないことがありますので・・・

◎13番（久我純治君）

すみません。すみません。ごめん。ごめん。ごめん。あと2問ありますけど。

◎議長（山脇秀隆君）

通告に従って質問してください。

◎13番（久我純治君）

あの、前に進みますけど。すみません。町長の昨年入院されてから今年退職された8月10日までの勤務日数は、よかったら教えてください。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

町長が2月ごろに入院をされておりました、2月の1日の日から復帰をするということで登庁してこられております。リハビリ等しながら、職務を行うというふうに意思表示をされておりましたので、一応2月1日を起算日としまして退職日である8月10日まで、この期間のうちですね。職務代理を立てておられました期間を除きました日数、土日祝日含めて、156日ございます。この間当然リハビリ等で、例えば半日勤務であったりとかいうこともございましたし、逆に土日行事等に出てこられていることもございました。特別職でございましてそこらあたり、休暇ですとか勤務時間という管理がされておられませんので、勤務日数としましてはこの156日という日数しか把握ができません。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

特別職だからという返答は分かっておりましたが、ただやっぱり特別職は難しいんでしょうけど。やはり自分が手挙げて町長になったんですからね、そこは頑張っただけ欲しかったんですが。

その3番目の退職金の額は、大体いくらぐらいなるんですか。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

退職手当組合から支給を町長の前町長のほうにされました金額でございませうけども、所得税等の控除される金額まで全部含みまして、約1,170万円ほどで。

◎議長（山脇秀隆君）

久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

分かりました。皆さんそんなふうに伝えておきます。支持者に対してですよ。

これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

（13番 久我純治君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

これにて予定いたしておりました。本日の一般質問を終結いたします。お越しいただいております。傍聴者の皆さまにお知らせいたします。議会運営委員会における協議結果によりまして、本日は4名をもって終了いたします。よって、あす19日

水曜日に2名の一般質問を実施いたします。時間の都合がつかますれば、明日も引き続きお越しいただきますよう御案内申し上げます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後2時31分)

平成30年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成30年9月19日（水）

平成30年第3回粕屋町議会定例会会議録（第5号）

平成30年9月19日（水）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 議案等の撤回

第2. 一般質問

1番 議席番号 10番 田川正治 議員

2番 議席番号 2番 井上正宏 議員

2. 出席議員（16名）

1番 末若憲治	9番 川口晃
2番 井上正宏	10番 田川正治
3番 案浦兼敏	11番 福永善之
4番 鞭馬直澄	12番 小池弘基
5番 安藤和寿	13番 久我純治
6番 中野敏郎	14番 本田芳枝
7番 木村優子	15番 八尋源治
8番 太田健策	16番 山脇秀隆

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文 ミキシング 高榎元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（18名）

町長 箱田彰	副町長 吉武信一
教育長 西村久朝	総務課長 堺哲弘
経営政策課長 今泉真次	税務課長 中原一雄
収納課長 臼井賢太郎	協働のまちづくり課長 中小原浩臣
学校教育課長 山野勝寛	社会教育課長 新宅信久
給食センター所長 神近秀敏	都市計画課長 田代久嗣

地域振興課長	八 尋 哲 男	道路環境整備課長	安 松 茂 久
上下水道課長	松 本 義 隆	総合窓口課長	渋 田 香 奈 子
介護福祉課長	山 本 浩	健康づくり課長	古 賀 み づ ほ
子ども未来課主幹	稲 永 美 穂		

(開会 午前9時30分)

◎議長(山脇秀隆君)

改めておはようございます。昨日のアメリカの中国に対する新たな関税引き上げに対して、中国が新たに米国の輸入品に対して関税を引き上げることを表明いたしました。そうしたアメリカの対応に最後までつき合うと中国は言い切りました。今回の米中の貿易摩擦による関税引き上げは、応酬合戦の様相を呈しております。日用品にまで及ぶ今回の関税引き上げは、庶民の生活に大きく影響されることが、言われております。トップ同士の政治戦略によって国民の生活をないがしろにし、言葉では国民のためと言いながら国民不在の国同士の争いは戦争に匹敵するものだと言わざるを得ません。一般質問は、町民の福祉の向上を念頭に、政策に対してあらゆる面から質問をし、それを正していくものだと思います。得てして一人よがりの質問になる場合もありますが、町民を置き去りにした質問は厳に慎まなければなりません。

執行部の子ども未来課長席は現在空席でありますので、代理として稲永美穂子ども未来課主幹が出席されておりますので、御報告いたしておきます。

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長(山脇秀隆君)

本定例会に提出されました諮問第2号。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを、お手元に配付のとおり撤回したいと、9月14日の本会議終了後に箱田彰町長から申し出がっております。

一般質問の前に、議案等の撤回の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(山脇秀隆君)

異議なしと認めます。議案等の撤回の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議長(山脇秀隆君)

追加日程第1、議案等の撤回の件を議題といたします。

町長から諮問第2号撤回の理由の説明を求めます。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

諮問第2号により、山野芳朗氏を人権擁護委員として推薦したいので意見を求めるということにしておりましたが、氏は、去る9月5日ごろ、身体の不調を覚えられ病院を受診した結果、健康上の問題が発覚したとのことで、9月14日の日に辞意を申し出られました。御本人の御意思を汲むとともに健康の回復を優先するため、諮問第2号を撤回させていただくものでございます。どうか御理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

（町長 箱田 彰君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案等の撤回の件を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山脇秀隆君）

異議なしと認めます。議案等の撤回の件を許可することに決定いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

ただいまから一般質問を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、さらに文書通告の趣旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては、質問にそれることなく的確にしかも簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して意思表示されますよう、あわせてお願いいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

議席番号10番、田川正治議員。

（10番 田川正治君 登壇）

◎10番（田川正治君）

おはようございます。議席番号10番、日本共産党田川正治です。通告書に基づきまして質問いたします。

まず最初に、因町長の前町長の突然の辞職により、全国的にも例のない9月定例議会最中の町長選挙になりました。今回の町長選挙の最大の焦点。私は、公立保育所の整備。つまり町立保育所の存続か民営化が問われた選挙だったと思います。町長選挙の選挙公約、二人の候補者が一番目に掲げられたのが、子育てしやすいまち。そして、待機児童解消と町立保育所の是非が問われた内容を含む町長選挙であ

ったと思います。これは、町立保育所の存続を願う保護者有志の方々の両候補に対してのアンケートにも、このように述べられております。箱田候補は、町立保育所は現状のまま3園を存続、署名と議会での採択の結果は民意として受けとめるとの回答でした。町立保育所の存続の立場は明確でした。杉野候補は、町立保育所の存続を求める請願に対して、因前町長の署名していない人が、8割存在するという考えはそのとおりだと回答しており、因前町長と同じ町立保育所を民営化するという考えでした。今回の選挙結果から見て、この二人の候補者が、民意をどのようにこの選挙結果からとらえるのか、という問題があります。これは町立保育所を存続してほしい。このような町民の意思が反映した得票結果になったことは明らかであると考えます。

そこで、箱田町長の選挙公約と所信表明に関して、町長の見解を以下5項目において質問をいたします。質問に対する回答は、箱田町長だけでなく、担当所管の答弁も求めますのでよろしくお願いいたします。

まず最初は、老朽化した町立保育所の継続と建て替えの政策について。前町長は9,000名の署名、町議会の請願採択拒否して、民営化ありきでした。箱田町長の町立保育所に対する施策の方針、見解について答弁を求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今回の一般質問で他の議員さんにもお答えはしておりますが、繰り返しになるかと思いますが、申し述べさせていただきます。まず町立保育所、これは非常に老朽化しております。その建て替えは可能な限り早く行う必要があると考えております。しかしながら、民営化には反対の御意見も、これは非常に今議員が御指摘のとおりでございます。一方町立のままの建て替えについては、財源的な負担が非常に大きいということもございますので、今後、建て替えに関しての財政的な財源を研究しながら、早急に検討してまいりたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

今、町長は述べられた件は所信表明でも述べられ、選挙の政策公約のときにも述べられていた内容であります。町民もこのことは今回ですね、選挙の一つの選択肢としてとらえて判断をしたということが言えると思います。今、全国で待機児童2万人。隠れ待機児童が7万人と厚労省は発表しております。粕屋町でも待機児童74人、隠れ待機児童192人ということでもあります。来年10月からの保育料の無償化

になれば、町立と私立の認可保育所に対する応募が増えて、待機児童が増大していく可能性が大いにあります。町長は認可保育所増設などに取り組むと表明されておりました。私たちも、どのような施策をもって、有効な対策を打っていくのがよいか共に研究して打開していかねばならないと考えております。

そこで、町長は先ほど述べられました。財源問題の件であります。私はこれまで町立保育所の建て替えや改修整備の財源について、国の交付金を活用することや町の財政調整基金などの基金を活用して、町立の建て替えを行うべきだと質問もし、発言をしてまいりました。この財源問題について、ですけど。町長はどのような財源を検討することをいくつかの選択肢があると思いますが考えておられるか、説明を求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

就任後ですね、間もなくこの議会が始まりましたので、そういった専門的な詳細な検討はまだ入っておりません。議会終了後、県あるいは国のほうと協議しながら、様々な財源を考えたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

私が今まで提案してきた内容について、改めて箱田町長に提案したいと思えます。町立保育所の建て替えの財源については、国の公立保育所の施設整備費活用する方法があると思えます。内容は町長も御存じと思えますが、地方債や社会福祉施設整備事業債の対象になり、事業費のうち50%は一般財源化に係る地方債の対象です。その元利償還金について、事業補正により70%、単位費用に30%、合わせて100%地方税で措置できることとなります。残りの50%のうち、80%は社会福祉整備事業債対象になります。そういう点では20%がこの、どういう町の借金などを含めてですね、準備して必要な予算となるということだと思えます。この施設整備費について、どのように考えますか。町長の答弁、担当所管の方の考えでもよろしいです。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まずこれ起債でございます。将来的な起債の償還について、後年度負担が生じるという事実はございますので、より一層その交付税措置があるような財源は当然求

めるべきでございます。今御指摘の財源は50%が事業費補正もしくは単位費用の参入ができるというような有効な起債だろうと私も思います。詳細につきましては、以後、調査研究したいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

一応私のほうでも、前回因前町長のときも述べたこの3億5,000万建設費用かかった場合ということで説明をさせていただいたんですが。そのときは、因前町長は民営化ありき。だからそんなことを考える余地もない、というようなことは発言はしなかったですが、そういうふうな受け捉え方に私はこの施設整備費の使い方についてですね、何で考えてもっといろいろと検討することをしないのかということ、非常にこの対応についてはですね、問題として今でも思っております。この3億5,000万でですね、建設した場合には、先ほどの計算の仕方では初年度ですね、20%の3,500万が一般財政から出すとしても、20年計画でいけばですね、毎年700万ですね、2,400万をですね、20年で支払うということになりますんで、初年度では4,200万でいいと。そういう点でいえば、この保育所を建てて今後20年後も含め、町のこの施設として土地も所有していることを、町で行いながらですね、支払っていくということは、財政上も可能だと思いますけど。この点について、町長の答弁についてですね、見解でもいいですから一言。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

先ほども言いましたように、あくまで起債でございます。当然その年の単年度の負担は少なくなりますが、後年度の負担を考える。総合的に、これは財政問題を考えていきたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

もう一つはですね、基金の活用の問題があるんですね。基金は安易に使うべきでないという考えもあります。因前町長のときは基金はですね、台風とか災害のときに使うために残しておく、必要には使わないと。それ以外にはというようなこと述べられました。私は基金は、町が積み立てて必要なとき、その時々ですね、災害ということだけじゃなくて、施設も含めたですね、建設など。基金を使っていくべきだと。それは駕与丁のですね、水鳥橋の問題とか、それと今回国保の問題です

かね。いずれにしてもそういうことに必要な場合は基金から繰り出す事をするわけで。なので大いにやっぱり災害ということに備えることは大事ですけど、しかしそういう活用の仕方もですね、考えるべきだということは思っております。この点についてですね、麻生財務大臣が基金をため込んだところは交付税減らすというようなことなど脅しのようなことをですね、言って、今までは基金をため込んでそして交付税をですね。なるべくこう使わないでやっていくようなこと言っていたのが、今そういうことで国のほうですね。施策があるわけですね。これに基づきまして、総務省の事務連絡、30年の1月15日ではですね、予算編成上の留意事項においてということで、地方公共団体の基金についてはその規模や管理などについて十分検討を行った上で、それぞれの基金の設置の趣旨に即して、確実かつ効率的な運用を行いつつ優先的にとるべき事業への活用を図るなど適正な管理運営に努力を努められたいと基金の運用に対する連絡がですね、国のほうから来ている都道府県にですね。ですからこれに基づいて基金の使い方を明らかにしてですね、いかなければならないことにもなってきますけど。私は、こういう基金の使ったのですね。目的に使ったということから言えば、公共施設整備基金などですね、町立保育所の2園、計画的に建てるということですね。1園ずつでも計画的にということも含めて、財源に充てるということも考える一つの選択肢だと思いますけど、町長の答弁を。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

基金につきましては、非常に歴史がございます。昔といいますか、10数年前までは、基金が非常にあるという潤沢にあるということを逆に批判を受けました。貯め過ぎじゃなかろうかと。反対に基金がなくなってくれば、これは財政が硬直化するというような批判もございます。基金はですね、考え方によって非常にその捉え方の違いがございます。しかしながらその基金を活用していろんな施策事業に使う。これはですね、もう基金の本来の趣旨なんですね。特に公共施設整備基金あたりの特定目的基金はその事業の計画があった上で、財政計画としてその基金の繰り入れを行って年次的な繰り入れを行うというようなことでございます。長い目で言いますと、例えば市制を敷くような時になると非常にそのお金が要ります。これはもうこの自治体でも市制施行のときには要ります。そのときにやはりないといけませんね、基金は。だからそれは長い目でございますが、そういった中期的なですね、期間をとらえて財政計画基金の取り崩しを行って、事務事業、そして施策を行うという計画をですね、私自身も早急に考えたいと思っております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

分かりました。基金の活用についてはですね、目的に合った活用をですね、ぜひこれは、公共施設等整備計画の中にもですね。こういう施設の改修などを含めた計画は31年度ですかね、に提出するようにということもあります。これは色々ですね、公共施設を狭めて少なく面積をして、そしたらこれに適用すると何か色んな問題がはらんでということはあるんですけど。ただ計画はですね、町として早く順番として私は前町長の時から、町立保育所の問題を優先してもですね、計画を上げるようにしてくれということを書いてまいりました。そういう点も含めて検討していただくようにお願いします。

それと、もう一つ。町長が建設する前、建て替える前に、まずは施設整備のことについてですね、述べられております。それは何でかということ言えば、地震対策とかですね、今の雨漏りとかですね、中央保育所とか仲原保育所は建物は大変です。子どもさんたちが保育所に行ってですね、いろんなやっぱりいろんな点での心配ですね、不安を抱えるという状況があると思います。この点についてですね、私は今までも述べてきました。国の施策を活用したですね、地震対策も含めて活用すべきじゃないかという提案もしてます。今回ですね、国の緊急防災減債事業債というのがあるんですね。これは町の保育所の改修整備に公共施設として使える内容のもの。ですから、この内容は防災基盤の整備事業並びに公共施設及び公用施設の耐震化事業、即効性のある防災減災のための地方単独事業を対象になっており充当率100%、交付税算入率が70%ということで、事業年度32年度までということになります。29年度までやったんですが、先延ばしになってですね。この制度は延長されてます。そういう点ではこの老朽化したですね、建物の耐震化についても含めですね、検討するべきだというふうに思うんです。因前町長はですね、この3年間民営化目的して地震対策をいつも述べてありました。地震が来て子どもはもう被害におうたら大変だ、災害の。だから民営化する。もう何かこう非常に短絡的って言いますかね、私から言えば。そういう施策ではなくて、当面必要なこととして行うべき、そういう大規模改修などを含めてですね。これは保護者の人たちも含め、私たち議会での保育所建替特別委員会の中でも論議されてる点なんですね。そういう点からいえば、こういう制度も活用してですね。建て替え前、今すぐ急ぐという点で検討してみたらと思いますけど、町長の答弁を。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

その制度があるというのは知っておりますけども詳細はちょっと私把握しておりません。以後研究検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

次に、台風水害原発などの災害時における避難所の確保、また要支援者などの救済体制について現状は不十分な点が生まれてるのではないかと考えます。避難者を受け入れる施設の増設、見直しなどが必要だと思います。そういう点では見直しも含めてやられてるということですが、その進捗状況についてお尋ねをしたいと思います。また、台風が起きたとき、実際水害が起きたときなどの役場の災害本部の体制、活動、どうなったのかというのがあります。町長が因前町長が在職のときにですね、6月議会前でしたかね。災害対策本部、町で役場をつくったと。しかし町長は何か調子が悪いで戻ったと。自宅に戻ったか病院に戻ったか分かりませんが、そういうような話は漏れ聞きました。私はそういうときにどういう体制をとったのか。それ当然副町長など含めて体制がですね、確立されたと思います。私の家の前の下区の長者原下区の公民館。ここはですね、11時ぐらいまで役場の職員たちが来てですね、光が明かりがついてですね、対応してあります。私そういうのを見て、本当に役場の人たちがですね、災害時にそれぞれのところに向いて町民の受け入れも含めて援助できるような体制というのがつくられているというのには心強いんですが。そういう点でですね、いくつかそういうことも含めて質問したいと思います。

まず、台風水害ということもありますが、原発事故の場合ですね。これ私も今までも一度質問をしました。これは玄海原発のことでですね。福島原発事故が起きた後です。この玄海原発事故が起きた場合、どういうふうになるかというシミュレーションをですね、した資料を手に入れました。学習会にも参加しました。またそのときに協働のまちづくり課の担当者とも一緒にですね、この学習シンポジウムといいますか、やってきました。玄海原発事故で放射能拡散されたですね、偏西風に乗れば、60キロ圏内、59.6やったかね。粕屋町は1時間ではですね、この放射能被害出るということを言われてます。福島県の場合でも、伊達市というところがあります。ここも粕屋町と同じぐらいの距離です。ここも今でもこの原発のですね、影響まだ残ってるということを言われております。そういう点では、町の対策も含めてですけど、私は今回それとあわせて聞きたいのは、糸島の深江地域からですね、300人の人をサンレイクに受け入れるというのは県の避難計画の中に載ってるんで

すね。これは前担当課の課長も含めてこの内容は議会で質問したときに答弁されております。そういう点で、このサンレイクは役場周辺の人たちが避難する場所でもあるんですね。駕与丁とか、この甲仲とか、長者原上区、この人たちですね。東の人たち。そういう点では本当にこの受け入れるということも含めた計画になってるのかというのは、まだ私としては明確にこの資料として見てないです。今までの水害避難とか台風のときの災害の体制はできておりますけどね。そういう点について、これはどういうふうにこの見直しも含めてやられてるかということですが、これは担当所管がいいですかね、報告説明してもらいます。

◎議長（山脇秀隆君）

中小原協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（中小原浩臣君）

田川議員の御質問にお答えいたします。三点ほど御質問があったかと思えます。

まずですね、避難所についてでございますが、町内の公共施設及び地域の公民館など避難場所として可能な施設を現在43か所指定しております。その想定収容人数の合計は9,700名という数になっておりますが、これは避難場所のですね、有効面積を1人当たり3.0平方メートルで単純に割っただけでございますが、この人数全てが避難所生活を送ることができるというわけではございません。また発生した災害の種類によりまして、避難者の数は変動いたしますが。例えばですね、粕屋町で震度6弱以上の地震が発生いたしましたとして、自宅で生活が困難になり、避難所で生活を送らなければならない人の数はですね、これは福岡県防災計画の想定ですが、粕屋町におきましては228名というふうな数を想定されております。ですから、緊急な場合は地元ですね、公民館とかそういった一番近くの避難場所に避難していただくという形になります。

次に支援者などの体制についてでございますが、災害発生直後は行政の職員、役場の職員や施設の管理者、自主防災組織の地域の関係者で協力して避難所の開設や運営を行っていきますが。避難がですね、長く長期化すれば避難者や地域の方々による自主運営というふうにしていただくということになっていきます。それと次に避難所の増設ということも御質問されたと思えますが、避難場所ですね、これは一時的に避難、例えばグラウンドとか駐車場になりますけども、民間企業の御協力によりまして、これは確保は可能ではございますけれども、長くですね、長期にわたって避難場所となると、公共施設以外はですね、非常に難しいと思われま。もし現在の避難所43か所の避難場所がですね、足りなくなるということが起こればですね、避難所をですね仮設住宅というふうなことで建設をして対応していく必要があるかと考えております。

それから最後に実際の対策、災害対策本部の活動と体制はどうだったかということでございますけれども、本年の7月の集中豪雨を例に挙げますと、7月6日午前6時46分に関係職員、役場の関係職員を招集いたしましてそこで話し合いを行い、7時40分。災害対策本部を設置いたしまして体制を整えました。その後です、8時ちょうどに土砂災害警戒区域に対しまして、避難勧告を発令いたしました。そして、その対象区域に広報車、消防団あたりの協力。また、地元区長さんをはじめ関係者の方々の協力のもとに、避難所3か所を開設し、同時に避難所対応要員を3か所それぞれに張りつけております。またその他の水路とかです、道路とかの関係の災害におきましては、それぞれの担当部署におきまして対応するという流れで前回の洪水の時には対応いたしております。最終的に7月の7日午前8時20分に災害対策本部を解散いたしております。今回の大雨で冠水した箇所数カ所ございますけれども、幸い大きな被害もなく、災害対策本部としてはスムーズに行動できたんじゃないかなというふうに考えております。以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

町長がいなかったかどうか、まあいいとして、先ほどのいずれにしても副町長を含めた体制の中で確立されてやられたと思いますので、そういうふうに思います。が、原発のときです、避難者が来るという状況のもとでの想定というのは、これは玄海原発から30キロ圏内とか20キロ圏内とかいうそういう狭いところの問題での範囲での対策というのはいろんな点です、出されてきてるんですが。いずれにしても地上をほうってくるちゅういいいますか空中を飛んでくるというか、そういう点で言えば原発っていうのはですね、非常に目に見えない状況のもとでの被害ということになってくると思います。いずれにしてもそういう点からも、この300人の人を受け入れるというのを前提にしたですね、対策の避難の計画も作っておかなければならないと。そうしないと300人が来ますよと、受け入れなさいというのは、これ県の計画の中にあるわけですから。実際そういう方向で、こちらの粕屋関係に出てくるということになると思うんですね。そういう点ではぜひ、それも検討して対応してもらいたいというふうに思うんですが。その点については課長の方から。

◎議長（山脇秀隆君）

中小原協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（中小原浩臣君）

ありがとうございます。先ほど言われました、もし原発が起きれば糸島の深江南

町というところで世帯数122世帯、人口264名を受け入れることになっております。サンレイクですね。先ほど言いましたように役場付近の例えば花ヶ浦とか、駕与丁とかそれぞれ公民館がありますので、まずその区域の方はまず近くの地元の公民館に避難していただき、それでも足りなければですね、サンレイクとかドームとか役場に避難所として避難していただくというふうな想定をしております。先ほど言われました田川議員の内容につきまして原発のことについてもですね、今後また詳しくですね、勉強して対策を十分考えたいというふうに思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

次にですね、水害台風の関係での問題に関係する点で、町長は所信表明で、重要河川の監視体制の充実やため池など内水面の整備は急務だと言われております。先日の同僚議員の質問に対して、河川の監視体制については述べられておりますが、ため池などの内水面の整備ですね。粕屋町の場合、農業用ため池としての大間、新大間、葛葉、駕与丁などですね。いくつもそういうため池あります。篠崎町長のときにですね、私の家の横の水路があふれた時にですね、いろいろと水道課の関係の話もしまして、水利組合の人たちとも話をしてもらって。大間ですね、水の排出をですね、調整していくと。日ごろから流すと。必要な水位は保つということをしながらかやしてもらったんです。その後そういう点ではですね、一気にあふれるというような状況はなくなりました。これは非常に大事なことだと思いますね。広島のためのため池の場合でも、やはりあふれる状態から一気に流し出すということが、二次災害っていうのですかね、雨が降った分だけじゃなくて被害拡大したということを言われてますが。そういう点でですね、ため池のそういう調整の問題とか、それともう一つはやっぱりまだ役場とフォーラムにある、この地下の貯水槽ですね。雨水を溜める。これももう1か所私はですね、作るほうがいいんじゃないかと。これは私、具体的に個人的な見解ですが、スポーツ公園の地下にとかですね。埋設したらいいんじゃないかと。なんでかと言ったら上区のほうからといいますかね、上流から流れてくる水はどこかで止まらないといかんからですね。でも一番いいの私は下流のほうでため池で田んぼの下にそういうのができればいいかなというふうに思うんですが。いずれにしても、そういう貯水槽はですね、必要だと思います。それは東京でもそうですけど、福岡市でもそういう形のそういう地下貯水管のようなもの作ってを海に流すというようなことなどが都市部でやられてきてるんですね。そういう点でお金もいろいろかかる点からありますが、そういう点で必要なことだというふうに思うんですけど。それについては町長のほうからの答弁を求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

御質問二点あったと思います。まずため池の関係、これは後ほどですね、担当課長のほうから回答させていただきます。もう一点、今言いました地下の地下水槽をつくって、災害に備えると。これ当初3か所、今設置をしております。ただこれはですね、非常に莫大な費用がかかります。当然国の補助金、そして起債もございしますが、今御指摘の中央スポーツ公園、この場所も非常に有効な手だてになるというふうにも同感でございます。財政的な問題ばかり言うようでございますが、これも検討しながら今後の検討課題にさせていただきたいと思います。ため池の関係は担当課長から申し上げます。

◎議長（山脇秀隆君）

八尋地域振興課長。

◎地域振興課長（八尋哲男君）

地域振興課でため池の管理をする部署となっております。本年も7月6日に大雨が降って対応したところですが、ため池が起因する洪水を防止するために、日常的な管理といたしまして、洪水吐などに堰板や土嚢、それから枯枝等ごみなど異物がないか点検し、ため池が必要以上の水位にならないように、管理をしているところでございます。また大雨が予想される際には池守の方や農区長の方とともに、事前に池の水を抜いたり、池への流入量が多いときには、水路の状況を見ながら排水調整をして、できる限り水路からあふれないように努力をしているところでございます。案浦議員さんのときにもお答えいたしました、ため池自体の安全性の調査を今、行っているところでございます。防災重点ため池として今後、さらに追加認定していくかどうか今現在、検討しているところでございます。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

今、台風水害などで避難場所になっておる小学校中学校の体育館ですね、ここの体育館での冷暖房の設置の問題など含めですね、避難者が実際そこに長くといえますか一定期間滞在するということに対してですね。非常に問題としてですね、全国的にも出てきております。そのことでですね、国が先ほど言いました緊急防災減債事業債としてですね、小中学校の体育館への冷暖房設置に援助するということが言われております。これも先ほど言いました起債充当率が100%で元利償還金70%が

交付税措置ということですが、これは初年度は一般財源が必要ないということですが。そして32年度まで事業を進めていくということになってるんですけど。これは教育長のほうにですね、お聞きしたいんですが、こういう点について实际的に始業式とか終業式の時にこれも全国的に子どもが体育館の中で倒れたと、暑すぎて。というようなことなどもあったんですけど、そういうことも含め体育館を管理するという立場からですね、そういう利用との関係で検討すべき余地があるんじゃないかと思いますが。答弁、説明を求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

現在のところですね、それを設置する方向では今動いておりませんが、そういった補助金があるということも今おっしゃっていただきましたが、早急に調べましてですね、前向きにそれは検討したいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

ぜひ問題は避難者も含めたですね、そういう人たち。台風とか災害水害とか原発、災害のときにですね、避難できる場所。安全なところを確保するというのがですね、いろいろ言われております。自分の家の2階が一番安全じゃないかとかね。近くのビルのマンションがいいんじゃないかとかいろいろあります。ただし、大量にやはり長期間ですね。それから一定期間ということになればですね、どうしてもそういう公共施設とかに必要性が迫られてます。マンションのところにもいつまでも廊下のところに長くおるちゅうわけにはいきませんし。ロビーのところにおるといわけにもいきませんし、一時的にですね、避難することはそういうことだっで可能でしょうけど、公共的にですね、町として自治体として責任を持つということがですね、必要であると思いますので。今述べた点についての検討ですね、ぜひ進めていってほしいというふうに思います。

次に公共施設の地震対策についてです。これは先日、同僚議員が小学校などのブロックの塀の調査。取り替え工事や補強工事の状況ということについて説明を受けたところですが、これについては予算も伴う問題になってくると思いますけど。先日、議員での全員協議会での説明の中では、予算組は今からと、設計とかのいうようなことでしたけど。この文科省からの指示があってそういうことをやってる。国もそういう方向で、このブロック塀の危険性を除去せよということなんです。実際、予算との関係とか、その財源とかいうのはどういうふうになるということなの

かについて、説明できる範囲で答弁求めたいと思います。教育長なり学校教育課長。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

学校関係の調査の結果につきましては先日も御報告をさせていただいたと思うんですけども。全体的に事故が6月でしたが、18日だったと思うんですけども、大阪の地震で起こりまして、副町長の指示のもとにですね、すぐ全庁挙げて調査に入ったわけですが、学校関係につきましては、二小中学校21か所ですね、ブロック塀を調査いたしまして高さと控え壁のですね、点につきまして少し不十分なところがございますので、それにつきまして今後、国から補助等のですね、試算がありますので、それを利活用しながら対応していくと考えております。先に仲原小学校につきましてはですね、現予算の中で二段のブロックを撤去してですね、不足するものにつきましては、フェンス等ですね。設置するように、今工事を行っているところがございます。後の補修につきましてはそれぞれですね、今回予算を計上されているところも補正予算等ですね。計上されているところもあるようですので、全員協議会のほうでですね、御説明をされたかなというふうに思います。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

それとですねもう一つお伺いしたいのは、ブロックの問題が中心でありますけど、その幼稚園いわゆる大川幼稚園の塀というのは、あそこブロックは、あそこは大川小学校の運動場の一つとして説明されたのに入ってたんですかね。もしそうでなければ幼稚園部分のところもあるが、どういうふうになるのかなというのがありましたので、ちょっと確認のため説明を求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

山野学校教育課長。

◎学校教育課長（山野勝寛君）

議員おっしゃってるのは県道沿いの大川小学校のグラウンドと大川小学校のグラウンドと幼稚園側の延長っていう形よろしいでしょうか。それにつきましてですね。基本的には、学校教育課のほうで調査をいたしました。関連しておりますので、鉄筋等ですね。所定の鉄筋は入っておりますけれども、控え壁、ブロック等がですね、不足しているというところがございますので、それについても段階的に検

討はしております。どういうふうな形で、対処するかっていうのは。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

分かりました。それでこれは、山本課長に聞いたかったんですが、介護福祉課長に。前も話は、これは福祉センターの地震対策の問題なんです。前も聞いたときもまだ、これは建て替えのときの話で質問したことあるんですね。町営住宅を建て替えるほうが優先されるので、旧寿楽荘についての建て替えは50年、昭和50年に建てたけど、新耐震基準前の建物だけ。まだ建て替えの計画になってないということだったんですが。この点について地震とかそういうことについての対策としてのこの建物。福祉センターの旧寿楽荘の方については、現状はつかんでおられると思いますが、必要ないわゆる補強とか、そういう点についてはあるのじゃないかと思うんですが。その点について介護福祉課長に説明を求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

山本介護福祉課長。

◎介護福祉課長（山本 浩君）

ただいま福祉センターということで。現在の福祉センターがですね、先ほど議員さんから言われましたように、昭和50年の建築部分、昔の寿楽荘ですね。この部分とですね、昭和4年の建築部分ということで...

◎議長（山脇秀隆君）

平成。

◎介護福祉課長（山本 浩君）

すみません。平成4年の建築部分ということで、つながった状態で今一体利用されております。その中でもですね、旧寿楽荘の部分についてはですね、耐震化それから老朽化対策がですね、今後必要になってくるというのはもう明確なことで、今後検討は進めさせていただきたいというふうに思っておりますが。具体的にいつごろ行うんだとかそういったところの段階には入っておりません。それとブロックの話が出ておりましたので、一応介護福祉課関連のですね、施設も全部調査を行っておりますが。介護福祉課関連の施設においてですね、ブロックの必要性ですね、ブロックの補強等の必要性がある部分というのはありませんでした。基本的にブロック塀をほとんど使っておりませんでしたので、あっております。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

ありがとうございました。次に障害者の方々がですね、町のなり県なりのそういう施設を利用するという事などですね。お年寄り、高齢者の障害者の方も年齢とともに年をとって、そして親御さんたちと言いますか両親はまた年取って、まさに介護で言えば、老老介護のようなものですね、もう子どもの面倒見れる状況やないというのがよく聞かれるんです。そういう点で、今、江辻のところにあります給食センターの前の共同生活援助コスモスという施設があります。先日の知的障害者の親の会の総会でですね、内田会長さんが、この共同生活援助の施設をですね、が不足してるので待機してる人たちが増えてると。ですから、何とかこの共同生活援助施設の増設ということをしてもらえんかということが要望出されました。これについては、中南部6町の協議会などかの件もあるということはあるんですけど、町としてもこの協議会なり、また県のほうに対する関係機関の働きかけということなどが必要だというふうに思うんですけど。この件について町長のほうで答弁できることがあれば、答弁を求めます。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

現状をですね、担当課長のほうから後ほど説明をいたしますが、実際にグループホームを運営する法人のほうから新たな施設の設置の要望があればですね、もうこれにつきましては今の現状を鑑みて、協議そして協力もしていきたいと思っております。それは私の考えで、詳細につきましては担当課長のほうから御説明いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

山本介護福祉課長。

◎介護福祉課長（山本 浩君）

先ほど議員さんのほうからも言われましたように、共同生活援助施設ですね、グループホーム。こちらのほうは先ほど言われた給食センターのところにありますコスモスということで、町内には1か所というふうになっております。郡内がですね、大体20か所あるようです。現在、町内のグループホームは満室状態になっておりますので、空きを待たれている方もいれば、町外ですね、グループホームのほうにですね、行かれています方もいるというのが現状であります。実際にグループホームを運営する法人からですね、先ほど町長もありましたが、新たなですね、施設の設置の要望があればですね、町といたしましても現状を鑑みましてですね、協議協力のほうは行っていきたいというふうに思っております。あと、共同生活援助施

設では直接ありませんが、重度障害者が利用できる障害者の複合施設ということでは、現在粕屋町においては、ステップアップ。こちらのほうがあります。障害者の居場所である、地域活動支援センター。そういった作業等を行うそういう施設とですね、就労の継続支援B型、それから自立訓練、計画相談支援。こういったものをですね、合わせた機能を持った施設というふうにしてですね、今、事業所として活動されております。また今年の5月にはですね、相談をする施設、それから就労移行支援のほうの機能を持ったですね、MEEXというようなところがですね、長者原上区のほうに開所しております。複合施設ではありませんがほかにもですね、7月にはですね、就労継続支援B型の施設ということでyorimichiというのはこれ長者原の駅の近くですが、こちらのほうに開所されておりますし、さらに現在県とですね、申請がされておるものではですね、10月に開所予定となっております就労継続支援、こちらB型ですがわくわくスタジオというようなことで、こちらは酒殿のほうで現在、そういう協議も進められております。粕屋町におきましてですね、障害者の方の居場所や働ける環境の整備は進んでいるというふうに思っております。今後もですね、障害サービス事業者のほうからですね、新たな施設の開所の話がありましたらですね、状況を見てですね、協議していきたいというふうに考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

確かに粕屋町はですね、子育て支援、それから障害者の方々含めたですね、住みやすい町ということで、周辺の自治体の人たち、また議員さんたちとかですね、いろいろとそういう好評であるということは認識しております。今、私が今度複合施設、障害者のということで提案してるのはですね、これは長崎県の長与町というところにですね、複合施設ほほえみの家というのがあります。これホームページにも載っているんですが、結局それぞれの障害の違いによつてのそういう施設というのが団体でも含めて施設があるんですが、しっかり利用できる施設があるんですが、一緒になったところでその一つの屋根のもとで暮らせる。いろいろ作業もしているということが出来る。そういうのがつくられているんです。これは身体、精神、知的などの障害の区分を取り除いてですね。そういう幅広い活動がされているということがあるわけですけど。できたらですね。そういうことなども含めて今後の検討もですね、していってもらいようお願いをしたいというふうに思います。

それともう一つはですね、これは特別支援学校の件についてですが、これは学校教育課ですね。先日私も同僚議員の質問に対してもですね、この内容について九大

跡地の利用ということなどもですね、含め、昨年と一昨年開いた議会報告会の意見交換会の中でもですね、意見交換会の中でも参加者からですね、小中一貫校や特別学校の誘致、また遺跡公園として九大農場を整備してほしいと。このようなことが九大跡地の利用のテーブルといたしますか。テーマにしたところに参加した人たちからの声だったんです。そういう点では特別支援学校についてですね、何度も今まで説明があつてる土砂地域、土砂災害地域でないことを最低2万平方メートルの用地を無償提供してもらうことっていうようなことなど条件があるということだったんですが、ぜひですね。それがですね、この話をしているときに宗像市のほうで、教育大のところにこれを誘致をするということで、県のほうに申請しているということをやったんですが。実は昨日、川口議員も言われたんですが、これは頓挫してですね、おるとい話です。ですから必ずしももまだ決まったということでもないの、糟屋地区なりですね、条件の合うところに、私は九大農場跡地などにもということ遺跡公園とともにという考え方あるんですけど、検討してもらいたいというふうに思います。そのことについて、因前町長はですね、久山町に誘致を相談したいというような答弁されたんです。粕屋町は難しい、敷地がない。これについての話し合いは実際できているのかについて教育長にちょっと。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

私のほうは、久山とそういった話をされたということは聞いておりませんし、今日も実は県の幹部とですね、糟屋地区の教育長とのちょっと懇談会が昼からあります。その中で特別支援のことについても話題に出すと。粕屋町を中心に、糟屋地区は特別支援の対象児が増えておりますので、これについて先生方の配置をよろしくお願ひしたいということもございましたので、今日話題になります。ただ糟屋地区はですね、いずれも市、町はこれには手を上げきっております。これ教育長会で私確認をしております。現在のところでは。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

いずれにしても引き続きですね、この必要性ということも含めて、この糟屋地域、糟屋地区全体にですね、必要とする人たちが増えてるのをどう受け入れるかということにつながるわけですから。例えば大宰府でもそうですし、福岡、古賀か、古賀のほうでもそうですし、それぞれ糸島もですか、設置されているところの周辺のところからですね、やっぱり来てるんですよ。話によると太宰府のほうから、

向こうの糸島に行きよった人がおるとかなんかいろいろ複雑な状況があつてですね。言えば実際に空いているところにどう入るかというようなことなどもあると思います。不足していることは間違いない。そういう点からですね、是非積極的にですね、この問題について提案していつてもらいたいというふうに思います。それでよろしいですか。提案して。先ほどは、まだ何か話しがいつてないということでしたから。引き続き提案していくということで教育長にお願いしたいんですが。

◎議長（山脇秀隆君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

県からの条件がございますのでね、粕屋町だけ手を挙げるっちゅうわけにはいかんのですが。一応特別支援教育については国も県も今、力入れてるところでございます。また議員さんたちも先日、決議をしていただきましたので一緒にですね、頑張っていたいただければと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

時間がなくなりましたが、阿恵遺跡、内橋坪見遺跡など町内に残る貴重な歴史的文化遺跡を町民に広く知らせて将来の子どもに継承し歴史と文化のまちとしてまちおこしにもつなげるべきと考えます。ということで私はこの問題についてはですね、国がですね、今度新たに遺跡保存のための交付税措置というのが示されているというのを聞きまして、文化財の公開活用美装化など活用事業にですね、地方単独事業、国庫補助の地方分担分の一部を交付税措置するというので、今後この保存公開ということにですね、力を入れるというのは国の施策の一つとして出てるんです。この点について、町長の見解または所管のほうの見解について説明を。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

先人たちの過去の歴史そして文化、またそれを後世代に伝え継承するというのは非常に大事なことでありますし、この町が誇れるまちになるための一つの要素ではなかろうかと思っております。詳細につきましては担当課長のほうから申し上げます。

◎議長（山脇秀隆君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

今議員さん御指摘の九大農場の中で発見されております、阿恵遺跡につきまして

はですね。現在、国の指定を受けた文化遺産というのは町内にはございませんので、国の未来のですね、世代継承するためにも史跡指定を受けるという方向で進めさせていただいております。今議員さんのほうから御発言がございましたけども、今文化財の保存活用については文化庁のほうでですね、やっぱり交付税措置という拡大することをですね、表明しております。それもですね、この指定に合わせた形で私どもも活用をさせていただきたいなというふうに考えております。以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

ちょっとこれは、課長のほうに聞きたいんですが。この今、やってる史跡指定目指してやっていくという中で、今の九大農場跡地に出てる遺跡のところの公園、遺跡公園にするところの周辺、隣接するところにこれに対する土地の確保とかいうことなどについては、何かいい方法があればと思いますが。その点について。

◎議長（山脇秀隆君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

まだですね、そこら辺までの協議には至っておりません。今調査指導委員会から約4ヘクタールですね、史跡指定をしてはどうかという調査結果で文化庁もそれ認めておりますので、周辺のことにつきましては今後、協議をさせていただきたいというふうに考えております。

◎議長（山脇秀隆君）

時間になりましたのでまとめてください。田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

時間になりましたので、終わります。最後にですね、町長がこの町民の皆さん、議員の皆さん、そして職員と対話を通じて信頼関係を築き、きずなを結ぶことによってこれまで以上に地域の力を結集し、ともにまちづくりを進めてまいりますということで所信表明の結びに述べられました。私は前町長の際に、失われた3年間ということ言葉がですね、町民の中から出たりしてるんです。そういうふうな町でなく本当に行政がですね、責任を持ちそして議会も責任持って、よりよいまちをつくっていくという点では責任、それぞれが責任持ったですね、行動。そしてそれによった言動、提案などしてですね。取り組んでいくようにしたいというふうに思います。ので、一緒に頑張っていきたいということを述べまして、質問を終わります。どうもありがとうございました。

(10番 田川正治君 降壇)

◎議長 (山脇秀隆君)

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時36分)

(再開 午前10時50分)

◎議長 (山脇秀隆君)

再開いたします。

議席番号2番、井上正宏議員。

(2番 井上正宏君 登壇)

◎2番 (井上正宏君)

おはようございます。議席番号2番、井上正宏です。通告書に従いまして一般質問をします。

池田泰博前副町長のことを池田氏と呼びます。池田氏がなぜ辞職したのか。数名の同僚議員が議会で一般質問されましたが、執行部は体調不良での一身上の都合との答弁をされました。その答弁では町民が納得しないと。そういうことで、6月議会の一般質問で再度、他の同僚議員が池田氏の辞職の件で前町長に答弁を求められ、前町長は6月議会最終日に池田氏になぜ辞めたのか、理由を議会に説明させると答弁されました。その経緯の中で6月14日。6月議会最終日終了後、午前11時ごろ、池田氏が議員控室に来られ、山脇議長の進行で、議員16名、議会事務局1名の17名の同席の中で、山脇議長からは、挨拶終了後の質問は受け付けませんと言われ、池田氏の挨拶が始まりました。池田氏は辞職をしたお詫び、役場での半年間の仕事のこと。そして、辞職に至った話をされました。ただ、池田氏からの一方的な挨拶の中で、そのままの発言をそのまま受けとめていいのか。そのままの発言を町民の皆さまに伝えていいのか。この一般質問で確認をさせていただきたいと思えます。また、9月議会中の決算特別委員会の中での池田氏の辞職の日付の変更のことや、全員協議会の中でも給食センター工事に伴う増加費用の減額の件で、羽田野弁護士の話聞く中でも、池田氏の発言と食い違うところがありました。先ほども申しましたように、池田氏の発言をそのまま問いますので、間違ったことがあったり、不愉快な思いをされるかも分かりませんが、池田氏を推した1人の議員として、しっかり答弁をいただきたいと思えます。

その中で池田氏は、12月、昨年ですね、昨年の12月26日。ある幹部が池田氏の部屋に入って来て、幹部は池田氏に対して厳しい批判をされたと、そういうお話をされました。前町長が倒れて10日余り。池田氏は、前町長が体調を崩され入院されたと。入院されたので、当然その幹部と今後のまちの運営について、どうしていくの

かというそういう話かと思ったら、実はそうではなく、池田氏に対する厳しい批判が繰り返された。この厳しい幹部の発言により、これはあくまでも池田氏が言われてることですので、これはもうはっきりと分かりませんが。26日以降から体調を崩されたと。体調不良になった原因のスタートは、ここからだということ断言はされませんでしたけれども、この12月26日以降からの幹部の発言によってバランスを崩していったと。さらに正月が過ぎ新年度になると、失礼ながら失礼ながら、手のひらを返すように、幹部職員たちがどんどん池田氏に厳しい要求をしてくる中で、池田氏が最も辛かったのが、担当課長、幹部と3人で前町長の判断を仰ぎに行ったとき、担当課長幹部が、部長級人事や課長級人事を、こういうふうに変えたいと。その話が始まり、当然池田氏は、そういう大切な人事の話は、事前にやはり聞いておかなければいけないことではなかったのかなという話の中で、人事の話は池田氏には何の相談もなく、担当課長、幹部が前町長に話をされ、当然皆さん御存じのように、池田氏は総務人事担当であります。池田氏が言われたのは、私は少なくとも総務人事担当であるのに、その私をないがしろにして人事の問題をこれ見よがしと、前町長に言われたと。いうそういう発言されておりますが、今私が、大体流れを話した中で、最初の質問にいきますが。その経緯の中で、当然第三者、第三者が池田氏の発言をそのまま聞けば、池田外しが、執行部の中で行われているのかと思われても仕方がないのかなと思います。また今年の12月26日以降、すいません、今私26日って言ってますけれども、多分26日って聞こえましたが、もう大体この12月の下旬ですね。26もしくは29。どっちかはっきり分かりませんが私は26日ということで、確認して今お話をさせてもらってるんですが。池田氏に対しての幹部の言動。新年度に入り幹部職員の厳しい要求。さらに幹部、担当課長からの人事案、人事案件外しなど。池田氏は発言されてますが、この池田氏の発言について副町長どう思われますか。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

いや、どう思われますかと言われてもですね。私入ってないから何を言われたか、全然分かりませんよね。だから答えようありませんけど。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

今副町長の答弁いただきました。副町長はこの流れについてはもう全然知らない。そういう流れ、今私が話ししました、そういう流れは全然なかったんだという

解釈でよろしいでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

6月14日に池田さんがどういう話をされたのか、その内容は私は分かりませんということです。それで、12月26日以降体調崩された。私そういうふうに思いませんが、それから明けてですね、新年度に入って、担当課長たちがみんな池田さんに対して、手のひらを返したようにしたということは、全然ないと思います。全くないと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

すいません。あの人事案件の話もお願いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

人事案につきましてはですね、担当課長、その当時総務課長。山本山本課長はですね。部長制をなくすということの形になってましたので、後の人事のほうどうしようかということで、素案ですよ。素案を出したということです。そのときに、課長のほうは当時、相談するときに池田さんが多分休みをとってあって、相談する時間がなかったんで、事前に書面でお知らせはしてたと思います。ただ、どういうふうにしましょうかというふうな相談でありますから、決定でも何でもないので、池田さんがどのような解釈されたか分かりませんが、別に外して自分たちが決めたわけでも何でもありません。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

実際、3人一緒に同席をされてたということでよろしいのでしょうか。

◎副町長（吉武信一君）

はい。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

それでは、それに関する質問ということになりますが、池田氏の退職日。新聞発

表でもありましたが、1月21日付けでの退職ということでしたが、前町長との話では、池田氏は1月21日町内の行事に参加された後、夫婦で辞職願いを前町長のところに持って行かれたという話をされております。とにかく体調が悪かったと。これも本人が言われますのでね、体調が悪かったということで。しかし、給食、難しい最後の給食センター、この仕事が残っていたので、とにかく2月の1日まで、弁護士費用も含めて、実は弁護士などと交渉していたと。しかし、体調が悪かったので自宅からそういう交渉を行い、記録もあると言われてるんですが。前町長から池田さんの退職は、2月1日に認めますと。前町長から池田氏の辞職願は2月1日にしますという、そういうメールをいただいたという発言をされておりますが。これはなぜ2月1日の退職日が、1月21日に変更されたのかお聞きいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

まず、退職の日付がですね。2月1日から1月21日に変更されたという御質問でございますけど。最初からですね、変更はしておりません。1月21日でございます。6月の議会です、福永議員とか他の議員さん達もですね、そのことについて質問されておりますけど、そのときに一応説明はしとると思うんですけど。町長が病院に入っておられて、池田さんも連絡しても出て来られない。ということで、2月1日にですね、因町長が登庁をされるということで、そのときに池田さんも来られるというふうに私たち思っていました。そのときに町長からですね、2月1日に池田さん、池田前副町長が来られなかったんで、町長のほうに連絡してくださいとお願いいたしました。それでも来られなかったんで、2月6日に因町長からですね、私に対してですね、池田さんの辞職について事務手続を進めるようにと指示がございました。2月6日に幹部会。私含めて、教育長、安河内部長、安川部長、因部長、古賀局長、山本総務課長で協議を行いました。話を協議を行いましたけど、やはり最終的判断は発言を判断はですね、因町長が、しなくちゃいけないということで、町長のほうに2月7日ですね、次の日、私と教育長と総務部長、山本課長で協議を行いました。そのときに町長のほうですね、自分の体調ですね、病氣療養の状態です、池田さんが副町長の役割を果たして欲しかったけど、この状態を続けることはできないということで、池田氏の辞表を受理する。退職日は希望日である2月1日ではなく、届出日の1月21日ということで決定しております。そういう町長の最終判断で21日、最初からそういうふうなっています。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

1月21日付けの最終的に因町長の前すいません、前町長の判断であったということとで間違いはないか、もう一度お願いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

間違いございません。新聞等で1月31日。1月31日に新聞で日付の間違いで新聞載りましたが、そのときも1月21日に訂正ということで、また改めて新聞出してもらいました。その2月1日っていうのはですね。先ほど申されました町長の方にメールが来とったという話ですね。それは町長のほうに来てたんでしょうけど、それは何も申されませんでしたので、協議の上で、1月21日と。池田さんのほうからですね、いかんか、こういうこと言ったらいかな。ちょっと池田さんの方から訂正してくださいというような手紙というか、そういうのは来ましたが。2月21日にですね、町長に再度、幹部のほうで確認してですね。これで間違いはないですよって町長言われましたよねっていうことで、21日にそのまんましております。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

今しっかり副町長に答弁していただきましたので、一方的な発言しか聞いておりませんでしたので、今の副町長の発言を聞きまして、なかなかここもですね。もう池田さんにこう来ていただいて、どうのこうのというのはもう私自身もそれを望んでいるわけではありませんが、池田氏が言われてたのは、12月26日以降からの流れ。そしてやっぱりそういうふうに、前町長から2月1日に認めますよってメールまで来とって、そして、退職日も2月1日にしますよと。そういうことを言われとるわけですよ。私はですね、ある方から情報公開請求で池田氏の辞職願いを見せていただきました。黒塗りのところがあるんですね。黒塗りのところが。当然、1か所の黒塗りのところは、日付のところでありましたが、そういうことで今言われたのであるならば、その辞職願の黒塗り。これはなぜ黒塗りにされてるのか。ちょっとお聞きしたいんですが、

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

退職届これあくまで個人情報にかかわることでございまして、職務に関するものではございません。個人の身体にかかわるものでございますので、退職の理由でご

ございますか。氏名でございますか。個人情報にかかるところは黒塗りにさせていただきます。日付に関しては黒塗りにしてなかったというふうに記憶をしております。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

一方的な池田氏の発言の中です。私だけではなく、17名の方がおられる中で、話をされましたので、その発言が本当にどうなのかということですね。副町長は非常に不愉快な思いをされてるかも分かりませんが、今の辞職の退職願の情報公開の請求の中で、やはりその、これはすいません。もう私の個人的な意見で話しますが、やはり隠したいところ、隠したいところとか、何か要するに行政にとって都合が悪いところは、黒塗りをするのかなってというような感じで今まで私そういうふうなことで捉えてましたが。今の堺課長の答弁では、そうでありませんということですね。私はもう吉武副町長だけにお聞きしようと思ってましたが、堺課長にお聞きしたいと思います。もし、1月21日、2月1日の退職日。退職日と1月21日にした、最終的には1月21日にされましたが、これは池田氏にとって、何かこう不都合なことが起きてきますかね。何か。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

10日ほどの期間ではございますけども、例えば給料。日割り計算をしたりもしますので、金額の多少は個人の見解の違いもあるかと思えますけれども、金銭的な面での違いというのは出てくるかなというふうに思います。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

今言われましたように、給料の件ですね。やっぱり10日間ほどの給料は返額に当然返額なりますよね。それとあと池田氏が言ってあったのは、当然でしょうけども。年金、年金関係のストップ。そして、再三言われたのがもう体調が悪かったので、病院に通ってましたということで、当然すいません、当たり前のこと聞いておりますが、組合の共済、健康保険の使用もできなくなるということでこれも全額の支払いがあるということで、もし池田氏に何かそういう金銭的なことで、2月1日から1月21日に変更したときに、そういうふうなことが生じてくるということですよ。よろしいでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

給料及び共済ですね、に関しては言われたとおりかと思います。健康保険にしましては国民健康保険に切り替えのタイミングはどの程度になるかちょっと私のほうで把握しきっておりませんので、ちょっとはつきり分かりません。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

今執行部から、しっかりと説明していただきましたので、しっかりと私の頭の中でも理解していきたいと思っております。もう何かそういうふうにかうだよあだよってお互いがいて話ができればよかったですけども、当然、吉武副町長。すいません副町長。先ほど、池田氏と連絡とれないと言われてましたですよね。でも、本当にそういう大事な特別職のそういう退職願の最終確認で、本人は来られなかったと言われてますが、これ本人曰く、ただ書類が来ただけと。書類が来てここにボンと判を打ってくださいと。すいません。今ちょっと笑いが出てますが私たちはそのとおり聞いてるもんだからですね。ですから、もう一切その役場からの連絡はなかったという話ですが、そうではないということによろしいですね。

◎議長（山脇秀隆君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

連絡はとってますね。ちょっといいですか。

◎議長（山脇秀隆君）

反問は。分からないことに対する質問ですので。

◎副町長（吉武信一君）

ならちょっとお話だけします。池田さんの6月14日、議員控室での話ですね。これは先ほど申されましたように、議員さん方達だけですね。私は、こういうふうな議会の場で話をしてますけど、これインターネットで全部流れますよね。私が言ったことがですね、本当に皆さんがですよ。判断されて信じられてもらえればいいんですけど。中にはですよ、あいつはこういうことを言いようというふうに思われるかもしれません。だけん非常にですね、私としてはですね、同じような条件ですよ。聞いて欲しかったなと思いますね。その後ですよ、6月14日でしょう。三か月経った今。ここで聞かれるということがですね、ちょっと非常にですね、どういう判断される。皆さんがどういう判断をされるかですね。非常に疑問に思うわけで

すよね。議員控室で話された話もですよ。私の聞いたところではですね、私がもう非常に暴言を吐いて、池田さんを追い出したというような話になっているということを知りましたのでですね、非常にそんなことを私も何もしてませんし、やはり尾ひれがついてですね、話が出ますよね。だから私としてはこの場じゃなくてですね、同じような皆さんの全協でも何でもいいですから、そういうところで話を聞いてもらえればというふうに思いますけど。

以上ですかね。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

当然言われてることはよく分かります。こういう場でしかなかったからですね。6月のことだったかも分かりませんが。やはり町民の皆さまからはどうなってるんだということですね、はっきりやっぱり伝えることができなかつたもんで、個人的でも副町長のところに行って、その確認をすればよかつたのかなと思います。今後はそういう形で、副町長なり町長なりに何か疑問が生じれば、お話を聞きに行きたいと思います。

その話をしてしまえばですね、もう何か次の話も何かしにくくなるわけですが、そういう一連の話の中でですね、次の質問にいけますが。これは他の同僚議員も聞かれているわけですが、ですね、給食センターですね、すいません。給食センター工事中断での増額費用が池田泰博前副町長の交渉の結果、大幅に減額になったというそういう発言もされました。それで、私は給食センターについてはもうそんなにですね、議員になっておりませんでしたので、その流れとか一部始終というのをまだ把握できておりませんが、池田氏の発言の中で、この給食センターの件ですね。大幅に減額になった件で、これ執行部からいただいたんですが、合意書ですね。合意書。これも当然この合意書ですが、最終的に約1億8,000万ぐらい請求された中での3分の1。池田氏曰く数千万円の減額ができたような話をされました。そこで、池田氏が言われた発言ですね。給食センターの交渉を一生懸命にしたと。そして、弁護士では全く話が進んでおらず、相手の弁護士、そしてどういところで問題があるのか。それから東洋食品の個々の業務内容、実績などを分析して、そういうどういところで交渉したら、給食・・・どうしてすいません。どういところで交渉したら彼らは折り合ってくれるのか。分析して大局的な話をして、ぜひ粕屋町で理想的な給食センターをつくることで将来のビジネスモデルにつなげてくださいと。そういう大局的な話をして理解を得て、かなり数千万円の減額ができたかなとこれ言われたんですね。そして、税金を無駄にせず、早く解決でき

たと。そういうことをしたんだよっていうことを私たちの前で言われました。今の池田氏の発言をやはりこう聞くとですね、この発言を聞くと、ああなるほどかというところで、すいません、もうこれは私だけ思ったかも分かりませんが。そういうふうに思った中でですね、これ実際最終的にこの合意書、3月7日になってますが、こういう合意書に至った最終的なその6,000万という金額、最終的な金額にしたのは、これ池田氏ということによろしいのでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

どなたに。

◎2番（井上正宏君）

神近所長に。

◎議長（山脇秀隆君）

指名です。神近給食センター所長。

◎給食センター所長（神近秀敏君）

まず池田前副町長がですね、交渉されて減額になったという話なんですけども。池田副町長が東京のほうに行かれてですね、当時の交渉結果とかですね、そういう記録は全くございませんので。どういうふうな交渉されたというのはいちのほうでは把握しておりません。それと先ほど副町長のほうも申し上げましたとおりですね、6月議会の最終日に池田前副町長が、議員の皆さまにですね、どういうふうなお話をされたかっていうのは入っておりませんでしたので、分かりませんが。平成30年2月の13日、それとですね平成30年9月の11日に全員協議会で町の顧問弁護士の先生がですね、御説明差し上げたと思います。減額になった理由といたしましては、弁護士同士の交渉により金額が決定したものでございます。それと合意書につきましても、弁護士同士でですね、合意書の案を練ってそれで決定したものでございます。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

9月11日でしたよね。私も一緒に同席させていただいておりましたので、今の神近所長の言われたことは、確かに承知しております。私も羽田野弁護士の話の中で、減額については代理人同士ですかね。代理人同士の特に金額とか、こういう大きい提案については、代理人同士の話し合いで決定するんだというお話でしたね。そして、すいません。言い方がちょっとあれかも分かりませんが、ボスという名前を使われましたですね。ボス。ボス同士の話で決めていないと。ボスというのはやっぱり特別職の方とかそういうですね、副町長とか町長何かを指されるかも分かり

ませんが、最終的にはそういう方同士の話で決めたわけではなくて、この6,000万になったって、6,300万ぐらいですかね。6,300万ぐらいになった金額については、最終は代理人同士で決める話であると。羽田野弁護士は、池田氏の発言はあり得ないということを言われましたが。神近所長、それでお互いにそういう確認でよろしいでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

神近給食センター所長。

◎給食センター所長（神近秀敏君）

はい。間違いございません。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

当然ですね。他の同僚議員もそういう話を聞く中でいろんな意見を聞く中で、ある議員は、池田氏がきっかけをつくったか分からないと。きっかけをつくったかも分からないけれども、大幅減額にはかかわってないなという同僚議員からそういう話を聞きまして、またこの一般質問でも同じような、神近所長から聞きましたので、そういうふうなことということで、私も認識したいと思います。私が池田氏の発言に振り回されて、こういう質問をしてるのかも分かりませんが、こういう一般質問の中で、執行部のこういう答えが、事前にやっぱりこれはその議員のほうから聞いてくれば、こういうところで話す必要じゃないんじゃないかということもありましたが、執行部の答弁で、しっかりと池田氏の発言についてはそれ以上言いませんけれども、もう私なりにしっかりと頭の中に入れて、今後町民にはちゃんと説明したいと思います。

続きまして、町長にお伺いいたします。市制に向けての準備についてということで。私が最初議員なりまして、やはり、粕屋町はどんどんどんどんですね。人口が増えていく中で、やっぱり何らかの対策をとっていかなくてはいけないんじゃないんでしょうかという話をしてきた中でですね。当然、前町長は、前町長の合併の公約でも、すいません。選挙公約でもありましたけれども、いくつかの合併と市制をつくり、37年ぐらいですかね。次の次の時ぐらいに人口が5万を超えてるんじゃないかなというそういう話をされていた中でですね。やはり、もう、市制についてはしっかりと意識していきたいということで、もう常に常々、私の頭の中にはそういう市制施行についての考えがありますが。当然6月の議会の中で、前町長に仮称ではありますが、市制推進室の設置。これを考えていただければというお話をしました。当然も町長もう変わられましたし、それは、前町長の言われたことだからと言

われればそれまでですけれども。やはり、何か準備をする。そういうですね、何度も言いますが、仮称市制推進室の設置などということについてどう思われますか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

市制推進室の設置、これは私が聞いたところではまだ、何も動いてないようでございます。ただ、これは川口議員さんのほうにもお答えしましたが、市制推進室、これは設置するためには非常にその陣容が要ります。室長もしくはその部下等数名の体制で行う必要がございます。まだこれにつきましてはですね、私は時期早尚と思っております。現段階では時期早尚と思っております。その前に、職員でチームを組んで、これプロジェクトチームとよく言いますけども、この市制とは何だろうと。市制を引くためにはどういった条件が要るのか、どういった準備が要るのか。そこら辺をですね、まず勉強を職員レベルでやると、担当者レベルでやる。これは、組織としては、課を横断した形でさまざまな所管の中で所管同士で語り合いながら調べるというなことをまずやりたいなと思っております。町のインフラとかですね、個別具体的に申しますと、インフラ設備はどういったものが。あるいはその財政的な準備がどういうふうに必要なのか。様々な問題があろうかと思っております。今の段階では、そういった検討を行う。課を横断した職員による職員で構成されたチームで、研究を行う段階と私は思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

町長の今の答弁で、まず、内部の中でしっかりと組織をまとめて進めていくということでもよろしいですか。すいません。通告書にはないんですが、この市制について少し今副町長から、すいません、町長からお話いただきましたので、それに関連するような質問をさせてもらってもよろしいでしょうか。

◎議長（山脇秀隆君）

関連はよろしいです。どうぞ。井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

通告書には上げておりませんでした。少しお時間がありますのでお聞きしたいと思いますが、町長は、市制に向けての基盤づくり。選挙公約に挙げておられました。急な質問ですので、そんなに難しい質問はいたしません。こういう基盤作りの中で、当然合併とか、単独でとか、それとか、先ほど私も少し話しましたが、あと何年だとか。そういうお話を聞こうとは思いましたが、まだ時期が早いということ

ではありますが、単独とか市制とか、すいません。単独とか合併とかのそういう論議の中で、その市制に向けては、どう考えられてますか。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

選択肢はいろいろございます。ただ、今の段階では推測ですけども、議員がおっしゃるように平成32年に次の国勢調査がございます。その後5年後にはまたありますが、やはり7年後が自然にといいますか、今の粕屋町のこの情勢、形態ではもう5万人を超すだろうと思われれます。ただ、市制を目指したような動きではございません。市制をいつでも引けるような状態にしておきたいと。インフラというのは様々あります。農業インフラ、土木インフラ、学校インフラも。その保育関係の児童子育てインフラもございます。そういった様々なインフラの整備。そして、施策を行うための財政的な基盤インフラをですね、とにかく多分、平成37年、2025年には国勢調査では5万人を突破すると思われれますので、それまでにはしっかりとしたまちづくりを行っていきたいと思っておるところでございます。個別の分に関しましては、私が先ほど申し上げましたように職員間の、まず知識の取得。そして情報の共有あたりを行いまして、準備してまいりたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

32年の国勢調査では当然人口も5万超えてないと思います。分かりません。これも私も断言したらですね、ひょっとしたら超えてるかも分かりません。37年ですね、37年は、粕屋の人口フレームも見ましても5万2,000人という数が出てきておりますが、当然5万人超えてすぐ市になれるということでもありませんし、5万人超えて2、3年ぐらいいろんなことをクリアする中でその市制を引いていかれると思いますけれども。32年の国勢調査以降。5万人を1年でも2年でもそういう5万人を超えた場合ですね。超えた場合、実際37年の国勢調査が来る前にいきなりですね。いきなりっていうか、そういう人口が増える要因というのはたくさんありますよね、粕屋町。そうやって増えたときにですね、もう5万何ぼかとか増えたときに、町長は32年あたりを一つの目標として進めていくというようなお話でしたが、それよりも速い勢いで5万人超えたときは、そのときの人口が増えたときのどうするのかということちょっとお話を聞かせていただきたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まずですね。平成はもう今年で終わりですので、西暦で言ったほうが正しいかと思えます。将来のことですので。2020年が国勢調査の次の年でございます。町のマスタープランでも5万になることはないだろうという推測はされております。2025年には、今議員がおっしゃるように5万2,000人。ただ人口がですね、増えることでうろたえる必要ないと思えますね。ほかの町でも、市制施行されたされるところがございますけれども、5万人はあくまでも人口的な目安であって、そのための施設整備に非常に綿密な計画そして莫大な費用が要ります。その辺も総合的に考えながら、やっていきたいと思えますが。ただ雰囲気と申しますか、町のこの住民の方々の動向といいたいまいしょうか、そしてまた、町全体の盛り上がりはですね、やはり市制施行をにらんだような空気になろうとは思えます。その空気の前にはですね。やはり方向性もしくはそのどういったものが必要なかというようなことをですね、いろいろ研究検討してまいりたいと。今の段階ではそういうお答えをさせていただきます。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

ありがとうございました。最後、よろしいですか。もう1件。同じようなことになるかも知れませんが、これは議会報告会の宣伝というわけでもありませんが。11月の18日にサンレイクかすやで議会報告会ということで、町民との意見交換会をします。そのときに、私のところ、私と、あとある議員もう1名の議員2班に分けて、町民の皆さんと市制に向けた環境整備についてという意見交換会をさせていただくんですが。そのときに町民の皆さんと一つ話すテーマとして、市制になったときのメリットとかデメリットを出し合って話し合いをしようという、そういう意見交換会をするわけですけども、新しい町長なられましたので、簡単に構いませんので、そのメリットデメリットをもし答えていただけるんだったら、町長はこう答えてましたよってという話もですね、参考にできるもんだから。すいませんがお願いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

町民の方に伝えられるということですので、私も非常にしっかりしたですね、答えをしなくちゃいけないと思えます。ただ、一般的に言われておりますメリットというのは、これはもう当然住民の方々、そして企業の方々のアイデンティティー、

要するにこう誇りと言いますか。やはり町から市になったという大きな規模になったというスケールメリットをこう体感できると思いますかね、その自分の中に共有できるそういった気分はある。だから当然経済的な発展もそれによって促されることになろうと思います。ただ、デメリットはこれよく言われるのは、いろんな行政機関が必要になってきます。保健所あるいは福祉事務所あたりも必要となってきますが。そこら辺はですね、若干その省略できる部分もあろうかと思いますが、そのほかにも私が気がついてない部分が相当あろうと思いますが、これは11月の間でいろいろまた井上議員さんともお話ししながら、お話をさせていただきたいと思っております。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員。

◎2番（井上正宏君）

初日、他の同僚議員の一般質問では、箱田町長は、役場の職員は机の上に座ってはだめ。外に飛び出せ公務員とキャッチフレーズ掲げられました。町から市に向けて、そして未来の粕屋のために町民の皆さまが粕屋町に住んでよかった。また、豊かさとか自然を感じていただけるまちづくりを箱田町長に託しまして、私の一般質問を終了いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

井上正宏議員に一つお伝えいたします。先ほど関連質問ということでは、基本的には通告書に従って質問しているので、関連質問ということは原則できないというふうになってるということで。今お達しがございましたので訂正をさせていただきます。

◎議長（山脇秀隆君）

それと、許可したのはですね。市制に向けた、向けての準備についてってということだったので、許可をしたということで御理解を賜りたいと思いますので、今後よろしく願いいたします。

◎2番（井上正宏君）

どうもすみませんでした。勉強不足で。

（2番 井上正宏君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

これにて3日間に渡りました一般質問を終結いたします。以上で本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。起立願います。礼。

（散会 午前11時42分）

平成30年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

平成30年9月21日（金）

平成30年第3回粕屋町議会定例会会議録（第6号）

平成30年9月21日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 発議の上程

第2. 発議に対する質疑

第3. 委員長報告

第4. 委員長報告に対する質疑

第5. 討論

第6. 採決

第7. 粕屋町議会ホームページのリニューアル検討特別委員会の委員の選出について
（追加）

第8. 粕屋町議会ホームページのリニューアル検討特別委員会の委員長及び副委員長の
選任について（追加）

第9. 委員会の閉会中の所管事務調査

2. 出席議員（16名）

1番 末 若 憲 治

2番 井 上 正 宏

3番 案 浦 兼 敏

4番 鞭 馬 直 澄

5番 安 藤 和 寿

6番 中 野 敏 郎

7番 木 村 優 子

8番 太 田 健 策

9番 川 口 晃

10番 田 川 正 治

11番 福 永 善 之

12番 小 池 弘 基

13番 久 我 純 治

14番 本 田 芳 枝

15番 八 尋 源 治

16番 山 脇 秀 隆

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古 賀 博 文

ミキシング 高 榎 元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（17名）

町長	箱田 彰	副町長	吉武 信一
教育長	西村 久朝	総務課長	堺 哲弘
経営政策課長	今泉 真次	税務課長	中原 一雄
収納課長	臼井 賢太郎	協働のまちづくり課長	中小原 浩臣
学校教育課長	山野 勝寛	社会教育課長	新宅 信久
給食センター所長	神近 秀敏	都市計画課長	田代 久嗣
地域振興課長	八尋 哲男	道路環境整備課長	安松 茂久
上下水道課長	松本 義隆	総合窓口課長	渋田 香奈子
介護福祉課長	山本 浩	健康づくり課長	古賀 みづほ

(開会 午前9時30分)

◎議長（山脇秀隆君）

改めておはようございます。昨日は、北海道最高峰の旭岳が初冠雪との報道でありました。平年より5日早く、昨年より10日早い観測だそうであります。今年の夏は異常とも言える暑さでしたが、これから訪れる冬の寒さが気にかかります。また、自民党総裁選が行われ、安倍晋三氏が三選を果たし、内閣総理大臣を継続する模様であります。度重なる自然災害により人々の不安は常にあり、こうした世情の時は、国民は冒険をしない、変わることを恐れることなのかと総裁選を通じて考えさせられました。

ただ今の出席議員数は16名全員であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（山脇秀隆君）

本日、議会運営委員会小池委員長から、発議第2号が提出されました。よって、追加日程第1「発議の上程」及び追加日程第2「発議に対する質疑」を日程に追加し、議題としたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（山脇秀隆君）

ご異議なしと認めます。「発議の上程」及び「発議に対する質疑」を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

追加日程第1「発議の上程」を議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議員から追加で提出されました発議は1件であります。

趣旨説明を求めます。

提出者、議会運営委員会、小池弘基委員長。

(議会運営委員長 小池弘基君 登壇)

◎議会運営委員長（小池弘基君）

おはようございます。ただ今、発議第2号の提出についての提案理由を報告いたします。

発議第2号粕屋町議会ホームページのリニューアル検討特別委員会設置に関し、粕屋町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

名称は、粕屋町議会ホームページのリニューアル検討特別委員会。設置の根拠、地方自治法第109条第1項及び粕屋町議会委員会条例第5条による。目的、①ホームページの構成内容の見直しの必然性の調査研究のため。②見直しが必要な場合は、構成内容を検討するため。委員の定数、6名。設置の期間、平成30年9月21日から平成30年12月定例会初日の前日までといたします。

以上で終わります。

(議会運営委員長 小池弘基君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

追加日程第2。「発議に対する質疑」を議題といたします。

ただ今の説明に対する質疑はございませんか。

6番、中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

今、設置目的がございましたが、私はこの間の委員会でも申し出ておりましたように、これにはって言うんですかね。議会基本条例っていうのが何も書いてないんですが。そのあたりの関連というのはないんでしょうかということ、質疑、質問したいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

小池議運委員長。

◎議会運営委員長（小池弘基君）

ただ今の中野議員の質問にお答えいたします。議会運営委員会の今回の発議につきまして、基本条例とのかかわりがどうかと言ったような内容ではないかと思えますけれども、あくまで今回の特別委員会設置の目的というのは、今のホームページの中身の調査でございます。その調査をするという特別委員会でございますので、あくまでその調査結果に基づいて、もう一つ構成内容を変えるとか、いろんな形になっていく段階において、基本条例との関わりとかいったものは、改めて議会運営委員会で審議するようになるのではないかなと考えております。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

よろしいですか。中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

いや、なんか今の答弁じゃ理解できないんですが。基本条例が基本にあってからっていうんですかね、それをもってから進んでいくんだから、ここに十分項目としてあってもいいんじゃないかというふうなことを私は思います。

◎議長（山脇秀隆君）

例えば中野議員の基本条例の関連ですが、粕屋町議会基本条例第9条、「議会は、町議会ホームページ等の情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が議会及び町政の関心を高めるための体制整備並びに議会広報活動の充実強化に努めるものとする。」とありますので、この関連で今回設置されたというふうに解釈して。不備な点は今、議会運営委員長言われたように、不備な点はその都度必要であれば、議会基本条例を変更していくという流れになっていくというふうに判断をいたします。中野議員よろしいですか。

◎議長（山脇秀隆君）

中野敏郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

いや、基本条例の中身が変わるんじゃなくて、これが変わるわけですよ。今、議長言わっしゃったのは。基本条例の中身は変わらなくて、基本ですから変わらないですよ、そちらのほうも。分かりました。

◎議長（山脇秀隆君）

今、中野敏郎議員の言われた基本条例の関連を言われたので、もし不備があれば、基本条例は変えることができるので。変えていくっていう話をしました。よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

3番、案浦兼敏議員。

◎3番（案浦兼敏君）

議会の広報としては、議会広報紙等がありますけども、この議会広報紙とホームページとのですね、この分の役割なりそこ辺のどういうことを考えておられるのかということと、それともう一つ。ホームページは、粕屋町役場のホームページとリンクした形になってますけども。これは単独でされるのか、それとリンクした形でのリニューアルを考えておられるのか、そこをお聞きしたいと思います。

◎議長（山脇秀隆君）

小池弘基議会運営委員長。

◎議会運営委員長（小池弘基君）

ただ今の案浦議員の御質問にお答えいたします。原則といたしまして、サーバーと言われてるコンピューターは粕屋町の役場でありますホームページを使い、その中に今現在も議会のページがございます。そのページの内容を精査すると。それに対する調査研究ということで、全国にはですね、いろいろと粕屋町本町よりも、優れたホームページをつくってる自治体がたくさんございます。そういったものを参

考にしながら、よりよく分かりやすい情報を、伝達といいますか、そういったホームページに変えていくというのが趣旨でございますので。今のともう1点は、粕屋町の議会の中には広報編集特別委員会がございます。議会だよりと通称申してはいますが、それとのかかわりも御質問かなと思いますけども。あくまで今の議会広報編集特別委員会は、あくまでこの議場で議論されたこと、各委員会で議論されたことを一つの議会だよりとしてそこに掲載していくというのが目的でありまして。ホームページの中身を調査するといった項目が含まれておりません。そのために、今回調査にかかわる特別委員会の設置といったものを発議させていただいておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

よろしいですか。ほかに。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

なお、本発議の討論及び採決は、後ほど行いますのでよろしくお願いいたします。

◎議長（山脇秀隆君）

それでは、議案第42号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

本案に関し、予算特別委員会委員長の報告を求めます。太田予算特別委員会委員長。

（予算特別委員会委員長 太田健策君 登壇）

◎予算特別委員会委員長（太田健策君）

議案第42号「専決処分の承認を求めることについて」、付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果について、御報告いたします。

なお、審議の経過につきましては、議員全員によります審議でございましたので、要点のみ報告とさせていただきます。

平成30年9月9日に執行された粕屋町町長選挙の経費について、平成30年度一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により、8月2日に専決処分し、同条3項の規定により、承認を求められたものでございます。今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,385万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を139億5,592万3,000円とするものでございます。

付託を受けました予算特別委員会におきまして、慎重審議をいたしました結果、全員賛成をもって、承認すべきことに決しましたことを報告いたします。終わります。

す。

(予算特別委員会委員長 太田健策君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

この議案につきましては、委員長報告のとおり、議員全員によります審議を行っております。よって質疑を省略し、これより議案第42号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですのでこれにて討論を終結いたします。

これより、議案第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第42号「専決処分の承認を求めることについて」は、委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

議案第43号「粕屋町手数料条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。小池総務常任委員会委員長。

(総務常任委員会委員長 小池弘基君 登壇)

◎総務常任委員会委員長（小池弘基君）

議案第43号「粕屋町手数料条例の一部を改正する条例について」、付託を受けました総務常任委員会での審議の経過と結果について御報告いたします。

この議案は、平成30年12月10日から開始予定の証明書のコンビニ交付サービスにおいて、個人番号カードを利用した交付手数料を設定し、役場庁舎内に設置した証明書自動交付機が5年後の2023年12月に廃止されることに関し、自動交付機の手数料を改正する必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

当総務常任委員会において慎重審議いたしました結果、賛成多数により可決すべきと決しましたことを報告し、終わります。

(総務常任委員会委員長 小池弘基君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第43号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

10番、田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

議案第43号「粕屋町手数料条例の一部を改正する条例」に反対討論いたします。

皆さんも御存じのように、マイナンバー制度導入してから、個人番号カードマイナンバーカードを登録する人口が広がらない。このようなことで、政府はコンビニでも利用できるマイナンバーカードを強力に推し進めている状況であります。国民の中にはマイナンバー制度がプライバシーの侵害になり、財産や所得や戸籍など個人情報流出して被害が広がるなどの不安が今でもあります。ですから私は、マイナンバー制度には反対するものであります。セキュリティー企業のトレンドマイクロ社が、企業と国の省庁や実態など調査した結果、マイナンバー制度に対する情報システムを手がけていない企業や自治体が8割以上もあったと報告しています。

このように個人情報を管理できない状況のもとで、今回提出されている手数料の改正は、公共性を持つ印鑑証明書や住民証明書、所得課税証明書や戸籍謄本などの交付をマイナンバーカード登録者を増やす目的で、コンビニ利用者を増やす。このような制度で、町民には平等であるべきこの証明書の手数料の違いがあり、差別化することにつながります。高齢者や障がい者などは役場に行っても難しい手続でも、窓口の職員に話を聞いてもらい証明書の発行など交付を行っています。ですから、町として窓口の業務を充実させる。そのほうが住民、町民のためによりよい効果的な施策であると考えます。今回手数料の改正でどうなるのでしょうか。先ほど委員長の説明でありましたけど、自動交付機での印鑑登録証、証明書や住民票の写し料金は、現行では200円です。しかし、これが100円値上げされて300円になる。それと比べて問題なのは、コンビニで手続する場合は手数料が250円。利用料が安いのです。このように、コンビニで証明書を交付すれば、戸籍謄本や戸籍の附票、所得課税証明書など全て手数料が50円安くなる。このような制度で、とんでもない料金制度であると思います。これは、マイナンバーカードの普及を国が進める水準

に高めるための手数料改正であると言わざるを得ません。こんな料金改正は、町民は到底納得できないと思います。こんな道理も理屈にあわないような手数料改正は、町民に等しくあるべき公共料金の証明書の交付に反します。

以上を述べましてマイナンバーカード普及のために、優遇措置を持ち込む手数料料金の改正の議案には反対いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

5番、安藤和寿議員。

◎5番（安藤和寿君）

議案43号「平成30年度粕屋町手数料条例の一部を改正する条例について」、賛成の立場から討論させていただきます。

議案第43号は、平成30年12月10日から開始予定としている個人番号カードマイナンバーを利用した証明書、コンビニでの交付サービス事業について発行する証明書の手数料を新たに設定することと、現在、役場にて自動交付機で発行する証明書の手数料を見直すものであります。私は2年前の9月議会の一般質問において、コンビニ店舗での証明書発行ができるシステムを早期に実現できるよう要望しました。当時粕屋町より福岡市内並びに町外にて日々お仕事に行かれている方々より、多くの方々より、証明書発行により休みを取らなければならないこと。自動交付機があっても、土日祝日は午前中に役場に行かなければ発行できないなど、不便であること。当時、福岡市近隣町の一部はいち早く、実施していたことから、コンビニの証明書交付サービスが粕屋町民でも利用できることの早期実現は、粕屋町民平均年齢39.07歳の多くの方々は町外にお勤めに行かれていることが推測され、わざわざ役場に来なければならない状況を考えると、町民サービスの充実した向上が図れる待ちに待ったサービスと思います。

しかしながら変革において、現在の自動交付機のリース期限である2023年までは、自動交付機の保守メンテナンスなど、維持管理費用が年間500万円ものコストがかかる見込みであります。現在の自動交付機での一部の証明書発行においては、100円の負担増。コンビニへの手数料の一部負担及び近隣市町における現在の発行手数料を踏まえて、検討された改正案は妥当だと判断します。が、しかしながら、やはり役場内に残る自動交付機の維持管理費用のコスト削減。コンビニへの移行において、役場内での発行件数が軽減した際、時機を見た証明書発行にかかわる人件費など、コスト削減が必要だと判断します。

今後の更なるコスト削減に向けての多くの課題の検討を促し、議案第43号の賛成討論とさせていただきます。

◎議長（山脇秀隆君）

続きまして、原案反対の方の発言を許します。

13番、久我純治議員。

◎13番（久我純治君）

私は、手数料自体は反対してないんですが、このマイナンバー制というのを反対するんですけどね。実際、これは委員会の方に言いましたけど、ある行政では年寄りには進めてないということなんですよ。そして今からやれば高齢化がどんどんどんどん進むうちにそのカードで決済するっちゃうこと自体をできない人も多いと思うんですよ。

だから、ほかにマイナンバーじゃなくてほかの方法を考えてほしいっちゃう形で反対しております。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第43号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

賛成多数であります。よって、議案第43号「粕屋町手数料条例の一部を改正する条例について」は委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

議案第44号「粕屋町自治功労者推奨条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。小池総務常任委員会委員長。

（総務常任委員会委員長 小池弘基君 登壇）

◎総務常任委員会委員長（小池弘基君）

議案第44号「粕屋町自治功労者推奨条例の一部を改正する条例について」、付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果について御報告いたします。

本町行政上、特に功労顕著なものである自治功労者として推奨する範囲について、より適正なものとなるよう見直しを図るため、条例の一部を改正するものがあります。主な改正内容は、役場職員経験者で、30年を超えるものの通算率を廃止するものであり、役場職員を30年以上経験し、議員を4年経験すると自治功労者に推奨されていましたが、今後は推奨されなくなります。

当総務常任委員会において慎重審議いたしました結果、全員賛成にて可決すべきと決定いたしましたことを報告し、終わります。

（総務常任委員会委員長 小池弘基君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第44号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第44号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第44号「粕屋町自治功労者推奨条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

議案第45号「粕屋町農業委員会委員の任命同意について」を議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。太田建設常任委員会委員長。

(建設常任委員会委員長 太田健策君 登壇)

◎建設常任委員会委員長（太田健策君）

議案第45号「粕屋町農業委員の任命同意について」、付託を受けました建設常任委員会の審議の経過と結果について報告をいたします。

粕屋町農業委員会委員の1名の追加公募を実施した結果、1名からの他薦応募があり、粕屋町農業委員会委員の候補者選考委員会による候補者の報告がありました。つきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求められたものです。候補者、粕屋町大字大隈1114番地、黒瀬富芳氏。昭和26年1月31日生まれ。

付託を受けました建設常任委員会におきまして、慎重審議いたしました結果、全員賛成で同意すべきことに決しましたことを報告いたしまして終わります。

(建設常任委員会委員長 太田健策君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

人事案件につき申し合わせにより討論を省略し、これより議案第45号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって議案第45号「粕屋町農業委員会委員の任命同意について」は、委員長の報告のとおり同意することに決定いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

議案第46号「粕屋町印鑑条例の一部を改正する条例について」及び議案第47号「粕屋町住民基本台帳カード利用条例を廃止する条例について」、以上2議案を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。本田厚生常任委員会委員長。

(厚生常任委員会委員長 本田芳枝君 登壇)

◎厚生常任委員会委員長（本田芳枝君）

議案第46号「粕屋町の印鑑条例の一部を改正する条例について」、付託を受けました厚生常任委員会での審議の経過と結果について御報告いたします。

この議案46号の内容の趣旨は、平成25年の行政手続における特定の個人を識別するため、特定の個人を識別に関する法律の施行により、交付が開始されたマイナンバーカードを利用し、コンビニエンスストア等の多機能端末機を介した印鑑証明書の交付を可能とするために、これに関する規定を追加し、所要の規定の整備を行うというものです。改正の内容は、粕屋町印鑑条例の第15条の第2項に、個人番号カードを利用し、コンビニ等のK I O S K端末を介した印鑑登録証明書の交付についての規定の追加をしたというものです。この改正によって粕屋町に14店舗あるコンビニエンスストアにおいて、12月29日から1月3日までを除く午前6時30分から午後11時までいつでもマイナンバーカードで印鑑登録証明書の交付を受けることができるようになり、利便性が高まります。

一方、現在の自動交付機は印鑑証明書発行の52%を占めているという報告を受けました。町民の間では、自動交付機の周知、利用が進んでいるようです。そのため、わざわざ経費をかけて新たに整備しなくても、土日の利用者のために、サンレイクなどに交付機を設置して、このまま続けられないかという意見が出ましたが、自動交付機の製造を、メーカーが中止することになっているので、今後の継続は無理ということでした。ただ、今年更新の現在の交付機では、今後5年間は利用可能ということです。現在、マイナンバーカードの作成は町民の7.5%、3,500人ほどしか納されていないという報告を受け、マイナンバーカードの申請については、カードをつくらうと思っても仕事などの都合でできていない町民もいるので、交付申請事務がやりやすい役場環境の在り方を検討する必要があるのではという意見も出たことを申し添えます。

厚生常任委員会において慎重に審議いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

続いて、議案第47号「粕屋町住民基本台帳カード利用条例を廃止する条例について」、付託を受けました厚生常任委員会での審議の経過と結果について御報告いたします。

議案第47号は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う、関係法律の整備等に関する法律。平成25年の施行に伴い、住基基本台帳カードの利用について規定する条例を廃止する必要があるために提出されました。

厚生常任委員会においては、慎重に審議いたしました結果、賛成多数で原案どお

り可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

なお、現在、住民基本台帳カードを所持し廃止前の本条例に規定する多目的利用の登録をされている方については、カードの有効期限または個人番号カードの交付を受けるときのいずれか早いときまでは、引き続き利用できるよう附則に経過措置を設けております。以上でございます。

(厚生常任委員会委員長 本田芳枝君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

ただ今の、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第46号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

10番、田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

議案第46号「粕屋町印鑑条例の一部を改正する条例について」に反対討論します。

先ほどの手数料改定するときにも申しましたが、この印鑑条例の改定というのは、マイナンバーカードに記載された電子証明書を利用して、コンビニエンスストアで印鑑登録証明書の交付を受けられるようにするということでもあります。このサービスは、マイナンバーを所有してる本人に限るというものでありました。そしてコンビニでサービスを受けるためには、マイナンバーカードを所有しなければならないわけですが、全国的にもマイナンバーカードを所有する人口が進まないというようなこともあって、国は補助金を出してまで、市町村をコンビニでのマイナンバーカード使用を、誘導しているという状況であると思います。マイナンバーカードは全国的には、昨年8月時点の内容では、普及率が9.6%という状況です。先ほど本田委員長も述べられましたが、粕屋町は現在マイナンバーカード登録者は3,500名、7.5%しかいません。なぜ普及が進んでいないのか。それはプライバシーの侵害、情報の漏えい、このような問題があり、マイナンバー制度そのものが国民からボイコットされてるといふふうに言えると思います。ですからマイナンバー制度開始する時からプライバシーの侵害、預貯金の把握、いろんな個人情報の流出を危険視するというところで、国の担当者でも問題にするほど国民には受け入れない制

度であったと思います。特に、高齢者障がい者など、先ほど述べましたけど、窓口を充実して、そこで手続するという事などであれば、やりやすいのですが、なかなかそれでも苦労があるということでもあります。まして、コンビニでマイカードをもって、そして失うことがないように。失ったらいろいろと悪用されるということなど、障がいを持つ人、高齢者などは証明書の交付の利用に危険性を伴うと思います。印鑑証明書の交付をコンビニで手続するという事で、現行の手数料を窓口や自動交付機より安くして、このコンビニでの印鑑登録、印鑑証明書の交付を促進するというのが、今度の提案であります。先ほども述べましたけど、50円窓口や自動交付機より安くなるという状況です。町民が等しく平等であるべき公共料金、税金を納めておる。こういう町民、国民に対してですね、利用するマイナンバーを持つか持たんか、このことによって、利用、利便性、そして安くするというようなやり方については、優遇制度をですね、利用者のマイナンバー持ってるということだけで進めようとする事になります。

このような議案には、反対であります。以上。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第46号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

賛成多数であります。よって、議案第46号「粕屋町印鑑条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

これより、議案第47号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

10番、田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

議案第47号「粕屋町基本台帳カード利用条例を廃止する条例について」に反対討論いたします。

先ほどの手数料、印鑑条例の改正など、マイナンバー制度にかかわる問題であります。今回の基本台帳カード利用条例を廃止するということについては、初め、このマイナンバー制度が、社会保障と税の一体改革ということから始まっておりますが、その内容が法律施行後には、利用範囲を拡大するとして、戸籍、旅券、預貯金、医療、介護、健康情報など範囲を広げようとしておるわけであります。このような中で、今まで住民基本台帳カードを利用した人たちの情報の範囲以上に、マイナンバー制度に一元化するということになっていけば、これまで以上に情報漏えいで大きな危険性を伴っていくというふうに考えます。マイナンバーカードと住民票カード、私はこれは、どういう違いがあるのかということを考えてみました。一人一人に番号をつけるという点では一緒です。しかし、基本台帳カードは5項目ですかね。いずれにしても少ない項目での内容であります。しかし、マイナンバー制度は、住民基本台帳ネットとは比べものにならないほど、個人情報収集していくということでもあります。ですから、国民だけでなく法人も含めて企業も含め、丸裸にされてしまうという危険性を述べている人たちは多くあります。ですから、同様の番号制度を導入しているアメリカや韓国の今、このマイナンバー制度に同じような制度を持つてるところは、SSNの身分証明書が悪用されたと、なりすまし犯罪起きてると、社会問題化しております。見直しも含め考えられてるとこのような状況が生まれています。日本でも、国が管理してるにもかかわらず、年金の受給者、加入者の基礎年金番号、氏名も含め、個人情報が125万件流出したと言われております。法律が施行された現在も、マイナンバーを口実にした詐欺などが頻発しております。確定申告や年金の扶養親族など、申告書などにマイナンバーの記載欄ができたことで、手続が複雑化、煩雑化して、中小企業の人たち、個人の確定申告も含め、国民は無用な混乱、押しつけられてるという状況であります。このような問題をはらんでいるもとの、コンビニに端末がつながるということになっていけば、更に、マイナンバー情報の漏えいが増えることにつながると思います。

プライバシー侵害や個人情報の漏えい、国民の安全安心を保障できない。マイナンバー制度につながるこのような議案の内容には反対をいたします。以上。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第47号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

賛成多数であります。よって、議案第47号「粕屋町住民基本台帳カード利用条例を廃止する条例について」は委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

議案第48号、「平成30年度粕屋町一般会計補正予算について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。太田予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 太田健策君 登壇)

◎予算特別委員会委員長（太田健策君）

それでは、議案第48号「平成30年度粕屋町一般会計補正予算について」、付託を受けました予算特別委員会での審議の経過と結果について報告をいたします。

なお、審議の経過につきましては、議員全員によります審議でございますので、要点のみを報告いたします。

今回は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,336万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億928万7,000円とするものでございます。

歳入といたしましては、8款地方特例交付金、684万2,000円。9款地方交付税、3,152万3,000円。13款国庫支出金、4,176万3,000円。14款県支出金、3,474万2,000円。17款繰入金、2,250万6,000円。18款繰越金、1億7,373万1,000円。20款町債、4,293万7,000円を増額し、19款諸収入、68万円を減額するものであります。

歳出の主なものとしましては、1款議会費、1,082万円。2款総務費、650万6,000円。3款民生費、1億8,640万6,000円。6款農林水産業費、1億1,232万1,000円。7款商工費、139万円。8款土木費、775万4,000円。10款教育費、544万4,000円。12款公債費、1,335万2,000円。13款諸支出金、1,167万円を増額し、4款衛生費、123万4,000円。9款消防費、170万3,000円減額するものであります。

付託を受けました予算特別委員会におきまして、慎重審議いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたしまして終わります。

(予算特別委員会委員長 太田健策君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

この議案につきましては、委員長報告のとおり議員全員によります審議を行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第48号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第48号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第48号「平成30年度粕屋町一般会計補正予算について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

議案第49号「平成30年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」、議案第50号「平成30年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」、議案第51号「平成30年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」、議案第52号「平成30年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について」、以上、特別会計4議案を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。太田予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 太田健策君 登壇)

◎予算特別委員会委員長（太田健策君）

議案第49号から議案第52号。「平成30年度特別会計補正予算案について」、付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果について報告いたします。

なお、審議の経過につきましては、議員全員によります審議でございますので、要点のみを報告いたします。

議案第49号「平成30年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ154万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,460万円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、1款国民健康保険税を28万9,000円。5款繰入金、6,593万1,000円。6款繰越金、1,407万3,000円を増額し、7款諸収入を7,874万7,000円を減額するものであります。

歳出の主なものとしましては、1款総務費、136万6,000円。3款国民健康保険事業納付金126万8,000円。8款諸支出金、7,891万2,000円を増額し、9款前年度繰上充用金、8,000万円を減額するものであります。

付託を受けました予算特別委員会におきまして、慎重審議いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきということに決したことを報告いたします。

続きまして、議案第50号「粕屋町後期高齢者医療特別会計の補正予算について」。議案第50号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,494万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,099万5,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、1款後期高齢者医療保険料200万円を減額し、4款繰越金2,694万4,000円を増額するものであります。

歳出の主なものとしましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金2,494万4,000円を増額するものであります。

付託を受けました予算特別委員会におきまして慎重審議いたしました結果、賛成多数で、原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

議案第51号「平成30年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」。議案第51号は、保険事業勘定、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,073万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億9,855万7,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、1款保険料、53万円。7款繰入金、48万6,000円減額し、3款国庫支出金153万2,000円。8款繰越金、8,006万2,000円を増額するものであります。

歳出の主なものとしましては、1款総務費、22万円。4款諸支出金、8,006万1,000円。5款地域支援事業費、45万円を増額するものであります。

また、サービス勘定につきましては、介護サービス勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,061万4,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、3款繰越金63万3,000円増額するものであります。

歳出の主なものとしましては、3款諸支出金63万3000円を、増額するものであります。

慎重審議しました結果、全員賛成で原案どおり可決しましたことを御報告いたします。

議案第52号平成30年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について。議案第52号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170万9,000円とするものであります。

歳入といたしましては、2款繰越金69万9,000円を増額するものであります。歳出といたしましては2款総支出金、69万9,000円を増額するものであります。

付託を受けました予算特別委員会におきまして審議いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告し、終わります。

(予算特別委員会委員長 太田健策君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

これらの議案につきましても、委員長の報告のとおり、議員全員によります審議を行っております。

よって、質疑を省略し、これより議案第49号の討論に入ります。まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第49号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第49号「平成30年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、議案第50号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第50号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

賛成多数であります。

よって、議案第50号「平成30年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、議案第51号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第51号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第51号「平成30年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、議案第52号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第52号「平成30年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

ただ今より暫時休憩をいたします。

（休憩 午前10時34分）

（再開 午前10時50分）

◎議長（山脇秀隆君）

それでは再開いたします。

議案第53号「平成29年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案に関し決算特別委員会委員長の報告を求めます。

太田決算特別委員会委員長。

（決算特別委員会委員長 太田健策君 登壇）

◎決算特別委員会委員長（太田健策君）

議案第53号「平成29年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について」、付託を受けました決算特別委員会の審議の経過と結果について報告いたします。

なお、審議の経過につきましては、議員全員によります審議でございますので、要点のみを報告いたします。

歳入総額148億1,274万7,000円。歳出総額143億3,122万1,000円。歳入歳出差引額4億8,152万6,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源779万5,000円となり、実質収支額は、4億7,373万1,000円となります。

歳入の総額は、148億1,274万7,000円で前年度から7億7,484万円の増であります。町税は、1億4,958万5,000円、国庫支出金は1億3,908万3,000円寄附金は1億757万5,000円。繰入金1億222万1,000円。諸収入は1億1,587万6,000円。詳細は3億9,648万7,000円の増であり、地方交付税は1億2,408万4,000円。繰越金は3億2,594万7,000円の減であります。

歳出総額は、143億3,122万1,000円で前年度から9億1,440万8,000円の増であります。民生費は、1億9,064万3,000円。教育費は、5億7,485万円。公債費は、1億498万5,000円の増であり、衛生費1,816万3,000円。農林水産費は、2,192万6,000円。諸支出金は、2,592万7,000円の減となっている。課題に対応して必要な事業をした結果、歳入歳出ともに増加しているが、補助金の有効活用など、財源の確保や経費の節減に努めた結果が表れている。

付託を受けました決算特別委員会におきまして慎重審議いたしました結果、賛成多数で認定しましたことを報告いたします。

続きますして…

◎議長（山脇秀隆君）

53号だけですよ。

◎8番（太田健策君）

ああ、これだけか。

（決算特別委員会委員長 太田健策君 降壇）

◎議長（山脇秀隆君）

この議案につきましては、委員長報告のとおり、議員全員によります審議を行っております。

よって、質疑を省略し、これより議案第53号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。9番川口晃議員。

◎9番（川口晃君）

この決算に対して反対の立場で討論いたします。全体としては賛成できるものの、ただ一つどうしても賛成できない点があります。それは、学校給食センターの決算資料の中に、給食センターのセンター建設中に生じた一時中断の際の遅延損害金の支払いに生じた弁護士費用として、716万3,085円が盛り込まれています。

いくつかありますので、まず1点目。追加の違約金決定の過程が曖昧です。池田元副町長は自分がSPCとの交渉で減額し890万円に決定したと主張されました

が、先日の弁護士の説明では、額の決定は弁護士間の交渉で決定されたもので、池田氏は何ら寄与していない関与してないと主張され、両者の主張には隔たりがあり、弁護士の貢献度について完全に決着がついたものではありません。

二つ目は、粕屋町学校給食共同調理場整備運営事業、事業契約書の中では契約書がこうあります。これは抜粋しか持ってませんが。中では建設と業務の中止については、第42条に定められています。その3項に、町は必要があるときは、工事の中止内容及びその理由を事業者へ通知して、建設と業務の全部または一部の施行の一時中止を求めることができるとあります。5項では、一時中止の場合生じた追加費用、または損害の負担については、第50条の定めに従うとあります。第50条は、町の責に帰すべき事由により当該変更を行った場合は、町が当該変更に起因する合理的な範囲、合理的な範囲の増加費用及び損害を負担し、・・・となっています。

3項ではまた、当該事由ごとに増加費用または損害に与えた影響の度合いを合理的に判断し、原則としてその按分により本条に従って町及び事業者の増加費用及び損害の負担は決定するとなっています。私は一貫して、12月3日から25日までの23日間の中止が、遅延損害金を支払わなければならない期間であろうか、と主張してきました。弁護士は支払わなければならないという立場です。これには私は納得できません。元来、工事期間の決定には多少のゆとりがとってあるはずで、3週間ぐらいの工事の中断で違約金を支払わなければならないなんて、まして2億数千万の違約金が請求されるなんて考えられません。

3番目です。平成25年4月の土壌汚染状況調査で鉛及びその化合物が基準値を超えていたので、平成26年1月16日から3月26日、までの期間で34箇所のボーリング調査を行い、鉛及びその化合物が基準値を下回ったことを確認しています。基礎工事は、平成27年9月2日から着工していますが、平成27年12月22日の第2回学校給食共同調理場建設特別委員会の資料によりますと、基礎工事における土壌に、特別管理産業廃棄物が確認されたと記述されています。しかし、平成26年に34箇所ボーリング調査をして、鉛及びその化合物は基準値を下回っていたのです。そのときは恐らくその他の産業廃棄物の調査も行っていただいでしょうから、工事中に突然特別管理廃棄物が出てくるなんて考えられません。弁護士が私の質問に対し、検査した会社の調査がずさんだった。廃棄物の上の土壌にまじり込んでいたんだろうと回答されました。この前の会社ですね、この会社の調査は一度鉛及びその化合物が検出されたので、再度確認のために慎重に調査されされていなければなりません。当然そうだったはずで、弁護士さんの主張にはそうだと相づちを打って納得するわけにいきません。疑問が残ります。

4番目。最後に、現在行われている違約金問題等に関する裁判の一部を援用して

主張します。事業契約書の第31条第1項に事業者は施設整備業務のために必要な測量及び地質調査、その他の調査を本契約の効力発生後速やかに事故の責任と費用負担により行わなければならないというふうになってます。さらに第3項では、事業者は第1項の調査の不備や誤り、及び調査を行わなかったことに起因する一切の増加費用及び損害。これは再調査費の負担を含んでいます、を負担するとなっています。当然事業者であるSPCは自己の責任で調査しなければならなかったはずです。SPCは調査したのでしょうか。従って、一時中段の責任は事業者が負うべきものだと思います。弁護士はこの第32条を使用して、事業者に対抗すべきものではないかと思います。この点を見逃して町に違約金支払いを認めた弁護士費用の現弁護士費用については当然認められません。

以上の4点を述べて、決算に対する反対討論とします。以上。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

原案賛成の方の発言。

14番、本田芳枝議員。

◎14番（本田芳枝君）

非常に難しい認定でございます。でも、私は今はですね、決算というものは、予算に対して、その執行がどのようにされたか。あるいはその説明をきちんとされたか、という点に関して納得できるものであれば認定をするというふうに思っています。それで今回ですね、全てにおいてきちんと予算に対して決算という報告がございましたが、ただ1点今あの川口議員がおっしゃったように、学校給食建設に関する費用の報告の仕方。これは現状ではもうどうしようもないのかなと思うんですけども、繰越明許3件。それから委託費3件。その3件の説明がですね、ほとんどない状態で提案をされています。それで私は委員長と相談して、その内容について説明をしてください。資料とともに請求いたしまして、決算認定の採決が始まる直前、つまり説明が終わった最後ですね。給食センターのセンター長と教育長とそれから石山課長補佐に来ていただいて説明を受けました。実はその説明に関して、納得できないところが何点かあるんですね。それで納得できない方、あるいは資料見

たい方は、センターに行ってくださいって言われて、センターに行きました。そして説明を再度伺いました。その中で納得できるものと、まだいまだにできないことがございます。ただ時間が限られていまして、認定調査、決算特別委員会の認定上では、この問題はですね、申し上げるのは難しいのかなと。それで私は特別委員会でありますから、そこで申し上げて、今後調査をですね、継続していただくようお願いしていきたいと思っています。その内容はですね、今川口議員がおっしゃった最後弁護士費用もいろいろあるんですけど見方がね。もう1点のほうの土壌調査、それから土壌調査とそれからその処理費。それを、どこまで業者と協議した上で、この金額はこちらが、この金額はこちらが、というその線引きというのが見えないんですね。一応契約書では、町もするけれども業者がですね、全て町は、これは退職した担当者が言ってるんですけど、全部その閲覧をして、資料は出してるから、それを見てね、業者が対応するんだったらもうあとは業者の責任もあるんじゃないかというのを、参考人招致でお話をされています。私はそれも一理あると思います。ただあの想定外ということだったのでね、こういうことになったんですけど。私は企業側が県と相談して、その汚染に対する環境処理の調査をですねして、その計画を出さないといけませんよね。その計画を出した上で協議をするということなんですけど、その計画書を見てないんですね。またその後、そういうものがあつたという報告すらなくて、ただ1番最初の土壌汚染調査のときに、529万かかるということでスタートしたら、急きょいろんな問題が出てきたという。そこでですね、あるんですけど。それで産業廃棄物ということで、新しいその建てる建て地の敷地には8,000万ほど。それから、駐車場とする旧給食センターが建っている敷地には2,000万ほど、双方合わせて1億円近いですね、処理費を向こう側が請求されたので一時中断したという経過があるんですけど。今回私が問題にしたいのは、3回目の調査なんです。これは、平成29年度の報告にあるんですね。委託費の中で、

◎議長（山脇秀隆君）

本田議員。これ賛成討論ですか、反対討論ですか。

◎14番（本田芳枝君）

だからね、どういうふうにしたらいいか私も分からない。一応ここで指摘をしておかないと...

◎議長（山脇秀隆君）

執行部に言う話じゃなくて議員さんたちに採決するときに判断になるような内容をおっしゃってください。

◎ 14番（本田芳枝君）

それでは申し上げますが、ここの…

◎議長（山脇秀隆君）

再度いいですか。反対なのか賛成なのかをまず表明して言っていた方がいいですか。

◎ 14番（本田芳枝君）

私は申し上げました。賛成ですと。ね。ただ、行政側の発表の仕方、現在の決算の審議のところで限界があるのではないかと思っているので、その内容について説明を求めました。ところがそれが今私は不十分と思っています。でも賛成ではあるんです。それで私はこれを随分迷いました。どうしたものかと。でもここで言っとかないと次に進めないんですね。やっぱり公のところできちんと話をしとかな、こういう問題点があるけれども認定しますということと言っとかないと認定したじゃないかで終わってしまうので。それであえて私はですね、ここで言っているんです。そして平成29年度の決算において、私がもう少し調査をしてほしいと思っている点は、3回目の土壌汚染調査委託。アースアプレイザル九州の329万円とそれから繰越明許費、これも3回目ですね。地中障害物除去の費用です。この説明を聞いて、多分行政は今のですね、契約の内容上でこうでしたと言われると思います。その説明を聞きます。もちろん、だからその流れでは賛成であるんです。ただやはり、この点をもう少し粕屋町としては今後のためにですね、きちっと精査しておかなければいけないということを指摘して、私はこの認定します。そういうことで、今、立ってお話をしているところです。以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第53号を採決いたします。

本案に対する委員長からの報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

賛成多数であります。

よって、議案第53号「平成29年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

続きまして、議案第54号「平成29年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」。議案第55号「平成29年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」。議案第56号「平成29年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」。議案第57号「平成29年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」。以上特別会計4議案を一括して議題いたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。太田決算特別委員会委員長。

（決算特別委員会委員長 太田健策君 登壇）

◎決算特別委員会委員長（太田健策君）

議案第54号より第57号「平成29年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、付託を受けました決算特別委員会の審議の経過と結果について御報告いたします。

なお審議の経過につきましては、議員全員によります審議でございますので、要点のみ御報告いたします。

歳入金額42億6,388万7,000円。歳出金額42億4,981万3,000円。歳入歳出差引額1,407万4,000円となり、実質収支は1,407万4,000円となります。歳入合計は、42億6,388万8,000円。前年度比より1,070万7,000円増加している。国庫支出金1億4,390万9,000円。共同事業費交付金8,529万8,000円が増額で、医療費の増加傾向が見られたため、国から多くの交付をされたものであります。

また、前年度の黒字決算1,026万8,000円を繰り入れたため、歳出合計は42億4,981万4,000円で、前年度比より690万2,000円増加しています。総務費4,666万9,000円。保険給付費25億3,470万1,000円が増加しています。総務費については、平成30年度からの国保の税制改正に向けたシステム改修が行われたため増加しています。被保険者数が減少したにもかかわらず、総医療が増加したため、保険給付の国庫負担金が多く交付されていることにより、単年度収支としては380万5,000円の黒字となっています。

付託を受けました決算特別委員会におきまして、審議いたしました結果、賛成多数で認定されたことを報告いたします。

議案第55号「平成29年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて」、歳入総額 5 億 2,289 万 225 円。歳出総額 4 億 7,594 万 4,713 円。歳入歳出差引額 2,694 万 5,512 円になっております。

歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険 3 億 7,147 万 3,782 円。繰入金 1 億 293 万 1,651 円。繰越金 2,782 万 322 円。諸収入 66 万 4,470 円となっております。

歳出の主なものとしましては、総務費 1,692 万 5,264 円。後期高齢者医療広域連合納付金 4 億 5,673 万 6,265 円。諸支出金 228 万 3,184 円となっております。

付託を受けました決算特別委員会におきまして審議いたしました結果、賛成多数で認定されましたことを御報告いたします。

続きまして、議案第 56 号「平成 29 年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、保険事業勘定、歳入総額 22 億 8,173 万 8,028 円。歳出総額 22 億 167 万 4,784 円。歳入歳出差引額 8,006 万 3,244 円が次への繰り越しとなっております。

介護保険事業の決算状況は、歳入の主なものとしましては、保険料 5 億 939 万 3,211 円。国庫支出金 4 億 6,386 万 5,622 円。支払い基金交付金 5 億 7,418 万 209 円。県支出金 3 億 655 万 9,850 円。繰入金 3 億 5,854 万 6,792 円。繰越金 6,847 万 563 円となっております。

歳出の主なものとしましては、総務費 228 万 6,981 円。保険給付費 7,113 万 1,483 円。地域支援事業費 1,339 万 1,030 円。予備費 1,000 万円となっております。

サービス勘定では、歳入総額 1,362 万 7,965 円。歳出総額 1,299 万 3,170 円。歳入歳出差引額 63 万 4,795 円が次年度への繰越しとなっております。

歳入の主なものとしましては、サービス収入 1,204 万 5,442 円。繰越金 158 万 2,523 円。

歳出の主なものとしましては、サービス事業費 109 万 1,250 円。町支出金 167 万 2,000 円となっております。

付託を受けました決算特別委員会におきまして、審議いたしました結果は、全員賛成で原案どおり認定すべきことに決しましたことを報告いたします。

最後になりますが、議案第 57 号「粕屋町住宅資金等貸付事業特別会計で歳入歳出決算の認定について」、歳入総額 169 万 4,698 円。歳出総額 98 万 5,136 円。歳入歳出差引額 70 万 9,562 円が、次年度への繰越金となっております。

歳入は、諸収入 127 万 1,502 円。繰越金 42 万 3,196 円となっております。

歳出は、総務費 4 万 2,136 円。諸支出金 94 万 3,000 円となっております。

付託を受けました決算特別委員会におきまして審議いたしました結果、全員賛成で原案どおり認定すべきことに決しましたことを報告しまして終わります。

(決算特別委員会委員長 太田健策君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

これらの議案につきましても、委員長報告のとおり議員全員によります審議を行っております。

よって、質疑を省略し、これより議案第54号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

10番、田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

議案第54号「国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」に反対討論します。

国民健康保険制度は県の単一化に伴って、国は国保税の値上げを避けるために、激変緩和措置として、全国1人1万円の値下げに当たる3,400億円、市町村に配布しました。粕屋町は、7,000万余が交付されております。保険基盤安定繰入金保険者支援分として含まれておるといことになります。国が支援するこの激変緩和措置や低所得者支援金を活用して保険税を据え置くか引き下げを私は求めてきました。福岡、7,000万円あれば、1世帯1万円引き下げは可能です。29年度は4,835世帯でありましたので、1万円の引き下げが可能だったわけです。福岡県内では、この激変緩和措置を利用、適用して保険税の引き下げを避けて北九州では1人当たり8,000円引き下げました。また、現行の保険税を維持したりする自治体も増えております。しかし、粕屋町では、国保税を引き上げるという事態になっております。消費税が8%になり、来年から消費税が更に10%になる。このような状況になれば生活費にかかる負担が増えて、国保税はまさに担税能力を超えた税金になっていきます。福岡県保健医療介護部医療保険課が昨年3月16日作成した資料によりますと、粕屋町が県に報告した29年度の6月1日時点では、国保税が払えない滞納者347世帯になっております。3か月や6か月の期間付きの短期保険証は207世帯です。町が提出した資料、決算のときには、30年度3月31日でも160件という資料で説明ありました。保険証が取り上げられて資格証明書の交付世帯、保険証を取り上げるという資格証明書の世帯が5世帯。そして、高校生以下の子どもが2人、粕屋町初めて短期保険証を交付されるという事態になっております。また滞納者の差押え処分、27年は328件で1億4,627万、あ違う。1億462万7,138円、28年度は517件で1億6,904万2,337円になり、1億円超えております。近年は、1億円前後の差押えが出ており、糟屋地区でも1番多い差押え額として増大しております。お隣の志免町で2,300万円から比べても、滞納が増えている事態です。このようなことは、粕屋町の国民健康保険税が県下で常に10番目ぐらいに位置する高い保険税であることが原因です。国の激変緩和措置や低所得者支援金、保険で保険税の引き下げに活用せず、赤字補填に回して、一般財政から繰り入れを全く行わない。

このような、国民健康保険税の決算認定には反対いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第54号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

賛成多数であります。

よって、議案第54号「平成29年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

これより、議案第55号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

10番、田川正治議員。

◎10番（田川正治君）

議案第55号「後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」に反対討論いたします。

政府は先月、社会保障改悪の加速を狙う高齢社会対策大綱をまとめました。その大綱ですら、年齢区分で人々を画一化するなという趣旨のことを載せております。それなのに、年齢差別制度と言われる、75歳以上になったら健康保険、国民保険から切り離す。このような制度を進めるという点では、支離滅裂というような状況に陥っております。後期高齢者医療制度を廃止して、もとの老人保健制度に戻せば、75歳過ぎても、家族と一緒に国民健康保険や健康保険切り離さずにおれる。また際限のない保険料アップの仕組みもなくなることができます。福岡県高齢者医療保険

料は、発足当時均等割、5万935円でした。所得割が9.24%でしたが、改定の度に引き上げられて、30年度は7万7,140円。31年度には7万8,876円になると言われております。これまでもこれからも全国トップレベルの高い保険税ということです。この上に保険料の軽減特例がこれから特例が段階的に廃止されていきます。更なる負担が増える状況です。この影響で年金収入単身者では211万の場合、28年度は7万7,261円だった保険料が29年度は9万6,510円。2倍近く高くなります。30年度は10万7,682円に引き上げられるということで、2倍いや1.4倍、年間で高くなっていくということです。このような中で粕屋町では6か月3か月しか有効期限がない短期保険証の交付は20人残っております。滞納繰越分も27年度は450万5,670円でしたが、29年度はこの滞納額より48万754円増えるという状況になってきております。年金が引き上げられ29年度からの低所得者などが対象の保険料の特別軽減措置の縮小廃止は非常に負担が増えていきます。病気がちな一方で収入が少なく、暮らしが不安定な人が多い75歳以上の人を一つに保険制度に集める。このような運営する設計制度設計そのものに無理が生じております。福岡県が設置している財政安定化基金は昨年62億円になりました。連合が剰余金を活用している運営安定化基金も約60億円積み上げられています。

これらの基金を活用すれば保険料を引き上げることを引き下げることができるのに75歳以上の高齢者に負担を押しつける後期高齢者医療制度の決算認定には反対します。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第55号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

賛成多数であります。

よって、議案第55号「平成29年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

これより、議案第56号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第56号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。

よって、議案第56号「平成29年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

これより、議案第57号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第57号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

賛成多数であります。よって、議案57号「平成29年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

議案第58号「平成29年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」、及び議案第59号「平成29年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」、以上企業会計2議案を一括して議題といたします。本案に関し、委員長の報告を求めます。

太田決算特別委員会委員長。

（決算特別委員会委員長 太田健策君 登壇）

◎決算特別委員会委員長（太田健策君）

議案第58号、59号の「決算の認定について」、付託を受けました決算特別委員会の審議の経過と結果について報告いたします。

議案第58号は、「平成29年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」であります。

平成29年度の収支決算では、消費税抜きで収益的収支の収入は、10億7,265万1,756円。支出は8億1,840万658円で、当年度の純利益は2億5,425万1,098円であります。

資本的収支は、消費税込みで資本的収支が9,632万9,993円。資本的支出が3億2,464万9,694円。不足額2億2,831万9,701円となっています。不足額につきましては、建設改良積立金等で補填されているものでございます。

なお、剰余金処分につきましては、平成28年度からの繰越し利益剰余金9,955万856円に当年度の純利益2億5,425万1,098円とその他未処分利益剰余金変動額1億円を合わせました4億5,380万1,954円から自己資本金に1億円を組み入れ、建設改良積立金に2億5,000万円を積立処分し、翌年度繰越し利益剰余金は、1億3,008万1,0954円となっております。

決算特別委員会において慎重審議いたしました結果、全員の賛成で原案どおり可決及び認定すべきものと決しましたことを報告いたします。

引き続き、議案第59号「平成29年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」であります。

平成29年度の収支決算では、消費税抜きで、収益的収支の収入は、14億2,185万51円。支出は12億7,049万9,391円で、当年度の純利益は1億5,135万660円でありませぬ。資本的収支は消費税込みで、資本的収支が6億7,051万2,800円。

資本的支出が9億9,438万3,886円。不足額3億2,387万1,086円となっています。その不足額につきましては、毎年度、過年度分損益勘定留保資金等で補填されているものでございます。

なお、剰余金の処分につきましては、平成28年度からの繰越純利益繰越利益剰余金2,998万3,188円に当年度の純利益1億5,135万660円とその他の未処分利益剰余金、変動額1億円を合わせました2億8,133万3,848円から地方の資本金に1億円を組み入れ、減債積立金に1億5,000万円を積立処分し、翌年度繰越利益剰余金は、3,133万3,848円となっております。

決算特別委員会で慎重審議しました結果、議員全員の賛成で原案どおり認定すべきことに決しましたことを御報告して終わります。

(決算特別委員会委員長 太田健策君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

これらの議案につきましても、委員長の報告のとおり、議員全員によります審議を行っております。

よって、質疑を省略し、これより議案第58号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第58号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決及び認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第58号「平成29年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに決定いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

これより、議案第59号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第59号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決及び認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、議案第59号「平成29年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに決定いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

諮問第2号につきましては、9月19日に「議案等の撤回」が議決されておりますので、諮問第1号及び諮問第3号の「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、以上人事案件二つの諮問を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。小池総務常任委員会委員長。

（総務常任委員会委員長 小池弘基君 登壇）

◎総務常任委員会委員長（小池弘基君）

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、付託を受けました総務常任委員会での審議の経過と結果について御報告いたします。

現在、人権擁護委員の池田敏明氏の任期が本年12月31日で満了となるため、再度、人権擁護委員の候補者に推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求められたものであります。

池田敏明氏は現在2期目であり、人格、識見ともすぐれており、当総務常任委員会において慎重審議いたしました結果、全員賛成にて適任と決定いたしましたことを報告し、終わります。続きまして、

諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、付託を受けました総務常任委員会での審議の経過と結果について御報告いたします。

現在、人権擁護委員の安松広子氏の任期が本年12月31日で満了となるため、再度人権擁護委員の候補者に推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求められたものであります。

安松広子氏は現在1期目であり、人格、識見ともすぐれており、当総務常任委員

会において慎重審議いたしました結果、全員賛成にて適任と決定いたしましたことを報告し、終わります。

(総務常任委員会委員長 小池弘基君 降壇)

◎議長（山脇秀隆君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案等番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これらは、人事案件につき、申し合わせにより討論を省略し、これより諮問第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、適任であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は委員長の報告のとおり適任と決定いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、諮問第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、適任であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（山脇秀隆君）

全員賛成であります。よって、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、委員長の報告のとおり適任と決定いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

発議第2号。「議会ホームページのリニューアル検討特別委員会設置に関する決議」を議題といたします。

◎議長（山脇秀隆君）

これより、討論に入ります。

まず、本発議に反対の方の発言を許します。

6番、中野俊郎議員。

◎6番（中野敏郎君）

私のほうは、先ほど質疑のところでも問題点を指摘しました。やはりこのところ、議会基本条例というのをきちんと載せるとというのが今のホームページリニューアルのスタートではないかと思います。本来、こういったことってというのは、議長なりあるいは議運なりそういった流れの中で提案されることだと私は思っております。これは議会、何の条例…議会活性化です、失礼しました。議会なんだっただけ。報告ですね、委員会のほうの委員長のほうからの提案というか、個人的な提案だったんですが、こういう基本的な条例っていうの私たち議員なってるっていうんですか3年なってくるんですが、まだきちんとした形で、勉強していない。これは毎回、議員が変わった時にしていくっていうんですか、そういう流れもあると思います。そういうことを踏まえながらきちんとこういったことをやっていったら、当然ホームページのリニューアルとかそういうふうなことももっともっと前から提案されたんじゃないかと思います。そういう意味で、今回あえてこれに反対といたします。

◎議長（山脇秀隆君）

次に、本発議に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、本発議に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

次に、本発議に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（山脇秀隆君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議会ホームページのリニューアル検討特別委員会設置に関する決議」を採決いたします。

採決は、押しボタンによって行います。本決議に賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（山脇秀隆君）

賛成多数であります。よって、発議第2号「議会ホームページのリニューアル検討特別委員会設置に関する決議」は可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時51分)

(再開 午後0時03分)

◎議長（山脇秀隆君）

再開いたします。

いいですか。先ほど議員のほうから決算特別委員会委員長の発言の中で、決算委員会というような言い方をしたということで、特別が抜けてたつていうことを指摘されましたので、ここで訂正させていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、発議第2号「粕屋町議会ホームページのリニューアル検討特別委員会設置に関する決議」が可決いたしましたので、「粕屋町議会ホームページのリニューアル検討特別委員会の委員の選出」及び「粕屋町議会ホームページのリニューアル検討特別委員会の委員長及び副委員長の選任」を日程に追加し、追加日程第7及び追加日程第8として議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（山脇秀隆君）

ご異議なしと認めます。「粕屋町議会ホームページのリニューアル検討特別委員会の委員の選出」及び「粕屋町議会ホームページのリニューアル検討特別委員会の委員長及び副委員長の選任」を日程に追加し、追加日程第7及び追加日程第8として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議長（山脇秀隆君）

追加日程第7「粕屋町議会ホームページのリニューアル検討特別委員会の委員の選出」を議題といたします。特別委員会の委員の選出を行いたいと思いますので、ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午後0時05分)

(再開 午後0時11分)

◎議長（山脇秀隆君）

再開いたします。ただ今、議員全員協議会におきまして、委員選出を行いましたので、事務局長が読み上げます。古賀事務局長。

◎議会事務局長（古賀博文君）

では、読み上げます。

粕屋町議会ホームページのリニューアル検討特別委員会委員に、小池弘基議員、福永善之議員、木村優子議員、安藤和寿議員、井上正宏議員、末若憲治議員。

以上でございます。

◎議長（山脇秀隆君）

追加日程第8「粕屋町議会ホームページのリニューアル検討特別委員会の委員長及び副委員長の選任」を議題といたします。

「粕屋町議会ホームページのリニューアル検討特別委員会の委員長及び副委員長の選任」を行いたいと思いますので、ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午後0時12分）

（再開 午後0時45分）

◎議長（山脇秀隆君）

それでは、再開いたします。

特別委員会より、委員長及び副委員長の報告がありましたので、事務局長が読み上げます。古賀事務局長。

◎議会事務局長（古賀博文君）

では、読み上げます。

粕屋町議会ホームページのリニューアル検討特別委員会、委員長、福永善之議員。副委員長、末若憲治議員。

以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

粕屋町議会ホームページのリニューアル検討特別委員会委員長より発言の申し出がありましたので、これを許可します。福永委員長。

◎議会ホームページのリニューアル検討特別委員会委員長（福永善之君）

ありがとうございます。すみません。当委員会といたしましては、委員以外の皆さんからですね、幅広く意見を聴取したいと思いますので、第1回ですね、会議を27日に予定しております。

もし意見があられる方はですね、26日までにですね、私のメールボックスのほうに、具体例を挙げてですね。例えば、何々議会のホームページを検討してくださいとかですね。そういうところを具体例を挙げて、26日までに情報の提供をお願いします。以上です。

◎議長（山脇秀隆君）

日程第9「委員会の閉会中の所管事務調査」を議題といたします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があっております。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(山脇秀隆君)

ご異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

町長から発言の申し出がっておりますので、これを認めます。

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

去る8月31日に招集をいたしました今議会におきましては、29年度決算の認定議案、そして補正予算など数多くの議案等の審議を賜り、活発な御議論をちょうだいしながら、提案いたしました全ての議案等に可決、承認をいただきました。心から御礼申し上げます。

この9月から私に付託をいただきました町政がスタートいたしました。これから一つ一つの案件を、誠意をもって臨み、粕屋町がより元気により明るい町となるよう、粉骨砕身努力してまいります。どうか議会におかれましても、粕屋町の発展のために、車の両輪のようにバランスをとりながら、御指導、御鞭撻、そして御協力を賜りますよう、重ねてお願いいたします。

さて、昨日、秋の彼岸入りとなりました。これから、秋の気配が一層増してくるものと思われま。どうか、議員各位におかれましては、御自愛をいただきますよう、お願いいたします。そういうお願いを申し上げまして、今議会の閉会にあたっての御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

◎議長(山脇秀隆君)

これをもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。よって、平成30年第3回粕屋町議会定例会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(山脇秀隆君)

ご異議なしと認めます。よって、平成30年第3回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

(散会 午後0時49分)

会議録調製者 古 賀 博 文

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 山 脇 秀 隆

署名議員 案 浦 兼 敏

署名議員 安 藤 和 寿